

2010(平成 22)年度
点検・評価報告書

龍谷大学短期大学部

【凡例】

1. 「本学」「龍谷大学」「全学」の使い分けについて

標記の語句については、本学は4年制大学を併設していること等から、「点検・評価報告書」において、次のとおり取り扱っている。

- 1) 龍谷大学短期大学部を示す場合は、「本学」と称する。
- 2) 4年制大学を示す場合は、「龍谷大学」と称する。
- 3) 4年制大学と短期大学部を併せて表記する場合は、「全学」と称する。

2. 初出以降省略表記とする語句について

「点検・評価報告書」において使用している以下の語句について、初出以降は次のとおり記述されている。

対象となる語句	初出以降の標記
ティーチング・アシスタント	TA
ラーニング・アシスタント	LA
リサーチ・アシスタント	RA
ファカルティ・デベロップメント	FD
現代的教育ニーズ取組支援プログラム	現代 GP
特色ある大学教育支援プログラム	特色 GP
教育職員	教員
財団法人大学コンソーシアム京都	大学コンソーシアム京都
Ryukoku Extension Center	REC
Ryukoku University Berkeley CenterRUBeC	RUBeC
人間・科学・宗教・総合研究センター	人間総研
株式会社格付投資情報センター	R & I

— 目 次 —

序 章	1
第1章 理念・目的・教育目標	3
第2章 教育研究組織	8
第3章 学科・専攻科の教育内容・方法等	11
第4章 学生の受け入れ	49
第5章 学生生活	59
第6章 研究活動と研究環境	70
第7章 社会貢献	80
第8章 教員組織	83
第9章 事務組織	92
第10章 施設・設備等の整備	102
第11章 図書館及び図書・電子媒体	111
第12章 管理運営	118
第13章 財政	129
第14章 自己点検・評価	142
第15章 情報公開・説明責任	145
第16章 特色ある取り組み	149
終 章	155

序章

学校法人龍谷大学は、現在、1 短期大学と 7 学部(文学部・経済学部・経営学部・法学部・理工学部・社会学部・国際文化学部)からなる 4 年制大学と 8 つの大学院研究科と 1 専門職大学院を設置している。大学キャンパスは、深草キャンパス(京都市伏見区)・大宮キャンパス(京都市下京区)・瀬田キャンパス(滋賀県大津市)からなるが、短期大学は深草キャンパスにあり、龍谷大学と併設されている。本報告書では、龍谷大学短期大学部を示す場合は本学と称し、4 年制大学を示す場合は、龍谷大学と称する。加えて 4 年制大学と短期大学部を併せて表記する際には、全学と称する。

本学は、浄土真宗の精神に基づき実際に即した専門の教育を施し、併せて有為の人材を養成することを目的として、1950(昭和 25)年わが国の短期大学制度の発足と同時に創設された。当初は仏教科だけであったが、1962(昭和 37)年保母(現保育士)の養成を目的として社会福祉科を設置した。

1985(昭和 60)年には専攻科仏教専攻を設置し、長きに亘り教育・研究・社会貢献を果たしてきたが、社会的要請にともない仏教科及び専攻科仏教専攻は、龍谷大学文学部に移管された。

設置当初の本学社会福祉科は、保育士養成をめざして児童福祉領域を中心としてきた。しかしわが国の急速な社会変化にともなって、児童福祉分野のみならず、高齢化社会に対応できる人材養成が求められるなど、社会福祉全般に対応することとなった。1992(平成 4)年には、社会福祉科専門教育を基礎として、さらに専門の学術について研究し、実践能力の涵養をめざして専攻科福祉専攻を設置した。専攻科福祉専攻は、厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設として現在に至っている。

近年、短期大学を取り巻く環境は、厳しい状況にあるが、本学は 4 年制学部と併設の短期大学という利点を活かし、これまで教育・研究・社会活動を積極的に展開してきた。現在は社会福祉科のみの 1 学科であるが、入学してくる学生の要望は多様化している。今後も短期大学として社会の要請に応えるべく、これまで本学が蓄積してきた教学資産の有効活用を図るため、2011(平成 23)年度の学科改組に向けて、その作業を進めているところである。なお、2010(平成 22)年度からは、中・長期計画である第 5 次長期計画が新たにスタートすることとなる。その中で、本学のあり方を総合的に検討することになる。

このたび大学基準協会の認証評価を受けるため、本学教職員が実施してきた自己点検・評価にかかる活動と、学科改組にかかる検討・計画・策定の活動を同時並行で行ってきたことは、偶然の一致であったとは言え、多大な活動成果を残す機会となった。個々の教職員が、教育・研究活動を真摯に振り返り社会活動への積極的な参画を果たしてきたことは、各自の意識改革を通して、結果的に多くの実りがあったと言える。

このように自己点検・評価に基づく教育・研究・社会活動に関わる学科全般の見直しを進めていくことは、短期大学として情報公開をするとともに社会に対して説明責任を果たすことになる。学校教育法に基づく第三者による認証評価を受け、本学の教育・研究状況を広く公表するとともに、社会に対するその責任を果たすため、このたび大学基準協会に 2010(平成 22)年度短期大学認

証評価の申請をする次第である。

なお、本学における自己点検・認証評価の体制は、次に示すとおりである。併設龍谷大学において設置・機能している組織や制度を併用しているため、本学では4年制学部の基準に沿った運用がなされている。まず、大学全体の自己点検・評価を所管する組織である全学大学評価会議があり、その下に具体的な業務を審議する大学評価委員会が設置されている。本学においては短期大学部自己点検・評価委員会(以下、「短大評価委員会」という。)が、その任にあたることになっている。

このたびの自己点検・認証評価に際して、「短大評価委員会」は、本学各教職員が学内委員として所管する業務について点検するとともに、全体を俯瞰して作業を進め、適宜龍谷大学大学評価委員会と調整を行いながら、以下のとおり報告書を作成したものである。

本学はこれまで3度、文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム(通称：現代GP)、特色ある大学教育支援プログラム(通称：特色GP)に採択されてきた。このことは、社会から一定の評価を得たことに値するので、ここに付記しておきたい。

第1章 理念・目的・教育目標

【理念・目的・教育目標】

- ・短期大学の理念に基づく目的および学科・専攻科等の目的・教育目標の適切性
- ・短期大学の理念に基づく目的および学科・専攻科等の目的・教育目標の周知方法とその有効性

＜現状の説明＞

1. 龍谷大学の理念・建学の精神

龍谷大学は、1639(寛永16)年に浄土真宗本願寺派学寮として創設されて以来、浄土真宗の精神(親鸞精神)を建学の理念とし、人間性豊かで深い学識と教養を備え、社会の発展向上に貢献する人材養成を目的として発展を遂げてきた。そして今日、「建学の精神」の内容を、誰にでも理解できるよう平易なことばにして、次の5項目にまとめて表現している。

- ①すべてのいのちを大切にする「平等」の精神
- ②真実を求め真実に生きる「自立」の精神
- ③常にわが身をかえりみる「内省」の精神
- ④生かされていることへの「感謝」の精神
- ⑤人類の対話と共存を願う「平和」の精神

本学は、1950(昭和25)年、わが国の短期大学制度の創設と同時に、龍谷大学短期大学部仏教科として誕生した。1962(昭和37)年に社会福祉科を開設し、保育士養成を中心に取り組み、以来、有為の人材を輩出してきた。龍谷大学短期大学部学則第3条には、「本学は、教育基本法並びに学校教育法による短期大学として、浄土真宗の精神に基づき実際に即した専門的教育を施し、併せて有為の人材を養成することを目的とする。」との規定を掲げている。また、第4条では、社会福祉科の設置目的として、「福祉全般にわたる基礎的教養を修得するとともに、専門的知識、実践的能力を身につけた人材を養成することを目的とする。」と規定している。

1985(昭和60)年には専攻科仏教専攻を開設したが、時代の要請により仏教科ならびに専攻科仏教専攻は、龍谷大学文学部に移管された。現在、専攻科は、1992(平成4)年に開設された福祉専攻のみである。その設置目的は、学則第47条に、「本学社会福祉科専門教育の基礎の上にさらに専門の学術について教授し、その研究を指導して、実践教化の能力涵養と仏教的教養豊かな有為の人材を養成することを目的として、専攻科を置き、専攻科に福祉専攻を置く。」と規定している。したがって、教育目的・教育目標については、社会福祉科と専攻科福祉専攻は一体のものと捉えて、教育活動を展開している。

2. 本学の教育目的・教育目標

本学の教育目的は、専門的水準での人文・社会・自然科学の探求、および体験型教育(社会福祉施設実習、福祉体験活動等)を通して、建学の精神に則った人格主体を形成することである。

具体的には学生が次の目標を達成できるように努力している。

- ①個人の尊厳性、権利の普遍平等性、社会の互惠的連帯性について、科学的に理解し、説明できる。
- ②貧困と差別を生む社会構造について、科学的に理解し説明できる。
- ③基本的人権と社会権に基づく社会保障の意義を理解し説明できる。
- ④身の生活問題を社会問題の脈絡で考察でき、自分の意見(OWN・ビュー)を発表することができる。
- ⑤身辺からすべての人の権利回復と連帯をつくっていく姿勢をもてる。
- ⑥障害の意味、老いの意味、死の意味、生命の繋がりについて洞察する姿勢をもてる。
- ⑦知的生産の技術(a.学術論文のルールを踏まえて論述することができる、b.公式の場で論理的かつ明瞭簡潔に意見発表することができる、c.小グループで弁証法的に討論することができる)を身につける。

3. 各コースの教育目標

本学では、入学直後のオリエンテーションを経て、学生は次の3コースから1つを選択する。各コースの教育目標は次のとおりであり、それぞれのコース目標に応じた教育を行っている。

①「社会福祉コース」の教育目標

社会福祉施設等に就業が可能なケア・生活支援・福祉相談に関する基本知識と実践的技量、および専門職業的価値観と態度を身につける。

②「児童福祉コース」の教育目標

保育所等児童福祉施設に就業が可能な保育士としての基本知識と実践的技量、および専門職業的価値観と態度を身につける。

③「健康福祉コース」の教育目標

心と身体健康について、地域交流や高齢者・障がい者のスポーツおよびレクリエーション等の福祉体験活動(実習)を通して基本的知識や実践的技量を身につける。

4. 教育目的・目標の周知方法

上記のような教育目的・目標の周知を図るため、以下の方法を用いている。受験者を含む広く社会一般の人々に向けて、ホームページ、大学案内誌(入試広報)、広報「龍谷」をはじめとする各種の大学刊行出版物を発行している。とりわけ受験者に対しては、オープンキャンパスで配布するリーフレット、パンフレット等がある。入学者には、「履修要項」、「学生手帳」、「学修の指針」、龍谷大学が年間を通じて開催している宗教部の行事等を通じて、その周知をしている。教育目的・目標は、学生だけでなく、本学の教職員、学内構成員にも浸透させるため、印刷物だけでなく、ホームページや学内の諸行事等を通じてその周知を図っている。

<点検・評価>

1. 龍谷大学の理念・建学の精神

建学の精神の具現化のため重要なものとして授業期間中での毎朝の勤行(おつとめ)と、「お逮夜法要(おたいやほうよう)」がある。お逮夜法要とは、親鸞聖人の毎月のご命日の前夜(前日)の

法要であり、毎月15日の2講時の一部と昼休みの時間(12時から13時)にかけて深草キャンパス顕真館で勤行と法話をおこなっている。このように大学の理念や建学の精神は、印刷物等の配布に止まらず、行事として顕在化させることは評価できる。今後も、内容をより充実しつつ継承していく。

設置科目のなかで、共通科目の必修科目とされている「仏教の思想」(通年4単位)は、現代の学生に人間の真実の生き方を深く考えさせる動機付けとなり、本学の独自性を表すものと評価できる。今後は、学生の実人生に関わるような、より理解しやすい内容にするため、科目担当者委員会においてその授業内容を十分に検討し、さらに充実させていかなければならない。

2. 本学の教育目的・目標

本学は、社会福祉科1学科であり、社会福祉という専門領域の社会的ニーズに応えると同時に、建学の精神に基づいた教育目的・目標を掲げていることは適切であると評価できる。また教育目的を具現化するために、座学だけではなく体験型教育を取り入れていることは評価できる。社会の急激な変化にともなって、社会的要請も刻一刻と変化しており、本学の教育目的に基づきながら、その時々々の社会的ニーズに応える必要があると考えている。

3. 各コースの教育目標

各コースに配属されるゼミ担当者で構成する「コース会議」を適宜開催し、それぞれの教育目的・目標に基づいて授業プログラムが実践され、授業内容や配属学生について情報共有されている。このコース会議において、授業プログラムに関して各コース別教育目標の見直しや次年度のための計画(点検と評価)を行っている。今後もその充実を図っていく必要がある。

4. 教育目的・目標の周知方法

教育活動とリンクした形で、ホームページの充実を含め、先述のような活動を総合的に展開することは、本学への社会的理解を広げ学生への浸透をはかる方法としては有効である。また本学を希望する受験者の多い高等学校に、2006(平成18)年度文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム(以下、「現代GP」という。))「イメージ創成を中心としたキャリア教育」で製作したメディア(DVD)を配布していること、あるいはオープンキャンパスで、その視聴の機会を設けていることも周知方法として評価できる。

<将来の改善策>

龍谷大学の理念に基づく本学の教育目的・目標の周知と理解促進に関しては、ゼミ担当者によるクラス担任制を採用しているので、各演習やコース合同演習の授業を通して、学生にさらなる理解を促していく。先述の通り、本学では、学科改組による教学展開の改善を図ることになった。

【目的・教育目標の検証】

・短期大学の目的および学科・専攻科等の目的・教育目標を検証する仕組みの状況

＜現状の説明＞

本学では、短期大学部学則第3条の2において、「本学は教育研究の向上をはかり、前条第1項の目的を達成するため、自らの点検・評価を行う。」とし、第2項では、「前項の目的を達成するため、点検の項目、実施体制は別に定める。」と規定している。

この規定を実効するために、「大学評価に関する規程」が定められており、大学評価に関する重要事項を審議・決定するために、大学執行部(部局長会)のもとに「全学大学評価会議」が置かれ、大学評価に関する具体的な業務を審議するために、「全学大学評価会議」のもとに「大学評価委員会」が設けられている。そして、短期大学部独自の評価機関としては、「短期大学部自己点検・評価委員会(以下、「短大評価委員会」という。)」が設置され活動している。点検評価に関しては教学企画部が総合的に支援を行っている。

このような仕組みの中で、本学の教育目標の検証については、改組担当のワーキングチーム、学科会議、教授会、評議会等においても、実態的に適宜取り組まれている。

社会状況の変遷に伴い2008(平成20)年度から、改組に具体的にに取り組むこととなった。その改組作業と並行して、「短大評価委員会」が中心となり、改組担当のワーキングチーム、学科会議、教授会と連携協働しながら、教育目的、教育目標の再検討と検証を進めてきた。

＜点検・評価＞

検証組織の中心的役割を担う「短大評価委員会」は、教育目的、教育目標の検証作業を進めていく上で、きわめて大きな働きをしていると評価することができる。今後も、社会状況の変遷に注意を払い、総合的な分析を行い、タイミングを逸することのない検証を行っていく必要がある。

教育目的と教育目標の適切性を検証する過程に、教員、事務職員、学生が主体的・積極的に参加できる仕組みを構築していく必要がある。特に、学生の参加に関しては、パイロット的に取り組んでいくべきである。モチベーションの高くない学生に対して、どのような教育が効果を発揮するか検証しつつ、教育目標に活かしていく必要がある。

「教育効果や社会的要請と教育目標とのフィードバック・サイクル、教育目標設定の修正、定期的評価、再査定、教育目標の再設定」に関して、今後、その充実に積極的に取り組む必要がある。特に、タスク(実行可能な取り組むべき課題)を明確化し組織的に確認していく過程を、十分に機能させる必要があると考えられる。

＜将来の改善策＞

教育目的、教育目標の適切性の検証は、他の審議決定機関と調整しつつ、定期的かつ継続的に進めていくために、「短大評価委員会」のさらなる充実発展が必要である。

検証過程への参加という点に関しては、ファカルティ・ディベロップメント(以下、「FD」という。)の一環として教育目標の周知を図ること、「教員用ハンドブック」等に教育目標を記載すること、年度当初の学科会議や教授会において教育目標を確認すること等を推進して、教職員間で教育目標の理解と深化の徹底を図っていききたい。

同時に、FD 活動への学生参加を進めること、入学時に実施しているフレッシュャーズキャンプや学年始で実施している履修説明会等を通して、学生への教育目標の周知をさらに進めていく。また、教育目標の点検評価サイクルへの学生の参加方策についても工夫していかなければならない。

教育効果を長期的に見て、教育目的の検証に活かすという点では、卒業生へのアンケートやインタビューが有効である。このアプローチが、おざなりのものに終わらないように、方法を十分吟味し、体制を整えて取り組む必要がある。

第2章 教育研究組織

【教育研究組織】

・短期大学の学科・専攻科・研究所等の組織構成と理念・目的・教育目標との関連

＜現状の説明＞

本学は、社会福祉科(定員 242 名)を設置している。このなかに、「社会福祉コース」、「児童福祉コース」、「健康福祉コース」の3コースを置いている。

各コースの教育目標はすでに第1章で示したとおりである。

また、本学は、専攻科(定員 40 名)を置いている。専攻科は、福祉専攻1年の課程であり、介護福祉士養成機関として1992(平成4)年に開設された。短期大学部の2年間で学んだことを基礎として、さらに専門的学修を深め、福祉現場で即戦力となるため実践的技量を磨くことを目的としている。

そのほか、本学には、実習指導室と社会活動センター、ボランティア・コーディネート・センターが設置されている。

実習指導室は、教員と事務職員を置き、福祉施設や保育所等での実習全体をコーディネートしている。また同室は、現場実習指導や演習の授業進行のアシストを行い、実習関係資料の資料室の機能も担っている。

社会活動センターおよびボランティア・コーディネート・センターは、専任の事務職員を置き、短期大学部におけるサービス・ラーニング、社会体験教育のコーディネート機能を担っている。具体的には、地域交流活動や障がい者との交流学习の連絡調整や授業進行の支援を行っている。

龍谷大学の事業計画である第4次長期計画〔計画期間2000(平成12)～2009(平成21)年度〕においては、龍谷大学の教学理念を実現するために、特に教学活動の拡充に重点を置いている。そのために次のような教学組織等の拡充目標を掲げて、その実現に努めている。

1. 教育内容と授業方法等の改善を促進し、その活動の組織的な取り組みを推進するための体制を整備する。

- ・大学教育に関する改善・改革を主体的に推進する組織を設ける。
- ・学生の自主的な学修意欲を促進させるため、情報教育システムの基盤整備をはかる。それを推進するための組織を再編する。

2. 地域貢献の拡充をはかるための組織を整備する。

- ・Ryukoku Extension Center (以下、「REC」という。)の京都学舎における活動拠点を設ける。
- ・ボランティア活動を全学的に推進する活動拠点を設ける。

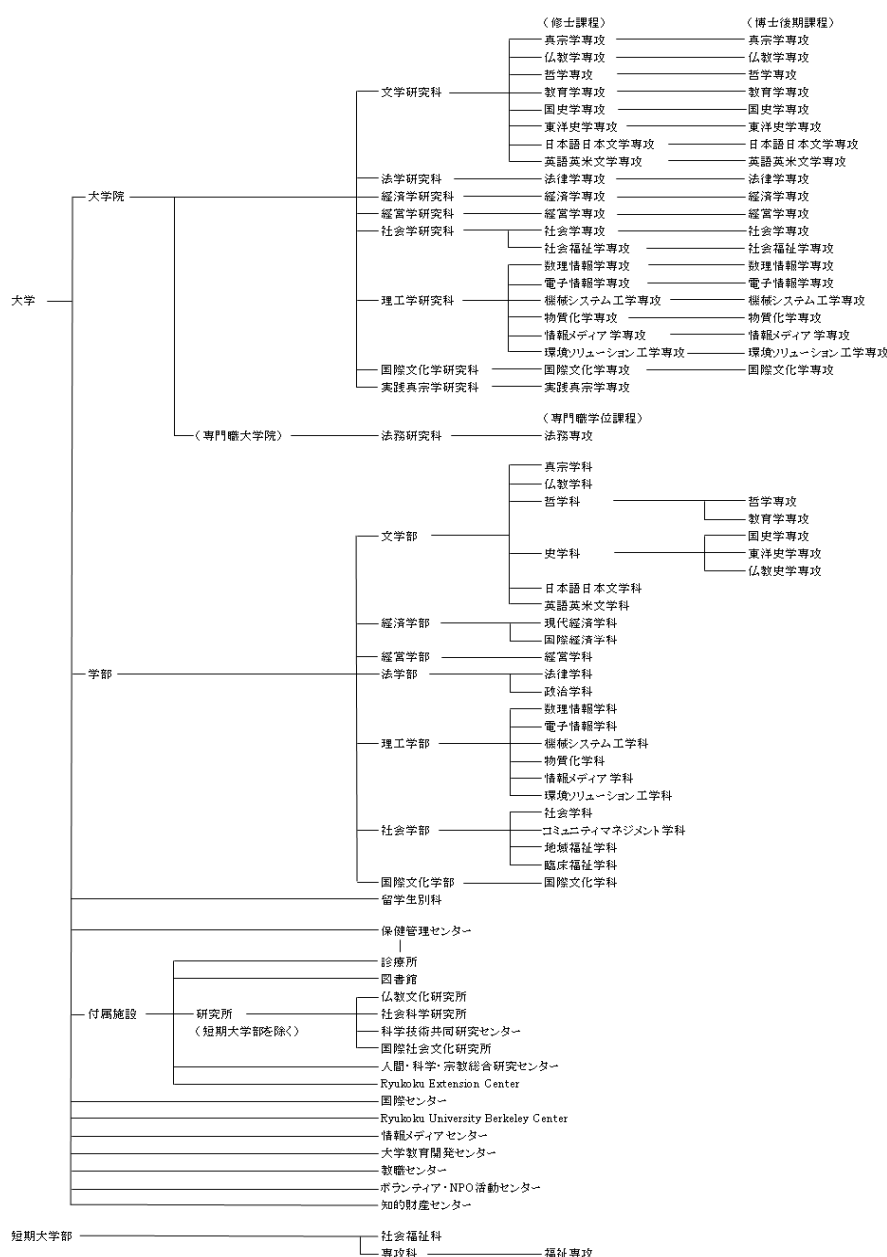
具体的には、以下のような教育研究組織が設置されてきた。

- ・大学教育開発センターの設置〔2001(平成13)年〕：個々のFD活動を全学的に集約するとともに、その活動を積極的に援助・促進し、全学の教育活動に反映させていく。
- ・ボランティア・NPO活動センターの設置〔2001(平成13)年〕：本学構成員の社会参加を推進

し、地域と大学を結ぶ核となることをめざす。教育・研究活動への還元もめざす。活動の拠点を深草キャンパスと瀬田キャンパスに設ける。

- ・人間・科学・宗教総合研究センターの設置〔2001(平成13)年〕：特定の研究分野(選択的分野)における研究の高度化をはかる。外部資金を導入した多様な研究センターを設置し、異領域分野の共同研究による先端的研究活動を推進する。
- ・RECを再編し、REC滋賀に加え「REC京都」を開設〔2001(平成13)年〕：社会貢献活動の京都の拠点として、龍谷講座、生涯学習講座(REC コミュニティカレッジ)等多様な活動を展開する。龍谷大学および龍谷大学短期大学部の教育研究組織図は次のとおりである。

図2-1 2009(平成21)年度龍谷大学教育研究組織図



龍谷大学の付属施設のうち、「診療所」、「図書館」、「REC」、は、短期大学部の付属施設を兼ねている。また、学生・職員・教員の健康な生活を保持する「保健管理センター」、アメリカ合衆国のカルフォルニア州にある浄土真宗センターに独自施設を持ち留学生生活を支える「Ryukoku University Berkeley Center」、情報教育を推進する「情報メディアセンター」、知的財産の保護を進める「知的財産センター」、留学等国際交流を支援する「国際センター」、大学教育の支援・研究開発を進める「大学教育開発センター」、学生の社会貢献活動を推進する「ボランティア・NPO活動センター」、は、龍谷大学と本学を併せた全学の教育研究組織として運用されている。

＜点検・評価＞＜将来の改善策＞

本学は、社会福祉科の1学科体制であり、設置理念・目的・教育目標との関連については十分にあるものと評価できる。また教育研究組織においても全学が建学の理念を同じくしていることは評価できる。

第4次長期計画において、学際領域と社会貢献活動分野の教育研究組織等を重点的に拡充してきたことに特徴がある。本学には、龍谷大学も含めて4年制大学への編入学を希望する学生が、極めて多いという特色がある。この特色を活かし、学生のニーズに応えられる教育組織の再編を現在検討中である。「児童福祉コース」に関しては、保育士国家資格だけではなく、幼稚園教諭の免許も取得できるよう改組を検討し準備中である。

専攻科に関しては、社会的ニーズはあるものの、志望する学生が一定数見込めないことから、2010(平成22)年4月に学生募集を停止する。

第3章 学科・専攻科の教育内容・方法等

〔1〕教育内容等

《到達目標》

本学では、建学の理念を具現化する教育目的に則って、以下のような教育内容の到達目標を掲げている。

- 少人数で入学当初から取り組んでいる「演習」に関して、指導のための基準を設け、体系化のモデルを示すことによって、レジュメ作成と個別テーマ発表等を通して、学生の読解力、情報機器操作能力、問題発見能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等を開発する。
- 「卒業論文指導」に関して、指導のための基準を設け、体系化のモデルを示すことによって、学生の論理的思考力、論理的文章表現能力等を開発する。
- 「予・復習」の指導に関して、指導のための基準を設け、有効なあり方を求める。
- 課外活動を行う学生に関して、正課授業と両立できるように、指導のための基準を設け、有効なあり方を求める。
- 「福祉施設実習」、「福祉体験活動」に関して、指導のための基準をより有効なものへと改善し、体系化のモデルを示すことによって、学生の「配慮する力」を体験的に修得させ、「実践現場を総合的に理解する力」を開発する。
- 高大連携と入学前教育プログラムをより充実し、取り組みを強化することによって、学生が大学教育に円滑に移行できるよう、体制整備を図る。

【学科・専攻科の教育課程】

- ・学科・専攻科等の教育課程と学科・専攻科等の理念・目的ならびに学校教育法第108条、短期大学設置基準第5条との関連
- ・学科・専攻科等の目的・教育目標との対応関係における、短期大学士課程教育の体系の適切性
- ・教育課程における教養教育、専門基礎教育、専門教育、倫理性を培う教育等の位置づけ
- ・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育科目・教養教育科目・外国語科目等の量的配分とその適切性

社会福祉科

<現状の説明>

本学は、浄土真宗の精神に基づき実際に即した専門教育を行う目的で設置され、個人の尊厳をふまえ市民としての普遍的な権利実現をめざし、「地域貢献」「ノーマライゼーション」という今日的課題にも対処しうる、倫理性の高い人材の育成を目標としてきた。

社会福祉科は、社会福祉の理念や新しい時代に向けて望まれている福祉を、知的、道徳的および

び応用的能力を展開できるように総合的に教授し、今後のソーシャルワークに必要な基礎的・実践的技術を身に付けた人材の養成を目的としている。そのために、1年次から実践的な授業や少人数のゼミナール教育を実施している。とくに、福祉現場での実習科目を徹底的に学ばせ、現場で働くために欠かせない知識、技能、態度等の専門性に即した能力を養成している。また、このような福祉現場での体験学習は、人間の生活に直接触れる機会でもあり、「健康福祉コース」のように広い視野から福祉を学ぶ学生も含めて、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養している。

具体的には、高齢者や児童・障がい者等への援助技術等の修得をすすめ、「社会福祉士」「保育士」資格取得に向けたカリキュラムを構築している。また、「社会福祉学特殊講義Ⅱ(園芸療法)」等特色ある科目を設置するとともに、2週間の「社会福祉援助技術現場実習ⅡA・ⅡB」ないしは「ソーシャルワーク現場実習Ⅰ」を必修科目としている。

さらに、1年次配当科目と2年次配当科目に分け、1年次において基礎教育を行い、2年次においてより専門的な教育が行えるように配慮している。基礎教育から専門教育までを体系的に学ぶとともに、幅広い分野の学修機会を保障しながら、専門分野を深く学ぶことができる体系的なカリキュラムを構築している。

社会福祉科のAコース、Bコースの2コース制から、「社会福祉コース」、「児童福祉コース」、「健康福祉コース」の3コース制への変更(2000(平成12)年度)を実施してきた。その際、①奇を衒うのではなく、丁寧な教育を行うこと、②そのために必要な教育課程の見直しを毎年行うこと、という基本姿勢に則り、継続的にカリキュラムの改善を行うことで、本学の理念・教育目的および教育目標を実現する努力を重ねてきた。

卒業所要総単位は68単位であり、2009(平成21)年5月現在開講している授業科目(随意科目を除く)は112科目336単位である。このうち50科目154単位は共通科目として開設されており、62科目182単位は社会福祉科固有科目として開設されている。共通科目の中には、1科目4単位の「仏教の思想」、6科目12単位の外国語科目、3科目6単位の保健体育系科目が開設されている。このように、本学の理念・教育目的および教育目標を反映した多くの科目が開設されており、学生の関心に基づき柔軟に学修することが可能となっている。

＜点検・評価＞

短期大学設置基準第5条に基づき、幅広い教養科目を学びつつ、社会福祉専門分野に関する科目を重点的に学ぶことができるように3つのコースを開設していることは評価できる。科目の年次配当においても基礎から専門までを年次ごとに学ぶことができるカリキュラム構築について、体系的であると評価できる。「社会福祉コース」は社会福祉士国家試験受験基礎資格取得に向け、「児童福祉コース」は保育士資格の取得に向け、それぞれ独自性が見出しやすい状況であるのに対し、「健康福祉コース」については、カリキュラム上、大きな特徴を打ち出しにくい現状にある。そのため、「健康福祉コース」の独自性をより明確にすることが課題である。

＜将来の改善策＞

この課題を解決するために、「健康福祉コース」独自のカリキュラムを構築するための検討委員

会を、本コースの演習を担当する教員を中心として立ち上げ、2004(平成16)年度から継続的に検討を重ねている。当初はカリキュラム内容を含め、抜本的な方策を見出せずにいたが、ここ2、3年の間、「健康福祉コース」独自の実習プログラムを安定的に実施できる状況が生まれており、そのことが「健康福祉コース」の特徴となりつつある。この状況をさらに推し進めるために、コース独自の取り組みを本学で支援していく。また、本学における学部教育を充実させるために「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入の方針」の3つの方針について改めて全学的に確認し、明確化と一貫性の検証を行い、それらの方針に基づいた教育課程編成を進めていく。

専攻科福祉専攻

<現状の説明>

専攻科福祉専攻は、厚生労働省指定規則第7条第2項による介護福祉士養成施設である。

浄土真宗の精神を建学の精神とする短期大学部の社会福祉科専門教育を基礎として、今日の社会福祉ニーズの変化、多様化に応えるべく、知識の充実、応用、伝達の機能を修得し、幅広い視野と豊かな人間性をもったケアワーカー、ケアリーダーの育成を目指している。

本専攻科の教育課程では、この目標達成に向けて、少人数制できめ細かな指導を行ってきた。2008(平成20)年度以前入学生対象必修科目(「リハビリテーション論」、「レクリエーション活動援助法」、「家政学概論」、「家政学実習」、「精神保健」、「介護技術」、「形態別介護技術」、「実習」、「実習指導」)以外に、「卒業研究」を必修科目と位置付けている。また「社会福祉援助技術論」、「社会福祉政策制度論」、「社会福祉特殊講義(癒し、音楽療法、介護過程の展開)」を選択科目として開講している。

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)」が2009(平成21)年4月1日付で施行され、2009(平成21)年度入学生より、新たなカリキュラムを導入した。新カリキュラムの導入に当たっては、建学の精神および幅広い視野と豊かな人間性をもったケアワーカー、ケアリーダーの育成を念頭に置き、法律改正に沿って改革を行った。

<点検・評価>

本専攻科の教育は、介護福祉士養成施設であるため厚生労働省指定規則第7条第2項に則り、実施している。1年課程のため、必修科目だけでも非常に過密な状況ではある。しかし、専門職に必要と考える知識、技術、価値観の修得のための科目が、選択科目として充実している点は、評価できる。学生には履修指導の際、選択科目に関しても積極的に履修するよう指導していることから、全学生がすべての選択科目を履修し、積極的に勉学に励んでいる。

専攻科修了生の中には独立行政法人大学評価・学位授与機構へ学位の申請をし、学士号を取得、大学院進学、大学教員等になっている修了生もあり、本専攻科の教育内容が、一定評価された結果である。教育目標と教育課程との間に特に齟齬は見られず、大きな問題点は見当たらない。しかし、年次的に教育していくということが出来ず、1年完結型になってしまう点が、限界であると考えられる。

＜将来の改善策＞

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 125 号)」の施行により、2009(平成 21)年度よりカリキュラム改革を実施した。厚生労働省より示された教育内容の見直しの背景には、高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化に伴う介護ニーズの変化を踏まえ、介護を必要とする幅広い利用者に対して基本的な介護を提供できる能力の育成がある。本専攻科においても、「社会に求められる介護福祉士像 12 項目」(注)を踏まえ、理論と実践の融合、専門職に必要とされる知識・技術・価値観をより高めることを目指してカリキュラム改革を行った。介護福祉士に必要な倫理観等の授業(介護の基本等)や、現場と理論がより密着しやすいように、実習以外でも施設を訪問する等の教育内容を授業に組み入れた(介護過程等)。ただし、本カリキュラムは 2009(平成 21)年度より開始されたところであり、まだその評価は出来ない。加えて本専攻科は 2010(平成 22)年度に学生募集を停止するため、このカリキュラム改革で得られた教育成果は、本学の教育改善に役立てていきたい。

(注)

厚生労働省の社会保障審議会福祉部会意見として出された「社会に求められる介護福祉士像」は、以下の 12 項目からなる。

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
- ④ 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 他職種協働によるチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

【履修科目の区分】

・教育課程編成における、必修・選択の量的配分の適切性

社会福祉科

<現状の説明>

卒業に必要な単位数は、共通科目から 26 単位、学科固有科目から 42 単位となっている。共通科目 26 単位のうち、必修科目は 10 単位、選択科目は 16 単位である。学科固有科目 42 単位のうち、必修科目は 26 単位、選択科目は 16 単位である(表 3-1 参照)。学科固有科目については、2004(平成 16)年度から選択科目である「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」を、実習における事前事後指導の重要性を考慮して、必修科目に変更した。また 2009(平成 21)年度からは、社会福祉士国家試験受験基礎資格取得にかかる新カリキュラムの導入に伴い、卒業要件科目である学科固有科目の一部を選択必修に変更した。このように履修科目区分や法改正等にも呼応して適宜必要な改編を行う等、履修の必要度や学生の負担等を総合的に検討しながら、柔軟に対応している。

表 3-1

教育課程表〔2009(平成 21)年 5 月現在〕

科目区分	必修			選択	合計	
共通科目	仏教の思想(建学の精神にかかる科目)	4	10	16	68	
	英語Ⅰ(基礎語学系科目)	2				
	スポーツ文化(保健体育系科目)	2				
	基礎演習(入門演習系科目)	2				
学科固有科目	社会福祉原論(専門基礎科目)	4	26	16		
	社会福祉援助技術総論(専門基礎科目)	4				
	社会福祉援助技術現場実習Ⅰ(実習基礎科目) A群 ソーシャルワーク現場実習指導Ⅰ(実習基礎科目) B群	}*				4
	社会福祉援助技術演習Ⅰ(専門演習系科目) A群 ソーシャルワーク演習Ⅰ(専門演習系科目) B群	}*				4
	社会福祉援助技術演習Ⅱ(専門演習系科目) A群 ソーシャルワーク演習Ⅱ(専門演習系科目) B群	}*				2
	社会福祉援助技術現場実習ⅡA・ⅡB(卒業実習科目) A群 ソーシャルワーク現場実習Ⅰ(卒業実習科目) B群	}*				2
	社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ(卒業実習事前・事後指導科目)	2				
	卒業論文	4				

(*: A群もしくはB群を選択必修)

〔共通科目〕

共通科目は、建学の精神に相通ずる、共生^{ともいき}の精神を涵養し、高等教育の基礎となる教養を培うものである。共通科目において卒業要件としている必修 10 単位にかかる科目は、次のとおりである。①建学の精神を学ぶための「仏教の思想」4 単位、②教養的な外国語の基礎を身につけるための「英語Ⅰ」2 単位、③スポーツ技術ないしは健康維持・増進の観点から理解するための保健体育系科目「スポーツ文化ⅠA」(講義)2 単位、「スポーツ文化ⅠB」(実技)2 単位のいずれかを選択必修、④学修(研究)のあり方や、実習に向けた基礎的事前教育を少人数で行う「基礎演習」2 単位。なお、「基礎演習」は、導入教育的側面を担うことも期待されるため、本学の専任教員が担当することを原則としている。

次に共通科目の選択科目には、幅広い見識と豊かな教養を身につけることを目的とした、多様な科目を開講している。その中でも、早い段階で大学の学びを自らのキャリアにどのように結びつけるかを学ぶ「キャリアデザイン論」や、情報化社会の中で求められる最低限の知識の獲得を目指した「情報処理基礎」は、1 コマあたりの受講者が必要機器との関係で制限されるため、開講コマ数を複数にするといった、配慮も行っている。

〔学科固有科目〕

学科固有科目は、各種資格の取得も視野に入れた専門科目として開設されている。学科固有科目において卒業要件としている必修 26 単位にかかる科目は、社会福祉の諸領域に共通する基本的な原理・原論を学び、実践的性格の強い社会福祉の活動や制度の基礎を理論的・体験的に学ぶことを目指す科目群によって構成されている。また必修科目の中でも専門基礎科目と考えられる「社会福祉原論」、「社会福祉援助技術総論」、「社会福祉援助技術現場実習」、「ソーシャルワーク実習」、「社会福祉援助技術演習」、「ソーシャルワーク演習」は、専任教員が担当している。

次に選択科目には、今日の社会福祉についての学修に必要とされる多様な科目を設置している。選択科目の中には、社会福祉士国家試験受験基礎資格、保育士資格等の取得につながる科目も含まれている。中でも資格取得のため必修科目である「教育心理学」、「高齢者福祉論」、「地域福祉論」、「発達心理学」、「教育原理」等は、専任教員が担当することを原則としている。

<点検・評価>

卒業要件である 68 単位に対して、必修科目が 36 単位、選択科目が 32 単位であり量的配分については適切であると評価できる。カリキュラムについては、前述したように、大きな改革を行うのではなく、毎年必要な見直しを継続的に行うことで、教育課程の改善を図ることを基本としてきた。この方針は、丁寧な教育を行うという大原則とあいまって、基本方針として間違っていないと評価している。この点を客観的に裏づけるために、本学では卒業年次生を対象に在学中の学びについての満足度にかかるアンケート調査を、2004(平成 16)年度、2007(平成 19)年度および 2008(平成 20)年度に実施した。アンケート結果は、「大変満足している」、「満足している」の合計ポイントが年度を追うごとに 30.1%、41.5%、54.1%と少しずつではあるが増加している。丁寧な教育が学生からも一定評価されていることを示した結果ではないかと考えている。

また、「キャリアデザイン論」等の導入教育科目での展開を含め、本学では入学後早い段階で

学生が自らのキャリアに関心をもつことの重要性を理解できるような取り組みを進めてきた。こうした本学の取り組みは、文部科学省にも評価され、2006(平成18)年度現代GPに採択された。このことは、教学に対する本学の基本方針が一定認められたものと受けとめ、さらに内容を充実させるために、文部科学省からの資金補助終了以降も事業の発展を期すべく検討を重ねている。

しかしながら、ここ数年の学生の多様化は加速度的に進んでおり、本学から4年制大学への編入希望者の増加、資格志向の高まり等、目に見える形での対応が必要である。そして、こうした課題に対して現状のカリキュラムは、十分対応しうるものとは必ずしもいえない状況にある。そのため、今後こうしたニーズに短期大学として応えつつ、一方で短期大学士の学位授与における質の保証をする新たなカリキュラムの策定を、組織改革も含めて検討すべき段階にきていると考えている。

＜将来の改善策＞

第1に、社会福祉を取り巻く環境、また短期大学そのものが置かれている位置づけが近年急激に変化している。そのため、この環境の変化に応じ、学生のニーズに応えうるカリキュラムを策定する上で新たな科目設置を検討する等、抜本的な点検が必要である。本学では、教授会以外にも必要に応じて学科会議、また課題によっては別途ワーキンググループを設置する等の方法で集中討議を実施しており、こうした会議体での検討結果を踏まえて、点検結果を2011(平成23)年頃までに具体化できるように抜本的な改革を進めていく。

第2に、近年、リメディアル教育のニーズも大きく変化している。また、情報処理教育については、情報処理に関する技術的な発達、情報処理能力に対する社会的需要の高まり、大学入学前の情報処理教育の進展等、状況の変化は急激である。これらの変化に対応することが課題であり、総体的な点検が必要である。また、本学の学生は、傾向として高等学校までの理数系科目の習熟度にも課題のある学生が少なくない。その対応策のひとつとして2009(平成21)年度から「特別講座」として数学のリメディアル科目の導入を行うこととした。

専攻科福祉専攻

＜現状の説明＞

専攻科の修了要件は53単位以上であり、そのうち必修科目は53単位となっている。これら必修科目のうち、卒業研究以外の科目は、すべて厚生労働省の指定科目となっており、必修科目としての履修が必要である。また選択科目については、1年課程であり、実習時間も長く、加えて学生は就職活動を行う必要があるため、より重要と考えられる科目を提供している。

2009(平成21)年度から「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)」の施行により、カリキュラム改革が行われた。新カリキュラムにおいては、各介護福祉士養成施設の裁量に任せられた点と、より厳しく指定された領域とがある。本学専攻科のような1年課程においては、指定時間数が増えたことにより選択科目を設置することが困難な状況になった。しかし、養成施設の裁量に任せられた領域において、選択科目の講義内容を補うこととし、教育の質を保っている。

<点検・評価><将来の改善策>

修了要件 53 単位に対し、必修科目 53 単位は厚生労働省からの指定によるものであり、適切であると判断できる。また、2008(平成 20)年度までの旧カリキュラム、2009(平成 21)年度以降の新カリキュラムにおいて、すべての学生が選択科目を受講している。

新カリキュラムは 2009(平成 21)年度より開始されたところであり、まだその評価は出来ない。加えて本専攻科は 2010(平成 22)年度に学生募集を停止するため、このカリキュラム改革で得られた教育成果は、本学の教育改善に役立てていきたい。

【臨床実習・学外実習等】

- ・臨床実習・学外実習を行っている学科における、当該実習の教育課程上の位置づけとその適切性

社会福祉科

<現状の説明>

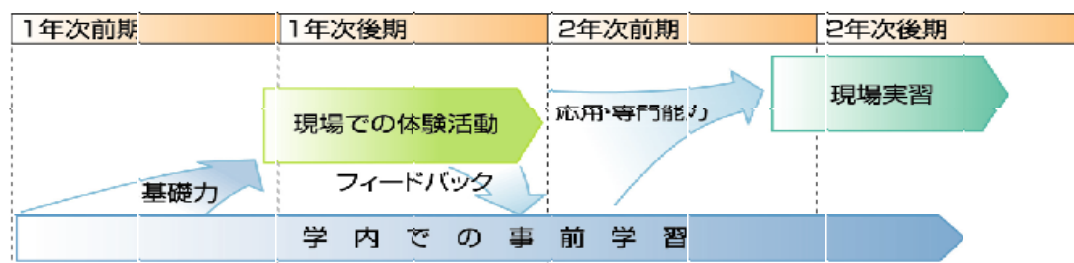
教育体制において、短期大学部の全専任教員体制で実習に臨んでいる点が、本学の特徴である。

本学の各コースが実施するすべての学外実習は、入学年度から下記のように計画的に実践している。

1 年次生には、「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」において、実社会の様々な現場で活躍中の講師が担当する実務講座や学内での介護体験を通して基礎力を身につける機会を設けている。これらは、実習の事前学習と位置づけている。このようにして修得した基礎力を活かす場として、夏期休暇期間以降に、ボランティア活動等を経験する。これは 3 日以上という条件を付けて学生が自主的に探してくるもので、福祉体験活動と称している。この現場での体験は、福祉の知識を必要とするものではなく、さまざまな人と人との関係性を体感することを目的にしている。その後、クラスにおいて必ず体験活動の情報共有とフィードバックを行っている。

2 年次生は、このような福祉体験活動を踏まえて、応用力や専門能力を修得した後、福祉施設での現場実習を経験する。これらを一連のプログラムとして実施している(図 3-1 参照)。

図 3-1 学外実習の実践



[社会福祉コース]

社会福祉コースは、「社会福祉援助技術現場実習Ⅱ(施設実習宿泊 13 泊 14 日)」が必修科目と

なっており、それ以外に社会福祉士国家試験受験基礎資格取得希望者のための「社会福祉援助技術現場実習Ⅲ(施設実習宿泊／前半5泊6日、後半8泊9日)」を実施している。これらの実習では、次のことを目的に実施している。

- ① 入所施設について、関係する福祉機関・施設との関連において総合的に理解する
- ② 施設利用者自身および、利用者の置かれている背景について理解を深める
- ③ 施設の役割・機能を十分に把握する
- ④ 職員の職能と利用者への働きかけの方法を体験的に学ぶ
- ⑤ 施設と地域社会との関係に着目し、地域ぐるみの福祉について学ぶ
- ⑥ 学校教育・社会教育等の関連分野や、介護福祉士等の福祉専門職との関連や連携のあり方、生活指導・学習指導・余暇指導のあり方等を学ぶ
- ⑦ 職業倫理を身につける等、専門家としての施設職員のあり方について学ぶ

[児童福祉コース]

保育士資格取得が可能であり、そのための学外実習として、「保育実習」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」を行っている。「保育実習」は必修科目で、保育所実習(通勤13日)、施設実習(宿泊12日)から構成される。

保育所実習では次のことを目的に実施している。

- ① 実習施設について理解を深める
- ② 保育所の状況や一日の流れを理解し参加する
- ③ 乳幼児の発達を理解する
- ④ 保育計画・指導計画を理解する
- ⑤ 保育技術を修得する
- ⑥ 職員間の役割分担とチームワークについて理解する
- ⑦ 家庭・地域社会との連携について理解する
- ⑧ 子どもの最善の利益を具体化する方法について学ぶ
- ⑨ 保育士の倫理を具体的に学ぶ
- ⑩ 安全および疾病予防への配慮について学ぶ

施設実習では次のことを目的に実施している。

- ① 実習施設について理解を深める
- ② 施設の状況や一日の流れを理解し、参加する
- ③ 子ども(利用者)のニーズを理解する
- ④ 援助計画を理解する
- ⑤ 養護技術を修得する
- ⑥ 職員間の役割分担とチームワークについて理解する
- ⑦ 施設・家庭・地域社会との連携について理解する
- ⑧ 子ども(利用者)の最善の利益を具体化する方法について学ぶ
- ⑨ 保育士の倫理を具体的に学ぶ
- ⑩ 安全および疾病予防について理解すること

資格必修科目として、「保育実習Ⅱ(保育所実習通勤12日)」と「保育実習Ⅲ(施設実習宿泊／前半5泊6日、後半8泊9日)」の実習のいずれかを選択することになっている。これらの科目は、「保育実習」の学びをさらに発展させた形で保育士としての資質向上を目指し実施している。

[健康福祉コース]

健康福祉コースでは、楽しみながら福祉を学び、そのことを通して、いのち、くらし、人生について考える力、すなわち生きる力を身につけることを目標として、「社会福祉援助技術現場実習ⅡB(福祉体験活動Ⅱ)」を必修科目として実施している。福祉体験活動Ⅱは、大学が提供する共通選択プログラムと自分で見つけてくる自己選択プログラムから構成されており、両方を合わせて一定以上の実習をすることが課せられている。

全コースとも学外実習に当たっては、1年次に「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」で実習における基礎知識を身につけ、2年次に「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」で具体的な実習事前事後指導を実施する。それ以外にも実習オリエンテーション、施設指導者を招いての実習反省会等を実施している。

各実習においては、必ず1回以上の本学専任教員の巡回指導を実施している。

<点検・評価>

点検・評価としては、毎年、卒業年次生を対象にアンケート調査を実施して、1年次のプログラムが学外実習に役立ったかどうかを確認している。

2008(平成21)年度のアンケート調査結果によると、学内での介護体験については、「学外実習で役に立った」と約60%の学生が評価している。「福祉体験活動Ⅰ」については、約65%の学生が「学外実習において役立った」と回答している。

実習事前指導については、半数以上の学生が、内容は「役立った」、時間も「ちょうどよかった」と回答している。

学外実習についての満足度も高く、5段階評価で半数以上の学生が4もしくは5をつけていた。その理由として、「よい経験になった」、「毎日が充実し勉強になった」等と回答している。

実習事後指導としても、「反省・振り返りをする時間が持てた」、「他の施設に行った人の話を聞いた」と評価している。

実習においては、原則として施設に宿泊して実習に臨むという体制をとっている。これは、学生が実習に集中できること、また実習以外の時間も施設で利用者と生活をともにする体験が出来る点において、効果的である。

実習について、座学と実習が相乗効果となり、高い教育効果があると考ええる。

<将来の改善策>

社会福祉科開設以来、社会福祉領域における専門教育として社会福祉施設での学外実習を実施してきた。しかし、入学生の多様化に伴い、福祉的な素養を身につけるための教養教育的な目的でも実施する必要性が出てきた。これは、広く「社会福祉」が認知されてきたという点では、評価できる。反面、学外実習は多様化し、また定員の増加に伴って煩雑化していることも否めない。

そのため、実習形態をより細分化し、教育指導に努めている。

学外実習においては、学生のアンケート、実習終了後調査、実習指導者へのアンケート調査を例年実施しており、それに基づき学科会議等で検討し、実習の方向性を決定している。特に、本学の特徴でもある宿泊実習においては、生活習慣や身につけておくべきことが異なっていることから、宿泊施設での掃除やゴミの処理の仕方等、施設職員に迷惑をかけることもある。また集団生活に馴染めない学生もいることから、今後実習体制については、きめ細かく構成していく必要性がある。

改善内容は、毎年更新している「実習ハンドブック」に反映させ、より充実化を図っていく。

専攻科福祉専攻

<現状の説明>

本専攻科は、2008(平成20)年度まで、厚生労働省指定規則第7条第2項に基づき、360時間の実習を必修科目として、「介護実習Ⅰ」、「介護実習Ⅱ」、「介護実習Ⅲ」の構成で実施してきた。しかし、2009(平成21)年度から「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」の施行により、規定実習時間が270時間に変更となったため、科目名称はそのまま、法令に基づくカリキュラム改革を行った。そこで、「介護実習Ⅰ」、「介護実習Ⅱ」、「介護実習Ⅲ」に分けて合計280時間の実習を必修科目として実施している。

「介護実習Ⅰ」は、利用者との交流を通じて、そのニーズと介護の機能ならびに施設職員の一般的な役割について修得を目標としていた。カリキュラム改革後は、利用者・家族とのコミュニケーションや介護実践からの個別ケア、介護技術の確認、他の職種との協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について学ぶことを目標としている。

「介護実習Ⅱ」は、実習施設における障害レベルに応じた介護技術の修得を目標としていた。カリキュラム改革後は、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価、その計画の修正等、一連の介護過程に関する修得を目標としている。

「介護実習Ⅲ」は、施設運営のプログラムに参加して、サービス全般を理解すると同時に、チームの一員として介護を遂行できる現任準備教育を目標としていた。カリキュラム改革後は、次のように改革した。すなわち、個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にする。そのためには、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正を通して、具体的な介護サービス提供の基本となる実践力を修得することをめざしている。

旧カリキュラムで実施していた少人数ゼミの実習指導は、カリキュラム改革後も踏襲している。さらに、実習事前学習としての基礎知識確認の試験、規定の点数に満たなかった場合のレポート提出、実習事後指導では、ゼミでの振り返り、ロールプレイでの学びの共有、施設指導者を交えての実習反省会等も実施している。

<点検・評価><将来の改善策>

本専攻科は、少人数のため、各学生の特徴を理解した実習指導や実習施設配属を実施している。加えて実習施設指導者との連携も円滑であり、実習施設との協力関係も構築できている。

本専攻科の学生は、開設当初より実習施設において実習担当者より非常に高い評価を受けており、実習施設からの求人も多い。さらに学生は、福祉専門職になるという高いモチベーションを持って入学してくるため、例年修了生の80%以上が介護職として福祉現場に就職している。

学生は、学外実習や実習指導について実習後に実施している実習終了後調査において、「実習・実習指導に満足している」旨のコメントを記載している。

2009(平成21)年度の新カリキュラムより、教員の巡回指導は週2回から1回となった。このことにより、今後何らかの問題点が生じてくる可能性が懸念される。

【キャリア教育】

・キャリア教育の実施状況

＜現状の説明＞

学生のキャリア開発・就職進路支援は、龍谷大学第4次長期計画の重点施策の一つと位置づけ、キャリア教育の強化に取り組んでいる。

本学では、2006(平成18)年度よりキャリア啓発科目として「キャリアデザイン論」を開設した。当該科目は、学部独自プログラムと兼任教員が担当するプログラムで構成している。

具体的には、社会福祉を幅広く学ぶ態度として「相手の立場に立って考える姿勢」と「コミュニケーション能力の向上」を目標に展開している。この両者は、福祉現場だけでなく、どのような職業にも必要とされる能力である。学生が、キャリア教育を修得する機会は、正課科目だけでなく、キャリア開発部と共同で実施するプログラム(キャリアデザインフェア・就職セミナー)も含まれる。

1. 「キャリアデザイン論」(1年次選択・半期科目)

1年次生を対象とした共通科目であり、そのプログラム内容には、入学時の適性検査の解説、本学卒業生の職業人による講演がある。

2. 「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」(1年次必修・通年科目)

(1) 大学入門・自校史を学ぶプログラム

大学の創立経緯やその背景を知ることが、学生に安心感を与え、学生のアイデンティティ形成に繋がる。

(2) レジューメ・レポートの書き方

大学生としての文章表現力を向上させる目的で、このプログラムを位置づけている。

(3) 卒業生による現場報告

各コース別に実施しているもので、福祉施設職員、保育士、公務員、一般企業等「卒業生の現場報告」としてスピーチを依頼している。

(4) 資格・進路講座

学外のキャリアカウンセラーを講師に、目的意識や職業観を醸成する参加型の授業形式で実施している。

(5) 実務講座(マナー講座)

卒業後の進路選択と2年次の実習授業を見据えて、社会人としてのマナーや学生と社会人の違いを認識するための講座であり、学内外のキャリアカウンセラーを講師としている。

3. 2006(平成18)年度文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)

2006(平成18)年度には、学部教育の特色である実習教育に焦点をあてた「イメージ創生を中心としたキャリア教育一視聴覚教材・学外教育資源・体験型学習を活用した体系的教育プログラム」が文部科学省の現代GPに採択された。

本取り組みは、視聴覚教材の制作・活用、学外教育資源の活用、体験型学習を中心に、既存の取り組みを一層充実・発展させるとともに、新たな取り組みを導入することにより、主にイメージ創生を図りながら、入学前から卒業後までのキャリア支援の体系化をめざすものである(本報告書【第16章 特色ある取り組み】参照)。

4. キャリア開発部との共同プログラム

(1) 「進路・就職ガンバレ week」

2008(平成20)年度より学生の自己認識、自己表現能力の向上を図るため、就職・編入のための模擬面接講習会を導入した。そこでは自分に向き合い、自己アピールや志望理由を具体的に語ることができるかがポイントとなる。教員と職員が面接官となり、面接終了後のフォローアップにも力を注いでいる。本学では学生の進路が多様化しているため、それぞれの進路に沿ったきめ細かい指導を実施している。

(2) 「ホームヘルパー2級資格取得講座」

この講座は、2004(平成16)～2008(平成20)年度まで地元の社会福祉法人の協力を得て、本学の学生を対象に実施してきた。2009(平成21)年度より全学の学生が受講できるように、キャリア支援講座として実施されることになった。

5. キャリア開発部主催のプログラム

(1) 適性検査の実施

入学時における適性検査は、全入学生を対象に実施している。キャリア開発部では、この適性検査の結果をもとに、学生の進路相談やキャリア支援に応じている。

(2) キャリアデザインフェア(毎年9月中旬)

龍谷大学と合同で実施しており、就職活動への動機づけにもなる。学外から企業関係者やキャリアアドバイザーを招聘して2日間に亘って実施している。

(3) ゼミ別ガイダンス

1年次生から演習科目があるので、昼休みにゼミ単位で開催している。キャリア開発部スタッフから就職活動の情報収集方法や資格取得のための講座、面接試験のポイント等の説明がある。

<点検・評価>

2006(平成18)年度よりキャリア啓発科目を開設したことは、充分評価ができる。2006(平成18)年度、2007(平成19)年度の受講生を対象に実施した「受講動機と学習効果をみるアンケート調査」に基づく因子分析の結果からも、学生の満足度が析出されている。受講希望者が多いにも関わらず、開講が1つだけであり学生の要望に添っていない。それは兼任教員に依存しているからであり、今後は学内で担当講師を育成するなど方策を検討する必要がある。

「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」のプログラムである(1)～(5)は、ゼミ担当教員が学習成果を把握しているので、実習授業の事前学習という位置づけとしても有効性が認められている。

キャリア開発部との共同開発プログラムである「進路・就職ガンバレweek」の参加者の年度比較は、次表3-2のとおりである。2009(平成21)年度は、前年度より実施時期を早めた影響か、参加者が減少した。しかし教員が関わって志望動機や目的意識を持つことの必要性を伝えたため、参加者アンケートには、満足度がみてとれるので、効果があったと評価している。

表3-2 「進路・就職 ガンバレweek」参加状況

	2008年度(7/7～7/14の5日間)	2009年度(6/22～6/29の5日間)
申込	59名(当初定員130名)	50名(2年：49、専攻科：1、当初定員72名)
参加	45名	40名
欠席	14名(連絡有：4、無断：7、時間間違い：3)	10名(連絡有：3)

キャリアデザインフェア、ゼミ別ガイダンスは、学生の進路が多様化しているためか、参加意欲が乏しいようである。とりわけ卒業後、4年制大学へ編入希望の学生にとっては、就職活動時期はまだ先という認識のためか、参加率は低調であった。

さらに進路の多様化とも関連するが、4年制大学のように全員が一斉に就職活動を開始するのではなく、各自が個別の情報に基づいて行動しているため、キャリア開発部でも学生の動きは、十分には把握できていない。また資格取得や試験対策を目標としたキャリア支援講座が開講されているが、本学学生には、正課教育科目が過密なため利用が困難となっている。

<将来の改善策>

キャリア啓発科目は、開講科目数を増加することが、改善策としてあげられる。学生による授業アンケートの自由記述を見ても、「進路選択に有益であり必修科目にすべき」との要望が毎年度明記されている。

キャリア開発部と共同して実施している「進路・就職ガンバレweek」は、今後充実させていく必要がある。一般企業の応募や学校推薦を希望する学生は、2年次生4月以降に実質的な面接を数回経験して、内定の取得となるが、福祉系の職場(高齢者福祉施設・保育園等)の求人募集時期は、例年夏以降となる傾向にある。また4年制大学への編入学希望の学生にも、模擬面接の経験は目的意識の再確認となるので、今後も引き続き実施していきたい。その際、多くの学生に卒業後の進路イメージを明確に持たせるため、実施時期については検討の余地がある。とりわけ面接試験への苦手意識を持つ学生が多いため、専任教員が直接関わるような新たなプログラムの実施を検討しているところである。

【インターンシップ、ボランティア】

- ・インターンシップやボランティアを導入している学科・専攻科等における、システムの実施の適切性

<現状の説明>

インターンシップ全般に関する、学内外の総合窓口としてキャリア開発部内にインターンシップ支援オフィスを設置している。インターンシッププログラムの基本理念は、「社会現場での実体験をととして、大学における学びの意義を認識し、学生の自立とキャリア形成を支援する実践的な教育プログラム」として位置づけ全学的な取り組みとして4つのタイプを展開している。下記類型に従えば、本学は、アカデミックインターンシップにのみ、対応していることになる。

(1) 体験型インターンシップ

企業・行政機関・NPO 等において行う2週間から1ヶ月程度の短期体験型学習プログラム。インターンシップの導入的な意義を持っている。

(2) アカデミックインターンシップ

学部の専門性を活かしたプログラムで、インターンシップのコアプログラム。あらかじめ内容は決まっており、学部の専門教育として明確にアウトプットがわかる成果重視のインターンシップ。

(3) 長期プロジェクト型インターンシップ

高度人材養成を念頭に置き、プログラムの形成から学生が関わり、明確にアウトプットがわかるプロジェクト型成果重視のインターンシップ。

(4) 海外インターンシップ

体験型・アカデミック・長期プロジェクト型インターンシップを海外で展開する。

さらに、本学及び龍谷大学が加盟している財団法人大学コンソーシアム京都(以下、「大学コンソーシアム京都」という。)では、2006(平成18)年度から「インターンシップトライアルコース」が開設されたが、学外施設であることから利用者は少数であった。

ボランティア活動については、ボランティア・NPO 活動センターがあり、多様な実践例が効果的に機能していることが報告されている。

また、学生の中には実習指導室内に設置されているボランティア・コーディネート・センターを通じて情報を獲得して活動しているケースもある。1年次生では、これらの情報を「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」の福祉体験活動プログラムの実施に活用している。このプログラムは、社会福祉を学ぶ第1歩という主旨で、ボランティア活動の経験を通して、人と人とのふれあいを進め、コミュニケーション力を試すことを目標としている。学生にとっては、情報収集から始まり、3日以上福祉体験活動にどう向き合うのか、言わば、社会福祉を学ぶために自身の存在や能力を認識する最初のハードルともなっている。

＜点検・評価＞＜将来の改善策＞

4年制大学併設のメリットを利用して参加できるインターンシップではあるが、本学学生にとって、カリキュラムの過密性から時間的な制限がある。そこで大学コンソーシアム京都の募集するインターンシップトライアルコースの受講を奨励したが、実習期間が短期間であり、学生の応募が低調であったため、2009(平成 21)年度から休止となった。

学生にとって資格取得だけに限らず、企業等においてインターンシップを体験することは有意義なことであると認めるが、正課科目が過密な状況にあるため、インターンシップを展開することは難しい。また、本来の正課科目を受講して資格養成課程の充実を図るだけでなく、コースによっては福祉体験活動のプログラムとして選択の幅を拡大することの可能性も認められる。

他方、福祉体験活動については、正課科目のプログラムとして実施しているうえ、学生はボランティア・コーディネート・センターやボランティア・NPO 活動センターからの情報を収集・利用する等積極的に活動しているので、現時点では改善の必要は認められない。

【国家試験】

・国家試験につながるのある教育課程を持つ学科・専攻科における、受験率・合格者数・合格率

＜現状の説明＞

本学では、社会福祉士国家試験受験基礎資格取得のための科目を開設している。2007(平成 19)年度資格取得者は 87 名、2008(平成 20)年度は 57 名であった。本資格を使って国家試験を受験するには所定の職種で実務経験を 2 年以上積む必要がある。そのため、卒業後、最低でも 2 年以上経過した後を受験を経て、社会福祉士の資格取得となる。

本学卒業生の社会福祉士国家試験合格者は、2005(平成 17)年度合格者数 12 名(合格率 40%)、2006(平成 18)年度合格者数 4 名(合格率 17%)、2007(平成 19)年度合格者数 1 名(合格率 5%)、2008(平成 20)年度合格者数 5 名(合格率 28%)、2009(平成 21)年度合格者数 4 名(合格率 24%)である。

ただし、この中には 4 年制大学に進学後、大学卒業の受験資格を使って合格した者は含まれない。

＜点検・評価＞

2005(平成 17)年度、2008(平成 20)年度については、全国の短期大学の中で合格率はトップクラスであった。例年 20 名以上の卒業生が、社会福祉士の国家試験を受験している。毎年社会福祉士の国家試験受験者を 20 名以上輩出している点は、評価できる。

しかし日々の実務と受験勉強の両立について、大学としてのバックアップの体制を今後検討していく必要があると考える。

＜将来の改善策＞

2009(平成 21)年度より「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律 第 125 号)」が施行され、社会福祉士養成課程のカリキュラムが改正された。実務経験を経て国家試験を受験する卒業生にとって、学生時代に未修得の科目が受験科目として追加されることがあるため、今後その点についてもフォローアップ体制を検討していく必要がある。

【資格取得】

・資格取得につながりのある教育課程を持つ学科・専攻科における、受験率・合格者数・合格率

<現状の説明>

社会福祉科児童福祉コースは、保育士国家資格を取得するためのコースである。保育士資格取得者は、2007(平成 19)年度 67 名、2008 年(平成 20)度 54 名であった。

専攻科は介護福祉士養成施設である。介護福祉士国家資格取得者は、2007(平成 19)年度 31 名、2008(平成 20)年度 28 名であった。

<点検・評価>

社会福祉科

資格取得後、さらに 4 年制大学や併設の専攻科に進学し、社会福祉士や介護福祉士等の資格を取得し、社会福祉現場に就職していく卒業生もいる。これは 4 年制大学や専攻科を併設しているメリットである。

幼稚園教諭の資格が取得できる短期大学が多い中、本学は社会福祉に主軸を置いた保育士の養成に努めてきた。これは本学の特徴であるが、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を希望する学生がみられるため、今後多様化する学生のニーズにどう応えていくか、検討の必要がある。

専攻科福祉専攻

学生は、大学または短期大学において、社会福祉の所定の科目を修得した後に入学してくるため、目的意識も明確で、介護職になりたいというモチベーションも高い。そのため、例年ほとんどの学生が介護職として就職している。介護職不足が社会問題となっている中、本学が社会に果たしている役割は大きい。

また卒業生の中には、大学教員や専門学校等で、介護福祉教育に教員として携わっている人もみられる。

<将来の改善策>

社会福祉科

資格取得後の就職先の定着率等、卒業後の進路や動向についての追跡調査、卒業後の支援体制等も検討していく必要がある。

現在、社会のニーズ、学生のニーズに応えるべく、幼稚園教諭二種免許取得が出来る教育体制

を検討中である。

専攻科福祉専攻

一般的に介護職の定着率は低く、3年以内に退職する確率が高いと言われているため、本学においても、介護職の定着率等については、追跡調査するとともに、離職を防ぐためのバックアップ体制を検討していく必要がある。

【高・大の接続】

- ・推薦入試等での入学決定者に対する入学前教育の実施状況
- ・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

<現状の説明>

高・大連携の制度において、推薦入試による入学決定者に対する入学前教育は、大きく分けて、2つの流れで実施している。1つは学部独自方式、もう1つは業者委託方式である。前者は付属校である龍谷大学付属平安高等学校や教育連携校からの推薦入試合格者を対象に実施している。これは教育連携の枠組みの中で十分な意見交換を行いながら、必要な入学前教育が実施できるという利点を生かして実施しているものである。また、それ以外の推薦入試の合格者に対しては、より適切な入学前教育を、高等学校にも負担なく実施するために業者委託方式を採用している。その際、業者依存の対応を避けるために、毎年教材選定も含めて内容を吟味し、全学の会議体で検討を行った上で入学前教育を実施し、合格者の入学前教育に対する取り組み状況等も把握するように努めている。

入学後の新生オリエンテーションについては、教務主任が中心となって履修登録説明会を実施し、大学での学修方法についての指導を行っている。学生部が中心となってフレッシュャーズキャンプと呼ばれる1泊2日の新生オリエンテーションプログラムを全学で実施している。本学も同プログラムに参加することを通して、新生間での情報共有や大学生活の理解へとつなげている。なお、フレッシュャーズキャンプの機会を利用し、時間割作成等についてより適切なアドバイスを行うための個別履修相談会をあわせて実施している。

導入教育については、学生にとって比較的共通して求められる多様な導入教育プログラムをコンパクトにパッケージ化し、すべての学生が受けることができるような時間帯に必修科目として配置している。

具体的には、導入教育の課題を次の3つに分け、「基礎演習」と「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」または「ソーシャルワーク現場実習指導Ⅰ」という必修科目の中にその課題を割り当てている。

①大学・短期大学で学ぶための一般的な能力の養成

文章表現力等の基礎学力の充実や情報処理能力の養成、図書館利用や授業の受け方についての指導等。

②専門分野を学ぶための基礎的な能力の養成と動機づけ

専門分野のカレント・トピックスや概観についての講義、基礎的な実習事前指導等。

③初期的なキャリア支援

自己分析や進路選択の支援、マナーアップ、コミュニケーション能力の向上、社会性の涵養、就職活動についてのガイダンス等。

導入教育は、その後の学習機会に活用し、発展させなければ意味がない。そのため、導入教育で修得した能力を活用・発展させるプログラムを用意することにより、導入教育以降との連続性をもたせている。

<点検・評価>

現在実施している入学前教育の内容については、実施している高等学校等への聞き取り調査等の結果、概ね問題がないと考えている。但し、合格決定後入学前教育の実を上げるために、入学前教育プログラムへの確実な取り組みを合格者に促していく方策の検討が必要だと考えている。新入生オリエンテーションについては、フレッシュャーズキャンプ等を含めて、学生の満足度が高いため、大きな問題点はないと考えている。

導入教育については、本学ではカリキュラムの密度が濃く、学生にとっては余裕のない時間割となりがちである。そして、その中で導入教育プログラムを十分に配置することが困難である。その対応策として、導入教育プログラムのパッケージ化を実施しているが、その問題点として、「社会福祉コース」、「児童福祉コース」、「健康福祉コース」といったコースごとの独自性に見合った導入教育の実施が難しいことが挙げられる。今後、本学全体としての導入教育に加えて、コースごとの独自性を引き出すことのできる導入教育プログラムの策定が必要だと認識している。

<将来の改善策>

入学前教育の確実な実施を担保していくために、高等学校との連携のよりいっそうの強化、推薦入試合格者に対する基礎演習担当教員の個別指導等を含む入学後の指導体制の充実を、導入教育との関連の中で図ることで、高・大連携における入学前教育の意義を高めていく。

前述したとおり新入生オリエンテーションについては、大きな問題点はないと考えている。但し、カリキュラム改革等の関係でカリキュラムが入学年度により異なるような場合、学生が履修登録にあたり短期間で履修内容を十分理解することが難しい場合も考えられるので、履修登録説明会の実施方法等について、説明内容も含めて改善すべき点がないか、引き続き点検を継続していく。

導入教育については現状の分析・評価に基づき、カリキュラム全体の中で必要度の高いものを取り捨選択し、コースごとに求められる導入教育プログラムを策定することが課題であり、継続的に見直しを図っているところである。

その先鞭を果たすべく、比較的多様なニーズをもつ学生が多い「健康福祉コース」においてここ数年、独自の導入教育プログラムを試行してきた。具体的には「基礎演習」や「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」の中で、過疎地域で暮らす高齢者宅に2泊3泊のホームステイ等を行い、コミュニケーション能力の醸成等につなげている。こうした独自のプログラムの実施の可能性について、他のコースでも継続的に検討を進めていく。

【授業形態と単位の関係】

- ・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の適切性

＜現状の説明＞

本学における授業科目の単位計算の方法は、授業科目1単位につき45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により単位数を計算するものとしている。

- (1)講義科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2)演習・実技科目については、原則として30時間の授業をもって1単位とする。
- (3)実習科目については、45時間の授業をもって1単位とする。

＜点検・評価＞

各科目は、短期大学設置基準第7条に定められている時間数を確保しており、単位数もそれに基づく単位数に設定されており、現在の内容は、妥当なものだと判断している。

＜将来の改善策＞

授業科目の単位計算に関する課題は、現時点ではとくに認識していない。但し、今後より丁寧な教学環境の構築を目指し、カリキュラムの見直しを進めていく等検討を行う必要もあると考えている。

【単位互換、単位認定】

- ・他の大学・短期大学および併設大学と単位互換を行っている短期大学にあっては、実施している単位互換方法と単位認定方法ならびに認定単位数の適切性

＜現状の説明＞

1983(昭和58)年度から、龍谷大学文学部との間に単位互換制度が始められ、相互に受講した他学部の科目が所属学部の卒業単位あるいは資格科目単位として認定されるようになった。更に、1994(平成6)年度からは、文学部、経済学部、法学部、社会学部の開講科目のうちで指定されたものを履修しそれを単位認定するという制度が導入され、2006(平成18)年度から、経営学部の開講科目についても対象となった。また、1994(平成6)年度に「京都・大学センター」(現大学コンソーシアム京都)が設立され、京都の他大学との単位互換事業が発足した。

本学は、大学コンソーシアム京都の単位互換事業に参加しており、多様な大学、短期大学における科目の単位互換が可能となっており、大学コンソーシアム京都に参加しているメリットを享受することができている。

<点検・評価>

制度そのものには大きな問題はないと考えているが、その実効性をいかにして担保していくかが課題である。すなわち、本学は独自カリキュラムだけで時間割が過密な状況にあるために、単位互換等の制度を利用したくても履修計画上難しい場合が認められる。

また、制度の趣旨が、すべての学生に十分理解されているかについても点検が必要である。これらの点の解決方を検討することが、制度を生かす上で不可避であると認識している。

<将来の改善策>

大学コンソーシアム京都の単位互換制度を利用する本学の学生は非常に少数である。年度当初に開催している履修説明会でより詳しくこの制度についての情報提供をめざす等、潜在的なニーズの発掘に努める。

また、単位互換によって修得した単位については、履修した年度末の教授会において、本学開設科目のいずれの科目の単位として認定するのか協議、決定することになっており、受講学生にとっては履修計画を立てにくい状況となっている。そのため、履修登録の時点でどの科目の単位として認定するのかが分かるようにできないか、教務委員会を中心に検討する。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上や教育指導上の配慮

<現状の説明>

社会人学生や外国人留学生(以下、「留学生」という。)、帰国生徒については独自の入試制度を整備している。入学後の教育課程編成等については本学として特別なことは行っていない。

教育指導上の配慮としては、入学時にゼミが決まり、担当教員が卒業まで継続的に指導を行う。学生の生活状況や課題等を比較的把握しやすく、課題等があれば個別に対応を行っている。

留学生のためのプログラムとしては、日本語や日本事情について学ぶ入学前教育の場として留学生別科がある。入学後はゼミ担当教員が相談に応じるだけでなく、国際センター委員が必要に応じて面接や相談を行い、課題の解決を図っている。5つある各留学生寮には、留学生とともに生活する日本人学生がチューターとして配置されており、生活・勉学の両面からサポートしている。本学は、修業年限が2年ということもあり、次表3-3のとおり社会人学生や留学生は少ない。

表 3-3 社会人学生・外国人留学生・帰国生徒の入学者数

	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年
社会人学生	0	1	0	2	0	1
外国人留学生	1	2	2	0	1	2
帰国生徒	0	0	0	0	0	0

＜点検・評価＞

留学生は、入学時にある程度の日本語を習得しているが、入学後、福祉の専門用語においてかなりの困難に直面する。これを少しでも軽減するため、チューター制度の充実やゼミ担当教員による個別指導、日本語能力と専門に関する基礎的知識等の獲得をめざせるような特別な配慮が必要である。

社会人学生や留学生の受け入れを積極的に行っているが、入学生は非常に少ない。したがって、課題がある場合は、学科会議等の組織体で検討し解決を図るようにしている。

＜将来の改善策＞

社会人学生の受け入れについては、本学の専門性からみても、その教育効果は非常に大きいと考えており、広報活動をより充実させ積極的な受け入れを図っていく。また、留学生については、現状、教学上の課題は個々に対応しているが、今後、積極的に学生を受け入れていくなか、教育課程編成等において配慮するとともに科目間の連携を図っていく必要がある。

【生涯学習への対応】

・生涯学習システムの整備状況とその有効性

＜現状の説明＞

公開講座開催に関しては、本学は REC と連携し、実施される龍谷講座や REC コミュニティカレッジにおいて積極的に講師を担当している。特に福祉系教員が、介護問題等の講座を担当することが多い。社会的に注目されるテーマであることから、受講希望者は多い。また、職業訓練の一環で本学教員が担当している講座もある。

＜点検・評価＞

公開講座については、介護問題等のテーマの場合、受講生のニーズに大きな差が見られる。実際にその問題を抱えて具体的な改善方法について学びたいために受講している人と、一般的な知識として学びたい人が、同じ講座を受講することになる。同じ講座でその両方のニーズを満たすことは困難であり、その内容を明確にすることが課題となっている。

＜将来の改善策＞

REC と連携する公開講座は、今後も実施していく予定であるが、卒業生に向けたリカレント教育等も今後検討していく必要がある。また、受講生の講座に期待するものは、多岐に亘っているので、受講生のニーズをとらえたうえでの講座内容とするため検討をしていく。

【正課外教育】

・正課外教育の充実度

<現状の説明>

本学では、学生の自主的・意欲的な学習態度を支援することを目的として表3-4のとおり各課程(講座)を開講している。

表3-4 2009(平成21)年度に開講の特別研修講座・各種講座・試験

課程	目的・内容
開教使課程	将来、海外開教使(外国における真宗伝道)を志す人のために、必要な知識を修得させることを目的とした講座。
矯正・保護課程	刑務所、少年院、少年鑑別所等で働く矯正職員、犯罪や非行をしてしまった人たちの社会復帰の手助けをする保護観察官等の専門職やボランティアを養成することを目的とした講座。
教職講座	教員採用試験突破のための基礎力・実践力を養成する講座。
語学系講座	<語学系講座> TOEIC [®] 500 点対策講座
模擬試験	<模擬試験> TOEIC [®] IP/TOEFL [®] -ITP
資格試験	<資格試験> 簿記検定試験
キャリア支援講座	就職活動のサポート、公務員試験対策、将来におけるキャリアアップのための資格試験対策等を目的とした各種講座。 <就職対策系> マスコミ就職対策講座/就職活動まるごと集中講座/エントリーシートの書き方講座/R-CAP/E-Testing(Web 就職筆記試験対策)/就職筆記試験レクチャー/福祉・保育施設就職模擬試験 <資格系> 公務員講座/日本語文章能力養成講座/TOEIC [®] 500 点対策講座/秘書検定講座<準1・2級>/旅行業務取扱管理者講座/宅地建物取引主任者講座/2級FP技能士・AFP講座/証券外務員Ⅱ種講座/Microsoft Office Specialist講座(Word・Excel・Power Point)/Microsoft Certified Application Specialist講座(Word・Excel)/ITパスポート講座/ホームヘルパー2級養成講座

これらの各講座等における2009(平成21)年度前期受講状況は、次のとおりである。最も人気のあったキャリア支援講座は、「秘書検定試験」であり、2級は4名、準1級は1名が合格している。その他には「ホームヘルパー2級講座」に2名が受講している。その他「TOEIC500点対策講座」に2名が、「旅行業務取扱管理者講座」「E-testing」にはそれぞれ1名が受講している。

この他、REC コミュニティカレッジ等においても語学系講座等さまざまな講座を開講しており、学生の受講が可能となっている。

<点検・評価>

本学では近年、学生の進路希望が多様化している。その現状において、上記のような多種多様な課程(講座)等を開設していることは、4年制大学併設の利点であるともいえ、学生のニーズに応える上で評価できる。

しかし、学生への周知方法が十分ではないために、実際に受講に至っていない学生がいる可能性がある。また、学生自身の将来展望や進路希望が明確ではなく、講座等の受講に対しその必要性を十分に認識していない可能性も否定できない。さらに、短期大学は修学年限が2年であることから、入学後に進路や自分に必要なキャリア形成について模索するというような時間は限られていることに加え、カリキュラムが過密で受講のための時間が取れないことも考えられる。さらに、4年制大学への編入学希望のため、資格取得等に現時点において興味を持たない学生もいると考えられる。

これらのことから、入学直後、もしくは入学前から進路選択に関する取り組みが必要であり、学生に開講している講座等の周知を図ることも重要である。

＜将来の改善策＞

本学で開講している正課外教育(公開講座等)に対しては、キャリア開発部や短期大学部教務課およびゼミ担当者を中心とする教員が、入学後の早い段階、具体的には、オリエンテーション期間(フレッシュャーズキャンプ等)において、学生への周知を強化する必要がある。

また、本学が推進してきた導入教育用視聴覚教材の活用等によって、入学後すぐ(もしくは入学前)から自らの将来展望に対してイメージする取り組みを継続して推進していきたい。またキャリア開発部との連携により入学後におけるキャリア形成の充実を図り、自らの将来展望や進路を明確にさせる取り組みを推進していく。個々の学生が自らの将来展望にあった正課外教育の選択およびその受講につながる啓発活動を検討する。

〔2〕教育方法等

《到達目標》

学生の学習意欲を促進させ、適切な履修へと導くために、集団的な指導に加え、個別的な指導を充実させる。具体的には、以下のような目標を掲げている。

- 一定の書式を用いたシラバスを作成し、学内外に公表する。
- 入学当初のフレッシュャーズキャンプをはじめ、オフィスアワー制度を実施することにより、演習担当教員が中心となり、個々の学生の履修・学修・進路について、恒常的に対応する。
- 各授業科目における成績評価法・基準をシラバスに掲載し、厳格な運用を行う。
- 大学教育開発センターのもとで、学生による授業アンケートを行い、その結果を学内外に公表するとともに、教員は授業改善へと活かすなど、さまざまなFD活動を展開し、教育活動の発展・充実に努める。

【履修指導】

- ・ 学生に対する履修指導の適切性
- ・ 学生の学習意欲を促進する仕組みの状況
- ・ オフィスアワーの制度や学習支援を恒常的に行うアドバイザー制度の実施状況とその適切性
- ・ 留年者に対する教育指導上の配慮の適切性
- ・ 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

＜現状の説明＞

学生に対する履修指導については、年度当初の1週間を履修指導期間として設定するとともに、「履修要項」等を用いて教務主任等による年次別の履修説明会を開催している。

また、新入生に対する履修登録指導は、最も大切な機会ととらえている。そのため、入学当初に行われる1泊2日のフレッシュャーズキャンプには、原則として全専任教員が参加して学生の履修登録の指導にあたっている。それは履修登録が資格取得や諸課程履修の可否に連動しているだけでなく、学生個人の進路(4年制学部への編入学等の進学や就職等)にも影響を与えるからである。

この他、「学修の指針」という冊子を作成・配布し、その中で「龍谷大学短期大学部の教育の特色」、「大学生活で身につけて欲しいもの」、「コース別による学修」、「履修について」、「学修について」、「卒業後の進路について」等の情報を掲載している。

なお、専攻科の入学生については大半が本学社会福祉科からの進学者であること、大半の科目が必修科目であること等から、履修指導の必要性が低いため、専攻科の入学生はフレッシュャーズキャンプには参加せず、「学修の指針」も配布していない。

学生の学習意欲を促進する仕組みについては、第1に、専任教員のオフィスアワーの実施時間を「履修要項」や「シラバス」等に掲載している。

第2に、ゼミ教育補助費、学生教育指導費、教学促進費等が予算化され、学生の学習意欲の促進を図っている。

学科・専攻科ごとの留年者数と留年率(5月1日現在の卒業予定者に対する留年者(卒業延期者)の割合)の近年における推移は、次表(3-5、3-6)および「短期大学基礎データ(表9)」となっている。

表 3-5 社会福祉科の留年者数と留年率

年度	2年次以上在学者数 5月1日現在	留年者数	留年率 (留年者数/2年次以上在学者数)
2004年度	260	3	1.2%
2005年度	284	10	3.5%
2006年度	290	12	4.1%

2007 年度	303	20	6.6%
2008 年度	292	16	5.5%
2009 年度	308	18	5.8%

表 3-6 専攻科福祉専攻の留年者数と留年率

年度	1 年次以上在学者数	留年者数	留年率 (留年者数/ 1 年次以上在学者数)
2004 年度	43	0	0.0%
2005 年度	36	1	2.8%
2006 年度	39	0	0.0%
2007 年度	31	0	0.0%
2008 年度	32	3	9.4%
2009 年度	30	1	3.3%

留年者に対する教育指導上の配慮については、クラス担任制として演習担当教員が履修科目や進路、学生生活全般にわたって継続的に指導を行う等の配慮がなされている。

具体的には、欠席やレポート提出が遅れた際には、教員は個別に連絡を取り、他の講義科目の受講や単位取得状況の確認をする等の配慮をしている。これまでの留年者は、単位僅少者だけに限らず、留学目的や就職試験への再挑戦、あるいは自坊継承のため本願寺派教師資格取得を理由に留年した学生もみられた。しかしながら本学は修業年限 2 年の短期大学であるため、入学時に配属されるゼミの担当教員の指導等を通じて、早い段階での進路選択を促している。

2007(平成 19)年度に留年率が上昇した要因としては、以下のようなケースがみられる。まず課外活動と勉学の両立ができなかったケース、家庭の経済事情急変によってアルバイトと勉学の両立ができなかったケース、編入学希望が果たせず目標の喪失により取得単位僅少になったケースである。いずれも進路に関する多くの情報と若年層特有の迷いが交錯して、留年者の増加となった。

科目等履修生に対する教育指導上の配慮の適切性については、申込者が本学卒業生であり保育士資格に関連した科目、あるいは教職課程にかかる科目の履修が目的である。個別に履修指導等を行っているため特段の配慮は必要ないと認識している。

<点検・評価>

学生に対する履修指導については、前述のとおりさまざまな施策が実施されており、学生の学習意欲を促進させるとともに、本学入学の目的意識を明確にすることにもつながっている。また、年度当初に「履修要項」や「学修の指針」等多くの配布物があり、カリキュラムが資格取得や進路の選択にも影響するため、学生に対するきめ細かな対応を実施していることは、評価できる。

先述したとおり、フレッシュャーズキャンプには原則として全専任教員が参加して学生に対応することで、集団的な指導ではなく、学生の科目履修の質問や問題を個別的に解決することができる。

科目等履修生に対する教育指導上の配慮をしている事項はないが、卒業生や目的意識の明確な社会人であるため問題は生じていない。したがって適切であると認識している。

＜将来の改善策＞

履修指導については、学生の進路の多様化、あるいは入学目的意識の希薄化が見られるため、集団的な指導だけでなく、学修意欲の促進を図るために、フレッシュャーズキャンプ等での個別的な指導をさらに充実させていく予定である。

【授業形態と授業方法の関係】

・授業形態と授業方法の適切性とその教育指導上の有効性

＜現状の説明＞

授業形態としては、大きく講義、演習、実習に分かれるが、一部科目においては、e-learningの導入により欠席者への対応を図っている。

講義では、各教室に整備されているAV機器を活用して視聴覚教材を利用している。演習は、入学当初から卒業まで同じメンバーによる研究発表やディスカッションを中心に進めている。1年次の実習は学外実習の事前学習と位置づけ、学内での体験型学習や学外者の講義を企画するなど、2年次での本格的な実習に向けたウォーミングアップの要素を持っている。2年次の実習では、具体的な学外実習先の種別による事前学習と実習後の事後学習にも重点を置き、さまざまな授業方法を開発・実施している。

＜点検・評価＞

視聴覚教材の作成・活用、学外者による特別講義の実施、学内外での体験型学習の活用については、2003(平成15)年度特色GP、2006(平成18)年度特色GP、2006(平成18)年度現代GPに採択されるなど、組織的な授業方法の開発・実施がなされている。

また、実習については「実習指導室」のスタッフによる支援を実施しており、授業形態と授業方法は、適切であると考えている。

これらの授業方法については、毎年度実施している実習に関するアンケート調査や、社会福祉科卒業年次生を対象とした卒業直前に実施しているカリキュラムアンケート等により点検・評価を行っており、おおむね学生からの評価は高い。たとえば、2008(平成20)年度に社会福祉科卒業年次生を対象に行った実習に関するアンケート調査では、視聴覚教材が実習に役立ったとの回答が94%であった。

次表3-7に示したのは、カリキュラムアンケート結果の経年変化である。2004(平成16)年度卒業生から同じ設問を使っている。まず、「これだけは大学で学んできましたと自信を持って言えるものがあるか」との質問に対して、「ある」との回答割合が漸次増加している。次いで、「卒業にあたり本学をどう思いますか」との質問に対して、「良い大学だったと思う」との回答は、2007(平

成 19)年度には、半数以上の 56.4%であったが、2008(平成 20)年度には 50.9%に減少している。「在学中に学んだことは、あなたにとって意義があったと思いますか」に対して、その割合は漸次増えている。最後に、「授業への取り組み方に対する自己評価」については、「あまり熱心ではなかった」と「全く熱心ではなかった」を併せた割合であるが、次第に減少していることがみてとれる。言い換えれば、熱心に取り組んだと自己評価している学生が増えてきたということを示している。以上が、学生が授業態度や方法について評価した結果であり、その前向きな態度がみられる。

表 3-7 学生からみた授業態度・授業評価・大学について

カリキュラムアンケートによる学生の回答	2004 年度	2007 年度	2008 年度
大学で学んできたと自信を持って言えるものが「ある」	33.8%	40.2%	43.6%
卒業にあたり、「本学は良い大学だった」と思う	39.4%	56.4%	50.9%
在学中に学んだことはとても「とても意義があった」と思う	42.8%	50.6%	52.3%
授業への取り組みは、「あまり熱心でなかった」と「全く熱心ではなかった」を併せた割合	26.4%	22.4%	17.4%

アンケート結果から、授業方法の開発・実施に対する有効性が示されている一方、いくつかの課題が認識されている。たとえば、視聴覚教材をいかに有効に活用するのか、つまりどういうタイミングや場面で視聴させるのか、どのような解説をしながら見せるのか、視聴後にレポートを提出させるのか、といったこと等について慎重に考えることが重要な課題である。

<将来の改善策>

認識されている課題の改善やより有効な授業方法の開発・実施に向け、FD の一環として今後も継続してアンケート調査等を実施していく予定である。

【授業運営と成績評価】

- ・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性
- ・成績評価法、成績評価基準の公平性、適切性

<現状の説明>

本学では履修科目登録の上限は設定していないが、オリエンテーション期間において適切な履修指導を行っている。

成績評価法は原則として各科目担当者が決め、「シラバス」に記載しており、それにもとづき科

目担当者により成績評価がなされている。ただし、複数クラスを開講している科目については、成績評価基準の公平性を確保するために、成績評価基準を学科会議等で協議決定している科目もある。とくに、実習関係科目については、実社会での学びであること(「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」)等から、とくに厳格に成績評価基準の設定・運用を行っている。

＜点検・評価＞

履修科目登録の上限設定については、厚生労働省が定める指定科目の関係上、社会福祉士養成課程では76単位以上の単位取得が必要であり、保育士養成課程では71単位以上の単位取得が必要となっている。このような事情から、本学では、履修科目登録の上限を設定することは困難な状況にある。なお、夏期休暇期間中にサービス・ラーニングを学生が実施することとしている科目等もあり、学生の自主的な学習や単位の実質化を図れるように配慮をしている。

複数クラスを開講している一部の科目は、成績評価基準を学科会議等で協議して決定しているが、それ以外の科目については、クラス間での成績評価基準に差があり、学生から不満の声に対応するため、学科会議等で改善策を検討しているところである。

厳格に成績評価基準の設定・運用を行っている実習関係科目については、以前に比べ出席状況やレポートの提出状況等に改善がみられる等、学生の授業への取り組み姿勢が改善しているように見受けられる。

＜将来の改善策＞

複数クラスを開講している科目においてクラス間での成績評価基準に差があるという問題については、今後も継続して学科会議や、本学FD委員会のプロジェクト・チーム等で改善策を検討する。

【教育改善への組織的な取り組み】

- ・学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための方策とその有効性
- ・シラバスの作成とその内容・項目の充実ならびに活用状況
- ・学生による授業評価や学生満足度調査等の実施とその結果の公表ならびに活用状況
- ・FD活動に対する組織的な取り組み状況の適切性
- ・教員の教育倫理向上のための配慮の適切性

＜現状の説明＞

龍谷大学は、教学責任主体および個人のFD活動を支援するとともに、個々のFDの成果を集約し、全学にフィードバックすることを目的として、2001(平成13)年4月に大学教育開発センター(以下、FDセンターという)を設置した。

本学のFD活動の特徴は、龍谷大学と共通のFDセンターを利用していることである。このことにより、さまざまなFD事業が実施可能であるとともに、他学部のFD活動の成果等も吸収・活用

しやすい環境にある。

設置以降、FD センターでは、FD・教材等研究開発事業(指定研究プロジェクト、自己応募研究プロジェクトによる研究)、教育活動評価支援事業(授業アンケートの実施)、交流研修・教育活動研究開発事業(公開授業、FD フォーラム、各種セミナーの実施)等、さまざまな FD を展開・支援し、教育活動の発展・充実に努めている。

<全学における FD の定義>

「各教学責任主体が掲げる、建学の精神にもとづいた教育理念・目標を達成するための組織的・継続的な教育の質及び教育力の向上を目指したすべての取り組み」を FD と定義する。

具体的には、

- ①各教学責任主体が主体的・組織的に行う教育改善活動
- ②教員集団・教員個々が日常的に行う授業方法や内容の改善のための活動
- ③大学教育開発センターが全学的に行う教育改善活動及び各教学責任主体や教員個々人の教育改善活動の支援

などのことであり、これらの活動は、教員と職員が協働し、学生の協力を得て多面的かつ総合的に行うものである。

1. FD センターの位置付けと役割

(1)FD センターの目的

FD センターは、各教学責任主体および個人による FD を支援するとともに、個々の FD の成果を集約しこれを全学にフィードバックすることで汎用性を確立することを第一の目的に置く。さらに、よりよい教育活動の展開を図るためには、構成員による交流が必要であることから、その交流の機会づくりを行うことや、教育向上についての啓発の機会を設ける。また、この支援活動をより効率的に行うために、学内外の教育活動に対する情報収集と分析研究、学内への情報提供を行うことも目的とする。

(2)FD センターの機能

FD センターは、「教育活動支援」、「教育活動における教職員の交流と研修」、「教育に関する研究・開発」に関する事業を推進している。

事業の推進にあたっては、FD センターの主たる機能を①「教育活動支援機能」、②「教育活動交流・研修機能」、③「教育活動研究開発機能」の3つに区分し、これらの機能を相互に連携させることにより、本学における教育活動の発展と向上を図っている。

また、FD センターの機能推進およびこれらに関わる調査分析や研究活動を行う推進主体として、各種プロジェクトを設置し FD 事業を展開している。

(3)FD センターの運営について

FD センターには、センター業務を統括し、センターを代表するセンター長を1名置いている。FD センターの運営は、運営に関する重要事項を審議・決定する「大学教育開発センター会議(以下「FD センター会議」という。)」および、センターの通常活動を主体的に推進する「大学教育開発センター運営委員会(以下、「運営委員会」という。)」によって行う。

(4)組織的なFDの展開 一学部におけるFDの充実

FDセンターにおける種々の研究成果や研究発表・交流が行われる等FD支援のため様々な取り組みを行っているが、それぞれの学部においても、自主・独自の各教育課程や授業内容に応じたFDが推進されている。

2. FDセンターの取り組みについて

(1)FD・教材等研究開発検討プロジェクト

1)指定研究プロジェクト・自己応募研究プロジェクト

①指定研究プロジェクト：大学にとって必要な教育開発の研究を行い、より教育効果の高い教育を実践するための基盤づくりを進めることを目的とし、FDセンターが指定するテーマについて研究開発を行うプロジェクトであり、2004(平成16)年度から始まっている。指定研究プロジェクトの採択状況の推移(全学)は、次表3-8のとおりである。

表3-8

年 度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	合計
PJ 採択件数	3 件	4 件	2 件	3 件	3 件	5 件	20 件

2007(平成19)年度の研究テーマは、次の3つであった。

- ・「教育評価」：大学教育の改善に資するための一つの方法として、各大学で、学生を対象とした授業アンケートやカリキュラムアンケートが行われている。アンケート内容の適切性、分析手法、成果の活用について、これまでの蓄積にとどまらず、他大学の状況について教育評価と関連づけて研究する。

- ・「教育とIT」：情報通信技術の教育への活用として、時間と場所の制約にしばられない学習を可能にするe-learningがある。本研究では国内外のe-learningの動向とともに全学の諸教育コースに適したe-learningの導入・運用方法を探る。

- ・「龍谷大学におけるキャリア教育」：全学のキャリア教育のあり方について、「建学の精神」や自校史プログラムとキャリア教育の視点から研究する。建学の精神の浸透を図り、全学の歴史を背景にした自校史プログラムの構築が、キャリア教育にとって有効かどうかを分析・検証する。加えて、こうしたことを可能にする仕組みについても検討を行う。本プロジェクトに本学専任教員1名が参画している。

②自己応募研究プロジェクト：研究代表者は学内の個人またはグループであり、教育全般、授業、教材等の研究開発を奨励し、その結果を公開することを目的とするプロジェクトである。

自己応募研究プロジェクトの過去7年間の採択状況の推移は、次表3-9のとおりである(龍谷大学全体)。本学専任教員は2003(平成15)年度は8名、2004(平成16)年度4名、2005(平成17)年度8名、2006(平成18)年度2名が参画している。

表3-9

年 度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	合計
PJ 採択件数	10 件	12 件	14 件	10 件	6 件	9 件	5 件	66 件

(2)教育活動評価支援プロジェクト

全学が統一して、学生による授業アンケートを実施している。2001(平成13)年度からは、FDセンターが担当している。

本学学生による授業アンケートは、講義科目および外国語科目を対象としており、その実施率・回収率は次表3-10のとおりである。

表3-10 2004～2008年度 短期大学部授業アンケート実施・回答率

	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
実施率(%)	92.86	未実施	91.18	90.48	93.75	85.33	100	93.51	97.22	87.14
対象科目	98		34	84	32	75	29	77	36	70
実施科目	91		31	76	30	64	29	72	35	61
回答率(%)	59.33	未実施	79.55	67.71	67.68	65.58	79.12	70.02	83.48	68.53
受講登録者数	3595		2068	4701	2562	4811	2074	4823	2367	4570
回答者数	2133		1645	3183	1734	3155	1641	3377	1976	3132

※実施率：調査対象科目数に対し、どれだけ実施されたかという割合

※回答率：調査が実施された科目の受講登録者数に対する学生の回答の割合

学生による授業アンケートの結果については、各教員に対しては個別にアンケート集計結果をフィードバックして授業改善に資している。また、大学教育開発センターにて毎年調査報告書としてまとめて、専任教員に個別に配付するとともに、講師控室と短大教務課にも設置して公開している。学外に向けては、ホームページにて対象科目数、実施科目数、実施率(%)、回答率(%)を公表している。

個々の授業科目の集計結果は、各自の授業改善の参考に役立てていただくようそれぞれの担当者に配布している。

(3)交流研修・教育活動研究開発プロジェクト

①FDフォーラム：基調講演とシンポジウムを基本としたFDフォーラムを2005(平成17)年度から毎年度開催している。

②公開授業と講評会：公開授業は、教員同士が授業を公開し、その方法や工夫を互いに研究し合うことを目的としている。公開授業終了後講評会を開催し参加者間でのフリーディスカッションを行うことにより、自分の授業を見直し、工夫・改善をはかる機会となる。

③FDサロンの開催等：2002(平成14)年度から、授業の工夫のみならず、広く教育についても話題提供者を募り、「FDサロン」として研修交流を行っている。その内容については、冊子(「FDサロンレポート」)にまとめられ学内外に配付し、FDの普及に努めている。

④新任者就任時研修会

2004(平成16)年度から、総務部人事課の協力のもと全学で統一的に実施している。全学の建学の精神、人権問題、ハラスメントに関する問題、研究政策、教学政策、FDについて等の説明を行い、働く上で必要な情報や知識を得るとともに、協働・連携して働くための意識・認識の共有化をはかっている。

(4)FD センターによる情報収集・広報活動

情報収集については、大学の教育課程・教育方法に関する文献等の収集・閲覧・貸し出し等を行い、教育改善策の検討に役立てている。

広報活動等としては、前述の諸活動について、「FD・教材等研究開発報告書」、「大学教育開発センター通信」等を発行し、学内および全国の主要大学等に送付、改善事例の普及と情報の共有化を図っている。また、研修会の案内は、「大学教育開発センターNews」で随時行っている。加えて大学教育開発センターWeb ページをとおして広く内外への情報発信を行っている。

3. 本学独自の授業改善への組織的取り組み

本学全体の教育活動にかかわる事項は基本的に学科会議で、各コース固有の事柄についてはコース会議で、専攻科固有の事柄については専攻科会議で協議している。

本学ではFD センターによるカリキュラムアンケートに加え、2007(平成 19)年度以降毎年度カリキュラムアンケートを本学独自で実施したり、公開授業の実施により教員同士が授業方法を学び合ったりすること等をとおして、授業改善を図っている。また、近年の動向としては、2009(平成 21)年度より FD 委員会を設置し、FD センターとの有機的連携を図り、FD 活動の実施体制をより明確なものとしたということがある。

次に、「シラバス」の作成とその内容・項目の充実ならびに活用状況についてであるが、「シラバス」は科目ごとに統一の様式で記載することとなっており、冊子で配布されるとともに、ウェブ上でも閲覧できるようになっている。

「シラバス」に必ず記載しなければならない項目として、①目的・ねらい、②講義概要、③到達目標、④講義方法、⑤成績評価の方法、⑥講義計画を設定している。その他に、①系統的履修、②テキスト、③参考文献、④履修上の注意・担当者からの一言、⑤オフィスアワー・教員との連絡方法、⑦参考 URL、⑧資料を記載する項目もある。

2007(平成 19)年度からは、Web サービスとして、本学学生・教職員は本学ポータルサイトから「Web シラバス」が閲覧可能となっている。また、「シラバス」の学外公開も Web にて行っている。

<点検・評価>

指定研究プロジェクト・自己応募研究プロジェクトの活動により、本プロジェクトに取り組んだ教員からは、成果物も貴重だが取り組み過程を通して教育改善や授業改善に対する意識の高まりがあったとの報告もある。結果として、FD に対する意識や認識の共有化が図られ FD へ関わる教員の層が厚みを増す傾向にある。

学生による授業アンケートについては、改善への努力を継続的に行っている点は評価される。現在の授業アンケートのアンケート項目については、2005(平成 17)年度より継続して使用しており、改善の必要性について検討すべき時期に来ている。実施率・回答率については、2004(平成 16)年度から 2008(平成 20)年度までの経年変化を見ると年度によってバラツキはあるものの、高い率を示している。

FD センターによる事業の成果は、本学の個々の教員によって教育改善に活かされている。たとえば、学生による授業アンケートについては、本学指定のフォーマットにアンケート結果を踏ま

えた改善策等について、兼任教員を含む各科目担当者が記載することとなっている。なお、その内容は短期大学部教務課において学生が閲覧できるようにし、授業アンケートの結果に対する学生へのフィードバックを図っている。これらのことをとおして、真摯な授業への取り組みや学生からの意見への配慮等、教員の教育倫理の高揚を図っている。

また、本学の FD 活動の成果として、特色 GP や現代 GP の採択が挙げられる。

「シラバス」についての課題としては、「予習の指示」について、現在この項目は設けられていない状況にある。ただし、「履修上の注意・担当者からの一言」の項目の中で予習の指示について書かれている科目もある。

＜将来の改善策＞

FD センターの活動および研究成果を実際の教育改善に活かす組織的な取り組みは始まったばかりであること等から、成果の有効活用が十分にできているとは言い難い状況である。

当該学期中での学生へのフィードバックが可能となるよう、FD センターの取り組みとして 2009(平成 21)年度第 1 学期より、学期半ばに記述式の授業アンケートを試行的に実施した。加えて、FD センターの下に設置したプロジェクトで検討の結果、2010(平成 22)年度より学生による授業アンケートの項目を改訂することとした。

先述のとおり、本学においても 2009(平成 21)年度より FD 委員会を設置した。2009(平成 21)年度の FD 研修会は、2 回開催され、FD 報告会と公開授業は、それぞれ 1 回実施した。教育効果等の測定としては、実習生および実習受け入れ先を対象としたアンケート、卒業年次生対象のカリキュラムアンケート、同じく進路調査アンケートを実施した。今後、必要性の高いテーマについてのプロジェクト・チームを設け、FD 活動を推進していく。

また、「シラバス」については、2010(平成 22)年度より「予習の指示」について記載する項目を設けた。

【教育効果の測定】

- ・教育上の効果と目標達成度を測定するための方法の適切性およびその有効性
- ・卒業生の進路状況と人材育成の目的の達成状況

＜現状の説明＞

本学では、教育上の効果と目標達成度を測定するため、主に次のようなアンケート調査等を実施し、その結果を教員間で共有すること等により、教育改善に活用している。

- ・実習を実施した学生を対象として実習終了後に実習に関するアンケート調査：「- 実習・教育年報 - 卒業論題集」に集計結果を掲載している。
- ・卒業年次生を対象として卒業直前に実施している「カリキュラムアンケート」：集計結果は、全専任教員や教務課長に配布している。

- ・学生による授業アンケート：各科目の集計結果については、各科目担当者にフィードバックされるとともに、全学集計については大学教育開発センター会議合意のもと、全学のウェブサイトで学内に公表している(学内の端末からのみ閲覧可)。また、本学指定のフォーマットにアンケート結果を踏まえた改善策等について、兼任教員を含む各科目担当者が記載し、その内容を短期大学部教務課において学生が閲覧できるようにしている。
- ・実習実施前に実施している実習施設を対象とした自由記述形式のアンケート：集約結果は、全専任教員に配布するとともに、実習施設にもフィードバックしている。
- ・実習受け入れ先による各実習生に対する「実習評価票」：「- 実習・教育年報 - 卒業論題集」に集計結果を掲載している。
- ・「実習終了後調査」における実習生自身による自己評価：「- 実習・教育年報 - 卒業論題集」に集計結果を掲載している。

以上の他、卒業要件科目平均点の人数分布や卒業要件科目修得単位数の人数分布の資料等を教務課で毎年度作成し、年度ごとの学業成績の推移を把握できるようにしている。また、実習教育については、実習終了後に実習反省会を毎年度末に開催し、実習受け入れ先の職員や実習を行った学生の参加も得て、対面的な意見交換を行う場を設けている。

さらに、社会福祉科入学直後にプレースメントテスト(日本語)や入学動機アンケートを実施し、入学生の学力や学習意欲等について把握し、学生実態に合った教育を模索するとともに、教育効果を見極める基礎的な資料として活用している。

<点検・評価>

教育上の効果と目標達成度を測定するために上記のようにさまざまなアンケート調査等を実施しており、教育上の効果や人材育成の目標達成度等を把握するとともに、教育改善に活用することが可能となっている。

また、教育の結果を測定するだけでなく、入学直後に入学生の学力や学習意欲等について把握し、学生実態に合った教育を模索するとともに、教育効果を見極める基礎データとして活用している点も本学の特徴の一つである。

<将来の改善策>

卒業要件科目平均点の人数分布や卒業要件科目修得単位数の人数分布の資料を 2009(平成 21)年度より全専任教員に配布することで、教育改善への活用を促進する予定である。

[3] 国際交流

《到達目標》

本学の教育・研究における国際化に関する基本理念は、^{ともいき}共生の理念を備え、国際社会における相互理解と相互協調を深め、平和と友好の促進に貢献し、「異文化共生」「多文化共生」社会の実現に貢献できる人材を育成することである。

その実現のため、以下のような目標を掲げている。

○外国語による実践的なコミュニケーション能力の育成をはかる。

○国際社会の一員としてともに歩んでいこうとする態度を修得する。

○豊かな国際社会感覚と地球規模の課題解決能力を身につけた人材育成をめざす。

【国際交流の推進】

・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

・海外の大学・短期大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

<現状の説明>

1. 受け入れ留学生の支援策

本学は少数ではあるが、留学生を継続的に受け入れており、奨学金、宿舍、生活ハンドブック等、受け入れ留学生が学修に専念できる環境は全学で積極的・統一的に整備している。

(1) 奨学金

正規留学生の全員に対して、その生活を支援することで就学に専念できる環境を維持するため、授業料の50%を奨学金(私費外国人留学生学費減額制度)として支給している。さらに、成績優秀者に対しては、学習奨励費や本学独自の奨学金制度を整備することで、学修に対する意欲や動機を喚起することにも配慮している。

(2) 留学生宿泊施設

留学生宿泊施設は以下の5ヵ所にあり、収容人数は合計205名である。各寮には日本人学生アドバイザーが同居し、日本での生活になじみの少ない学生たちを中心に、日常的な生活上のアドバイス、寮生や一般学生との交流のためのイベント等を企画している。

①龍谷会館(深草キャンパス付近)、②大宮荘(大宮キャンパス付近)、③ルミエール間宮(瀬田キャンパス付近)④International House ともいき(京都御所の西側)、⑤向島学生センター(京都市伏見区向島／京都市住宅供給公社／他大学との共同利用施設)

(3) 「留学生のための生活ハンドブック」の作成

留学生が日本の生活に一日でも早く慣れ、安全な生活が送れるよう支援するために、「留学生のための生活ハンドブック」を発行している。ハンドブックには日本に居住するにあたっての必要な手続き、授業、大学生活、関連部署の連絡先等を記載している。本ハンドブックは、日本語(漢字等にふりがな付き)、英語、中国語で書かれており、外国人留学生全員に配布している。

2. 派遣留学生の支援策

本学は、龍谷大学の「学生交換協定」に基づく派遣留学制度を併設短期大学部として同様に活用し、単位認定等を行うことができるように整備されている。しかし修業年限が2年であり所定の年限で卒業しようとするれば、カリキュラム上、この制度利用は制限される。特に、夏期休暇中に実習のある学生にとっては、海外留学については短期にならざるを得ない。

3. 海外研修

派遣留学制度が使いづらいため、本学学生は、夏期・春期休暇に実施する BIE Program (Berkeley Internship & English Program)を活用できるようにしている。このプログラムは、全学の海外拠点 RUBeC(Ryukoku University Berkeley Center)を活用し、英語と現地ボランティアを組み込んだ短期海外研修である。

また、2年に1度ではあるものの北欧での海外研修を実施している。正課教育として位置づけており、事前・事後学習を含め内容の充実を図っているが、参加学生の経済的負担感が大きいようで、参加者が減少傾向にあり企画を実施するには、かなり工夫が必要である。

4. ボランティア・NPO 活動センターの取り組み

ボランティア・NPO 活動センターでは、国際的な活動として独自のプログラムを組んでいる。また、NPO との共同企画や登録している NPO 団体の多様な活動の紹介がある。本学学生は、そのようなプログラムに自主的に参加することができる。

<点検・評価>

本学は、4年制大学併設の利点として国際交流の制度は充実しており、たとえ海外への留学を経験しない学生でも、併設大学が世界各国から留学生を受け入れることによって、キャンパス内で、国際交流ができるように配慮している。

留学生の受け入れや派遣留学生は、学生にとって異国の文化やその国が置かれている現状を理解する上で教育的意義は非常に大きい。本学の学生で留学生として海外経験を持つものは、2007(平成19)年度、2008(平成20)年度に各1名で少ないのが実状である。

ボランティア・NPO 活動センターの独自プログラムや NPO との共同企画、登録している NPO 団体の多様な活動については、活動の実施時期等においてカリキュラムとのマッチングが難しい部分もあるが、夏期や春期の休暇を利用して参加する学生がみられる。参加した学生には、プログラム終了後、国際的な視野で物事を考えるという姿勢が顕著に表れており、その教育効果は非常に大きい。本学として積極的な活用を図っていく必要がある。

<今後の改善策>

国際交流プログラムの多くは、4年制学部の学生を対象にしているため、修業年限が2年である本学の学生として国際交流を推進しようとすれば、まずはカリキュラムにおいてセメスター制を導入する等、その内容等についても工夫を図るとともに、協定校の開発と単位互換について積極的に進める必要がある。

また、海外研修については、経済的な負担も大きく年々参加者が減少する傾向にある。企画内容や学生への経済的支援等について検討が必要である。また、ボランティア・NPO 活動センターの活動については、本学学生にとっては、比較的活用しやすいプログラムであり、広報活動を積極的に行ってその活用を進めていきたい。

[4] 学位授与

【学位授与に関する基準および手続き】

・学位授与に関する基準および卒業判定手続きの適切性

<現状の説明>

学校教育法の改正により、短期大学士(社会福祉学)の学位を授与することとした。そのため、2006(平成18)年1月30日に「龍谷大学短期大学部学位規程」を制定し、本学が授与する学位について必要な事項を定めた。学位授与に関する基準としては、同規程第3条(学位授与の要件)に「短期大学士の学位は、学則第14条の第2項の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する」と定め、第4条(学位の授与)で「教授会が卒業の可否について議決をしたときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない」とし、同条第2項で「学長は、前項の報告に基づいて卒業を認定し、学位の授与及び学位記の交付を行うものとする」とした。つまり、本学における学位授与の基準は、本学の卒業が認定されることであり、2005(平成17)年度の卒業証書・学位記授与式から「卒業証書・学位記」を授与している。

卒業認定については学則第14条に、「本学において、2年以上在学し第12条に定める授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し、学長は、教授会の議を経て卒業を認定する」と定められている。教授会における卒業判定手続きは、成績結果に基づき公正に行われている。

<点検・評価><将来の改善策>

2008(平成20)年度で4回目の短期大学士の学位授与を行った。先に述べたとおり本学の卒業認定を学位授与に関する基準としていること、また、卒業認定は第1次および第2次にわたる卒業判定を慎重な手順で行っていることから、卒業手続きは適切であると考ええる。本学において「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入の方針」の3つの方針について改めて全学的に確認し、明確化と一貫性の検証を行った。学位授与の方針に基づいた卒業認定を進めていく。

第4章 学生の受け入れ

〔1〕学生の受け入れ方針および受け入れ方法

《到達目標》

多様化するグローバル社会において、建学の理念を体現するため意欲と適性を有した学生を幅広く受け入れることを基本とする。

その実現のため、以下のような目標を掲げている。

○多角的な学生募集活動により、建学の理念及びアドミッションポリシーを伝える機会を拡大する。

○入学選抜方式の多様化により、学力だけでなくさまざまな能力(実践力・思考力・文章力)を有した学生を広く受け入れる。

○外国人留学生・社会人等明確な目的意識を持った学生を広く受け入れる。

○アドミッションポリシーを明確に打ち出し、それを実現するための入試制度の改革を継続的にすすめていく。

○期末学生規模については、収容定員を基準とし、適切な規模の入学者を確保していく。

【入学者受け入れ方針等】

- ・短期大学・学科・専攻科等の理念・目的・教育目標との関係における入学者受け入れ方針の適切性
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、教育課程との関係

＜現状の説明＞

本学の入試政策は、龍谷大学の併設短期大学部という特徴を生かし、全学的な入試政策等の審議決定機関である入学試験委員会のもとでその基本方針を策定しており、次のような学生を受け入れることを全学共通の受け入れ方針としている。

全学の入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、価値観が多様化する社会において、本学の建学の精神を体現するための意欲と各学部での教育に必要な適性を有した学生を、幅広く受け入れることを基本とする。

加えて、本学の受け入れ方針は、次のとおりである。

本学では、講義や演習だけでなく、社会福祉施設や保育園等における実習教育など、実社会での実践的・体験的な学びを重視している。そのような学びの中で、豊かな人間性、共生の精神、広い学識、進取の精神、福祉全般にわたる基礎的教養、専門的知識、実践的能力を身につけた人の育成をめざしている。

このような受け入れ方針を達成するため、さまざまな入学者選抜方法を実施しており、全学共通の選抜方法の中で、本学の教育理念に合致する学生像に照らして試験科目を工夫している。さ

らに学力検査による一般入試以外に受験者の能力や適性等を、多面的に評価する推薦入試の制度を採用している。

推薦入試では、在学2年という短期間で密度の濃い学修が求められるため、入学前から福祉に関する明確な目的意識を持ち、さまざまな課題に挑戦する積極性、行動力を持つ入学者の受け入れを方針としている。

先述の入学者受け入れ方針に基づいて実施される各入学試験について、募集人員や試験科目の適切性を、毎年度入学試験委員会において検証している。

また、専攻科福祉専攻では社会福祉科2年間の発展系として、1年間での介護福祉士の資格取得を目指すと同時に、豊富な実習科目と少人数制によるきめ細かな指導により、即戦力として活躍できる専攻科生の育成を行っている。専攻科に関しても入学者受け入れ方針に基づき、募集人員や試験科目の適切性を、毎年度入学試験委員会にて検証している。

＜点検・評価＞

本学では、福祉に関する高度な専門教育の展開、社会福祉の現場における実習科目等における、きめ細かな指導を通して、学生の可能性を引き出す環境が整備されている。それらの取り組みは、2006(平成18)年度の文部科学省の現代GP、および特色GPに各々同年度に採択される等、高い評価を受けている。

このような充実したカリキュラムの中で、毎年多くの卒業生が、社会福祉施設等への就職、また、「社会福祉士国家試験受験基礎資格」「保育士」「介護福祉士」等の資格取得を実現しており、先述の入学者受け入れ方針は、十分に達成されていると考えられる。

ただし、18歳人口の減少や経済不況、また短期大学の4年制大学への移行の流れの中で、短期大学への志願者は全国的に減少しつつあり、本学(専攻科を含む)においても全体的には志願者は減少傾向にある。

そのような状況にあっても本学では、推薦入試を利用する志願者が増えている。それは先述した資格取得を目的に、卒業後即戦力となりうる実践的・経験重視の教育を展開しているからである。さらに、経済的事情から短期間で高等教育を修了したいという志願者も一定程度存在すると考えられる。

他方、一般入試(センター試験を利用する入試含む)利用の学生には他大学、他学部併願の結果、入学する学生も増加している。このような学生の中には、4年制大学併設の利点を活かして、4年制大学編入学を希望する学生も増加している。このことが志願者数に影響を与えているものと思われる。

＜将来の改善策＞

本学の教育目標に適合した入学者の質を確保するためには、一定数以上の志願者数の確保が必要な条件となる。そのため教育内容の充実に取り組むとともに、入試制度のあり方を不断に追求することが必要である。

また、社会の要請に応えることのできる教育体制の構築を行うことは不可欠であると判断し、学科改組についても検討しているところである。

全国的に募集定員が充足できない短期大学が出ていることに鑑みても、今後入学者選抜方法に関して併設の龍谷大学と同じシステムではなく、2011(平成23)年度改組に向けた本学入試方策を慎重に検討する必要がある。

本学における学部教育を充実させるために「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入の方針」の3つの方針について改めて全学的に確認し、明確化と一貫性の検証を行い、2010(平成22)年4月からホームページ等を通じて広く社会に公開すべく準備を進めている。

なお、2010(平成22)年度に専攻科福祉専攻は、学生募集を停止することになった。これは、ここ数年の志願者数の減少傾向と本学改組計画のなかで判断した。

【入学者選抜の仕組み】

・入学者選抜試験実施体制の適切性

＜現状の説明＞

入学者選抜試験の実施にあたっては、「入学試験規程」を整備し、長期的展望に立って入試政策を立案・決定し、龍谷大学の入学試験を統一的に計画、準備および実施するため、入学試験委員会、出題会議、教科出題委員会、評価委員、表記・表現点検委員、入試運営委員会等の組織・体制を整備している。

また、入学試験の実施にあたっては、特別組織を編成して入試本部と入試実行グループを設置し、必要な体制を構築している。試験監督には、統一した監督業務の遂行基準を定めた「入学試験監督要領」を作成し、公平・厳格な監督業務を行っている。記述式答案の採点にあたっては、すべての答案を採点班(教員)が複数人で複数回採点・点検している。採点の集計は集計班が複数人で複数回チェックし、絶対にミスが起きない体制を構築している。

また、入学試験実施後、直ちに外部機関に入学試験問題の精査を委託し、出題内容が適切であるか等の検証を行っている。

＜点検・評価＞

本学の入学試験は、先述のとおり全学的・統一的な実施体制を構築し、実施している。入試の公平性・厳格性を確保するとともに、緊急時における対応体制も整備しており、適切な実施体制の下で行われていることは評価できる。

＜将来の改善策＞

現在、入学試験実施体制に特に問題があるわけではない。今後とも、公正・厳格な実施体制の維持と、その効率化に努めていく。

【学生募集方法、入学者選抜方法】

- ・短期大学・学科・専攻科等の学生募集方法、入学者選抜方法の適切性およびそれを検証する仕組みの状況
- ・入学者選抜基準の公表ならびに受験者への説明責任の配慮

<現状の説明>

本学は、受験生やその保護者、高等学校、予備校等をはじめ、広く社会に龍谷大学の教育理念と本学の教育目標・教育課程・入試選抜方法等の広報ならびに告知を行い、その教育理念・目標を実現するために、多様な形態で学生募集を行っている。

学生募集の主な方法は、次のとおりである。

- ①大学案内誌・入学試験要項の頒布
- ②受験生、保護者、高等学校教員等を主な対象とするオープンキャンパスなどの入試関連イベントの開催
- ③高等学校・予備校等への訪問・説明会の実施
- ④ホームページ(パソコンおよび携帯電話)による情報発信
- ⑤メールマガジンによる情報発信
- ⑥新聞・雑誌等のマスメディアを活用した情報発信
- ⑦ダイレクトメール等による個人向け情報発信

学生募集方法や入学者選抜方法の検証は、全学的な入学試験実施にあたり、統括的な機関である入学試験委員会が担当している。本学の入学試験についても龍谷大学と同様、次のとおりである。

入学試験委員会のもとに、諮問機関として入試政策・制度検討委員会を設置している。入試政策・制度検討委員会は、学内外からの情報収集にもとづき、前年度入試の結果および次年度以降の計画、立案等諮問を受けた審議事項につき入学試験委員会に答申している。個別の出題に関しては、出題会議で決定する出題方針にもとづき、教科出題委員会にて出題内容の連絡・調整を行っている。出題内容等の点検・照会を行うため、評価委員、表記・表現点検委員を配置している。これら出題業務は機密性確保を最優先事項としながら、出題ミスを出さないよう真摯に遂行している。

入学者選抜基準の公表と受験者への説明責任の配慮は、以下のとおりである。

本学では、大学案内誌に同封の「入試ガイド」、および入試種別ごとに「入学試験要項」を発行し、合否判定方法、入学者選抜基準を明確に示している。また、2教科型公募推薦入試、一般入試において受験生に対して、合否通知とともに入試成績を個別に開示し、また合格最低点をホームページ等で公表することで、入学者選抜基準に対して、受験生への説明責任を果たすとともに、入学者選抜方法の透明化に努めている。

また、高等学校へも入学試験結果を通知している。ただし、受験生が高等学校への成績開示を望まない場合は、個人情報保護の観点から合否結果のみの通知にとどめている。

<点検・評価>

学生募集方法としては、主要広報媒体である大学案内誌の発行・頒布等、入試関連イベントの開催、新聞・雑誌・インターネット等の媒体を活用した広報を実施している。

夏のオープンキャンパスでは、現代 GP で教材として製作した DVD「イメージ創生を中心としたキャリア教育 ―視聴覚教材・学外教育資源・体験型学習を活用した体系的教育プログラム―」を公開した。その結果、本学における教育内容や卒業生の就職先の様子がイメージできたようで受験生確保にも効果を発揮している。表 4-1 は、オープンキャンパスの参加者を示したもので参加人数は、上昇している。

表 4-1 過去 3 年のオープンキャンパス参加者数の推移※4 年制大学と合同開催(単位：人)

開催年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
参加人数	12,067	11,885	12,128
対前年度比	112.5%	98.5%	102.0%

入学者選抜基準については、公平・公正な入試制度を維持するため、次の発行物等により、透明性の高い学生募集の実施に努めていることは評価できる。

「入試ガイド」においては、前年度の志願者数、合格者数、実質倍率および合格最低点等を公表し、「過去問題集」を公表、発行していることは評価できる。

入試種別ごとの点検と評価については、4 年制大学併設であるメリットを活かして入学者選抜基準を設定して、公平・公正な判断にもとづき透明性を確保し、説明責任を果たしている。

<将来の改善策>

大学選択にあたって受験生が求める情報や情報伝達手段は、受験生を取り巻く環境(大学全入時代の到来、経済状況)、あるいは情報技術の発達等により、大きく変貌した。特にインターネットの普及、とりわけ携帯電話による情報通信が、日常的なツールであり、情報伝達手段として必要不可欠な状況となっている。

これらの動向を踏まえ、従来の“大学から受験生へ”という一方向的な情報発信にとどまらず、携帯電話の機能を活用した受験生との“双方向的な”機能を持たせることにより受験生の大学選択に資する情報発信・情報提供を実施していきたい。

本学は、2010(平成 22)年度入試において、次の入試制度改革を実行する。

- ①大学入試センター試験を利用する入学試験〔中期募集〕の新設
- ②2 教科型公募推薦入試における新入試方式・型の導入
- ③専門高校、専門学科・総合学科対象推薦入試の新設
- ④受験生の志望動向を考慮した上での指定校推薦依頼校の増加

また、入学者選抜基準の明確化や、受験生への入試成績の開示に関しては、個人情報保護の観点に立ち、成績開示にかかる受験生本人の意志確認方法の改善等、さらなる徹底を図り、受験生への説明責任を果たすよう努めていく。

【入学者選抜における高・大の連携】

・推薦入学における、高等学校等との協力関係の適切性

<現状の説明>

全学のアドミッションポリシーに合致し、本学で学ぶことを強く志望する学生を高等学校からの推薦に基づき選抜するため、以下の入試制度を設けている。

1. 指定校推薦入学試験

本学の建学の精神を理解しようとする意欲を持ち、入学後の学修および学生生活に関して明確な志向を持ち、それにふさわしい能力を備えた学生を確保することを目的としている。そこで、学部政策枠指定校と大学政策枠指定校に区分し、推薦入学試験を実施しており、新たに高大連携協定校枠指定校推薦入学試験の実施を予定している。

2. 教育連携校推薦入学試験

建学の精神を同じくする5つの高等学校を対象とした入学試験である。これらの高等学校は、本学卒業までの高・大一貫した教育による優れた人材育成を目的とし、「教育連携校」として協定を締結している。

3. 関係校推薦入学試験

建学の精神を同じくする宗門関係高等学校長からの推薦に基づき、学生を受け入れる入学試験である。

<点検・評価>

1. 指定校推薦入学試験

本学のアドミッションポリシーを踏まえた上での推薦を、各高等学校に依頼している。そのため、本制度での入学生は、入学後の勉学および学生生活に関して明確な志向を持ち、学修の意欲も総じて高く、他の学生の牽引役となっていることは評価できるので、2010(平成22)年度入試において、推薦依頼校を精査し推薦枠の拡大をしていく。

また、高大連携協定校枠指定校に関しては、締結した協定に基づき、出張講義や説明会を実施する等、進路指導および教育内容に、高・大の連続性を持たせた指導を行っている。そのため、より学習意欲の高い学生が入学しており、本学においても、高等学校との良好な協力関係の構築が期待できる。

2. 教育連携校推薦入学試験

建学の精神を同じくする教育連携校として協定を締結しているので、本学卒業までの高・大一貫した教育による優れた人材育成を目的とする入学試験である。また、高校と大学の代表者による連携協議会を高校ごとに組織し、毎年度、教育連携事業および推薦入学試験の実施方法等について協議するとともに、高校と大学双方に関する情報交換を行い、各校との関係強化に努めているため、現状では問題は生じていない。

3. 関係校推薦入学試験

教育の高・大連携の観点、および建学の精神を体現する人材育成の観点からも、教育理念を具現化する独自の入学試験制度の一つである。

毎年、併設大学が開催する全関係校を対象とした説明会において、本学の教育理念や本学のアドミッションポリシーおよび推薦制度の趣旨を共有するとともに、高等学校との密接な関係を構築している。

<将来の改善策>

入学者選抜に関する高・大連携にあたっては、単に推薦枠を設けるだけではなく、各高等学校の特色を活かしながら、各高等学校のニーズにあわせ、教育の連続性を見据えた双方向型の高大連携としていく必要がある。

このことを踏まえ、2010(平成22)年度入試においては、教育連携校、および高大連携協定校枠指定校の拡大を図り、より充実した高・大連携システムの構築に努めている。また、2011(平成23)年度入試より、龍谷大学付属平安高等学校からは、付属高校としての第1期生を迎えることとなり、それに伴って、教育連携校推薦入学試験から付属校推薦入学試験制度に移行する。

[2] 学生収容定員と在籍学生数の適正化

【定員管理】

・学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

<現状の説明>

本学の入学定員は242名で、収容定員は484名である。これに対し2009(平成21)年度の在籍学生人数は1年次生269名、2年次生295名、3年次生10名、4年次生3名、合計577名である。収容定員に対する在籍学生の割合は、1.19倍である。

専攻科福祉専攻の定員は40名で、1年課程なので収容定員は40名である。これに対し、2009(平成21)年度の在籍学生人数は1年次生27名、2年次生3名であり合計30名である。収容定員に対する在籍定員の割合は、0.75倍である「短期大学基礎データ(表9)」参照。

<点検・評価>

一般に短期大学では、志願者数が減少しているとされているが、本学は、在籍学生人数が収容定員を若干上回っている。これにはいくつかの要因が考えられる。

まず龍谷大学が創立370年の長い歴史と伝統を持った高等教育機関であること。さらにその歴史と伝統を尊重しつつ、その時代の要請に応じた教学展開を図ってきたこともあげられる。その伝統を基盤にした安定的な大学経営を継続・維持してきたことが、社会的信用および認知を得た要因である。

短期大学の特性や他大学との競合のなかで、2010(平成 22)年度から多様な入試制度を取り入れるため入試改革を実施した。

さらに、本学は「京都」という立地条件に加えて、4 年制大学を併設する短期大学であることから、指定校推薦による学部編入制度が整備されていることも志願者を集めることに繋がっている。

本学独自の事情、社会的な要請もあって、本学は 2011(平成 23)年度に向けて学科改組を検討している。

専攻科福祉専攻については、2005(平成 17)年以降志願者の漸次減少傾向が続き、入学定員を満たし得ないことと、学科改組に鑑み 2010(平成 22)年度の学生募集を停止することになった。

＜将来の改善策＞

本学は、適正な教員の補充による教育環境の確保に努めている。今後は、社会的要請を踏まえ、幼稚園教諭免許の取得課程を備えた学科の設置や社会福祉科の改組を検討している。また、2010(平成 22)年度入試に関しては、これまでより大きな入試制度改革を実施したところである。

近年の 4 年制大学入学志向のなかにあっても、短期大学の志願者は一定程度存在するとされるので、各入試制度における募集人員比率を再考するとともに、合格者判定時に入学者予測の精度を高める必要がある。

【退学者】

・退学者数と退学理由の把握ならびに対応策の適切性

＜現状の説明＞

社会福祉科における 2005(平成 17)年度から 2008(平成 20)年度までの退学者数とその理由は、下表 4-2 のとおりである。

2006(平成 18)年度の退学者数は前年度の 2 倍以上の数字を示している。その後も次第に増加傾向を辿っている。その理由は、2005(平成 17)年度には学費納入に困窮した結果、やむなく退学に至ったというケースが多かった。しかし 2006(平成 18)年度では、表 4-2 に示すとおり修学意志の喪失、言い換えれば、進むべき進路が見つかったとか他の職業に就くことにしたので、本学で学ぶ社会福祉に興味を持てずに修学意志を失ったとのケースが見られた。2007(平成 19)年度は、保護者の失業や死去等により経済的に大学で就学することが困難とのケースもあった。2008(平成 20)年度になると、理由としては一身上の都合、就学意志の喪失という理由を掲げているが、その内容を分析したところ、新たな進路を見いだしたためやむなく退学に至ったケースが多く見られた。大学入学に際して、目的意識の希薄化が言われているが、今後もこの傾向は継続していくものと思われる。

さらに、個別ケースとして散見されるのは、人と関わるのが不得手あるいは苦手なことが契機となり、休学、退学に至ったというケースもみられた。

表 4-2 社会福祉科の退学者数とその理由

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
一身上の都合	2	3	3	6
修学意志の喪失	1	6	5	8
経済的事情	0	0	0	1
家庭の事情	3	2	3	0
進路変更のため	0	1	1	0
就職のため	0	1	1	0
病気	0	0	1	0
学費未納	1	4	0	2
合 計	7	17	14	17

専攻科福祉専攻における退学者は、表 4-3 のとおりである。専攻科は、介護福祉士の国家資格取得という目的意識の明確な学生が多い。したがって、よほどの事情がない限り退学者はみられないところであるが、現状では、2007(平成 19)年度以外毎年退学者が出ている。

表 4-3 専攻科福祉専攻の退学者数とその理由

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
一身上の都合	1	0	0	0
修学意志の喪失	0	1	0	0
就職のため	0	0	0	1
合 計	1	1	0	1

<点検・評価>

退学の理由として多いのが、先述したとおり修学意志の喪失である。また上記資料には出ていないが、近年休学者も増加傾向を示している。これは、目的意識が希薄なまま入学してきた学生が増えているというだけではない。入学動機としては他大学、他学部不合格の結果、やむなく入学した不本意入学、さらには当初から 4 年制大学への編入学を目的として本学に入学したケースも増えているようである。

しかしどのような動機で入学しても、本学で履修する社会福祉科の教育内容は、将来どのような進路を取る上でも充分役に立ち、学生が自信を持って卒業していけるものである。

従来、本学を志願する学生は短期間で質の高い高等教育を求めると同時に、それぞれの目的に応じた実践的な職業教育の修得をめざす者が多かった。しかし日本社会の急激な変貌が、教育にも影響を与えている。すなわち人々の生活水準の上昇、経済的な豊かさとともに、受験生が求めるのは 4 年制大学である。さらに、学生も社会へ出ていくことを先延ばしにしたいというモラトリウムが強くなってきたと思われる。そして従来と比較すれば、入学動機や目的意識が希薄なま

ま大学へ入学してくる学生も増加している。

＜将来の改善策＞

本学は、入学当初からすべての学生がゼミに配属され、1年次からきめ細かな教育を実践している。これは本学が創設当初から一貫して引き継いできた長所であり、いわゆるクラス担任制を採用している。しかし近年の学生気質の変化、社会情勢の移り変わりにより教育現場もその影響を受けざるを得なくなってきた。

今後は、クラス人数をできる限り少人数にして、各教員が学生に向き合う機会を作り出すことが必要である。具体的には、遅刻や欠席状況を捉えて早い段階で学生に対応すれば、休学や退学にまで至らないケースもあり、卒業後の進路選択にも対応できるようにしていく。

現在、学科改組に向けて検討中であるが、伝統的な本学の長所である学生一人ひとりに向き合うきめの細かい教育内容を今後とも発展させていくとともに、目的意識を意図的に開発していく教育に取り組む必要がある。

第5章 学生生活

《到達目標》

- 学生が安心・安全に学生生活を送ることができるよう、学生一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな学生支援を行っていく。
- 学生が希望する進路に進むことができるように本学とキャリア開発部が連携・協力して学生のニーズ、特性を適切に把握し、今まで以上にきめ細やかな支援を行う。
- 意欲のある学生が、途中で学修を断念することなく卒業し、正課・課外の活動を通じて、社会で活躍できるよう支援する。

【心身の健康保持への支援】

- ・学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性
- ・学生へのメンタルケアとして、生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザー等の配置の状況
- ・留年者、不登校等の学生への対応状況
- ・セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の防止策を含めた人権保護のための措置の適切性
- ・学生生活に関する満足度アンケートの実施とその結果の活用状況

＜現状の説明＞

1. 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮と学生へのメンタルケア

本学では、龍谷大学と併設する施設・設備・組織等により、学生の心身の健康保持および安全・衛生、学生のメンタルケアへの様々な配慮を行い、適切に学生生活支援を行っている。

(1) 保健管理センター

学生を健康面から総合的に支援する組織として保健管理センターを設置している。本センターには、医療を行う「診療所」とメンタルケア(学生相談)を行う「こころの相談室」を併設し、身体と心の両面から相互に連携して学生の健康を支援している。

本センターは、精神科医の専任教授であるセンター長1名を中心に、医師9名(内深草学舎6名)、保健師1名(内深草学舎1名)、看護師7名(内深草学舎3名)、カウンセラー6名(内深草学舎3名)、等を配置し、適切な対応を行っている。

また、学生の健康を支援する本センターと学生生活を支援する学生部が、学生生活を有機的に支援できるよう、2008(平成20)年9月、4号館1階フロアに本センターを移転し、学生支援フロアとして展開している。

(2) 健康診断の実施

全学生に対し、胸部X線、身長・体重、検尿、問診、視力、内科診察を実施しており2009(平成21)年度の受検率は1年次生98.5%、2年次生以上94.8%であった(表5-1参照)。これにもと

つき実習や就職活動など、必要に応じて健康診断証明書を発行している。健康診断で所見があった学生のうち、胸部X線にて精密検査を指摘された学生に対しては再検査費用を大学が負担している。また健康診断時で心の悩みを訴えた学生に対してはカウンセラーが面接を行い早期に支援を開始できるよう努めている。

表 5-1 2009(平成 21)年度学生定期健康診断受検状況(単位：人)

学 部	学 年	対 象 学生数	学 内 受検者数	学外受検 者数	合 計	受検率(%)
短期大学部	1 年次生	269	266	0	266	98.9
	2 年次生以上	308	292	4	296	96.1
	専攻科	30	27	0	27	90.0
	計	607	585	4	589	97.0

(3) 診療(内科・精神科)、健康診断の実施

学内の診療所では、内科(週 5 日)、精神科(週 1 日)の診療を実施している。医師は、近隣医療機関から、学生のニーズに応じた専門分野等(循環器、頭痛、女性医師等)を招聘し適切な医療をおこなうとともに、スムーズな連携が図れるよう地域の医療機関と緊密な関係を構築している。診療時間以外にも随時医師・保健師、看護師による健康相談を実施している。

(4) こころの相談室、なんでも相談室

本学では、学生が学生生活で生じるさまざまな悩みに適切かつ迅速に対応できるよう「こころの相談室」と「なんでも相談室」を設置している。

「こころの相談室」には、保健管理センターに所属する臨床心理士資格を持つ 6 名のカウンセラーのうち常時 3 名が、メンタル面での相談だけでなく生活相談、進路相談等学生生活全般に関するさまざまな悩みについて相談を受け付けている。また、教職員へのコンサルテーションの実施や、来室が困難な学生への電話での相談も行っている。

学生部が所管する「なんでも相談室」は、学生がより気軽に相談できるよう、あらゆるすべての相談を受け付ける“よろず相談窓口”として 2008(平成 20)年 4 月に設置した。本相談室にも保健管理センター所属のカウンセラー(臨床心理士有資格者)が常時 1、2 名常駐し、「こころの相談室」と有機的に連携し適切な支援を行っている。

これらの相談体制は、新入生全員にパンフレットを配布して周知を図っており、相談の予約は電話や受付窓口での申込の他、2009(平成 21)年度からは Web による予約が可能となっている。面談の結果、必要に応じて学外の専門機関への紹介だけでなく、学内診療所(内科、精神科)や龍谷大学文学研究科教育学専攻に設置されている臨床心理相談室とも連携している。

(5) 健康教育

新入生オリエンテーションで、健康教育を実施。本学 2 年次生対象実習である施設実習前には、保健管理センターの医師や保健師が講演(感染症等)を行っている。また、熱中症対策セミナー、

禁煙サポート・啓発イベント、薬物乱用防止セミナー等を開催している。主な健康教育は次のとおりとなっている。

- ・生活リズム、こころの健康ガイダンス(新入生対象)
- ・禁煙啓発イベント「世界禁煙デーin 龍谷」
- ・実習前、感染症・食中毒対策(ぎょう虫、ビブリオ等)講座
- ・熱中症対策セミナー
- ・薬物乱用防止セミナー・啓発イベント

(6) AEDの全建物への設置と救命講習会の実施

AEDは3分以内に除細動を行えることを目標に、深草学舎に21台(3学舎で合計62台)を設置し、救命講習会を年間10回以上開催している。自主的な参加の他、学生は実習前の授業の一環として毎年100名程度が受講している。

(7) 感染症対策

学生は施設実習に行くにあたり、保健管理センターが麻しん(はしか)の予防接種やインフルエンザの予防接種、保菌検査(検便)を実施している。その他、入学予定者への予防接種勧奨および調査も実施している。

(8) 敷地内全面禁煙

受動喫煙を防止するとともに、すべての学生・教職員および大学関係者の命と健康を守り、建学の精神にもとづく教育を実践し、喫煙しない学生を社会に送り出すため、2009(平成21)年4月から敷地内を全面禁煙とした。これに併せ新入生へのタバコの健康被害の啓発や禁煙イベントを実施するとともに、保健管理センターでニコチンパッチの無料処方や禁煙サポートメール(禁煙マラソン)によるサポートを行っている。

2. 留年者、不登校等の学生への対応

本学の特徴の1つに、クラス担任制がある。これは1年次生からコース別のゼミに配属され、実際上ゼミ担当者をクラス担任としている。毎週開講されるゼミの欠席や遅刻については、その理由をゼミ担当者が把握するように務めている。そのことでいち早く学生の要望に応えることができるからである。

教育期間が2年間であることと資格取得養成課程であることから、カリキュラムが過密であるため、クラス担任制を採用することで、学生のさまざまなニーズに対応できるようにしている。

また、多様な学生が多くなってきたため、課題を抱える学生には、授業や単位取得に関しては短期大学部教務課の窓口や学生部に設置の「なんでも相談コーナー」を紹介するなど、できるだけきめ細かな対応を行なっている。

3. セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の防止策

建学の精神に基づき、学生および職員ならびに本学にかかわるすべての人々が、人権を尊重し、相互に信頼し、快適に学び働くことができる環境を、維持・向上している。

ハラスメント(セクシャル、アカデミック、パワーハラスメント)は人間としての尊厳を侵害するのみならず、大学における学生および職員の平穏かつ快適な教育、研究および学習ならびに就

労働環境を破壊する重大な行為の一つである。したがって、いかなる個人によるいかなる形態のものであっても、ハラスメントと見なされる行為がそのまま黙認または看過されることがあってはならない。

このようなことから、本学は「ハラスメントの防止等に関する規程」〔2000(平成12)年3月〕を制定し、ハラスメントの発生を事前に防止するための啓発活動に努めるとともに、万一、ハラスメントと見なされる行為が発生した場合、当該行為の解決に向けて適正に対処できる手続きをあらかじめ明確にし、ハラスメントの防止・解決に努めている。また、龍谷大学ハラスメント問題委員会を設置し、「ハラスメントに関する相談について」という広報冊子を毎年、新入生に配布するとともにハラスメント担当相談員によるガイダンスを開催している。

4. 学生生活に関する満足度アンケートの実施とその結果の活用状況

本学では学生実態調査を「学生中心の大学創造に活かす」ことを目的として、4年ごとに実施している。直近で実施した2007(平成19)年度においては、「進学目的・理由、充実度、期待」、「経済状況」、「キャンパスライフ」、「正課教育」、「正課外活動」、「不安・悩み」、「進路・就職」、「身につけたこと」等、学生生活の全体を把握することを目的として実態調査を行った。調査項目は、日本私立大学連盟学生委員会が実施した「私立大学学生白書2007」の設問項目との整合をはかり、それとの対比によって、全国的・平均的な学生の意識と本学学生の意識の共通点と差異を把握できるようにした(実態調査の結果については、「龍谷大学学生生活実態調査報告書～2007(平成19年度版)～」を参照)。

経済的に「余裕がある・まあまあ余裕がある」と回答した学生は25%であり、「やや苦しい・苦しい」と回答した学生は39.6%であった。当時、景気が回復傾向であったにもかかわらず、前回調査と比較してもあまり数値の改善は見られなかった。ただし、学費が家計に負担となっていると感じている学生は92.2%から84%と減少し、数値は改善したものの、高水準には変わらない状況である。学費が各家庭には重くのしかかっている現実を窺い知ることができる。また、報告書は、この分析結果を学生の声として「大胆に復元」し、次のように記している。

- ・学費を安くして欲しい
- ・厚生福利施設を充実して欲しい
- ・教授陣を充実して欲しい
- ・板書、プレゼンの工夫等授業運営を改善して欲しい
- ・給付奨学金を充実して欲しい
- ・社会人基礎力が身に付くようにして欲しい

学生部では、学生の自治組織である学友会の最高執行機関(中央執行委員会)と定例でミーティングを行うなどして、学生との連携を密にし、学生生活についての学生の生の声を知ることができるよう努めている。また、学生の代表と大学の執行部が協議する場として全学協議会を開催しており、学生の要望を直接聞くことができる機会を作っている。

5. 新入生フレッシュャーズキャンプの実施

建学の精神の醸成および学生生活を有意義に送ることができるよう、新入生全員を対象に1泊2日のフレッシュャーズキャンプを実施している。全教員が参加して導入教育を行うとともに、在学生が主体的に運営に関わり、仲間づくり、帰属意識の向上を図っている。

＜点検・評価＞

心身の健康保持および安全・衛生への配慮としては、保健管理センターにある「診療所」に医師・保健師・看護師が配置されている。また、「こころの相談室」には複数の専門のカウンセラーを配置している。さらに、種々の健康等に係る方策を実施していることから、健康診断やメンタルヘルスケア等のための適切な対応を行っていると言える。

留年生や、不登校等の学生への対応としては、学生の問題が深刻化する前に相談にのれるようクラス担任制があり、機能していると言える。ただし、その対応には教員間で差が見受けられることから、改善が必要と考えている。

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の防止策については、「ハラスメントの防止等に関する規程」を整備するとともに、啓発パンフレットを教職員・学生に配付するなどして防止に努めている点は評価できる。また、ハラスメント相談体制も整備されており、学生にも周知されている点は評価できる。

学生の学生生活に対する満足度アンケートについては、学生への適切な学生生活支援がおこなえるよう4年毎に学生生活実態調査を実施しているものの、本学の学生と龍谷大学の学生とでは、学生生活の充実度等にも差があることが予測されることから、本学独自の調査が必要である。学生の自治組織である学友会中央執行委員会と学生部とは定例でミーティングを開催しており、学生の意見を反映できる仕組みが構築されていることは評価できる。また、学生の代表と大学の執行部とが協議する場として全学協議会が開催されている点も学生のニーズを把握することに多いに役立っている。

＜将来の改善策＞

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮と学生へのメンタルヘルスケアの支援体制の整備と対応は、十分と考えているが、現在発達障がい者支援について、教学・学生生活・キャリア開発部の各部門が連携して取り組めるよう支援方法の検討を進めており、すべての学生が充実して学生生活を送れるよう充実を図っていく。また、学生の健康保持のためには、学生一人ひとりが自分の健康について考え、正しい生活リズムを身につけることが必要であることから「健康ハンドブック」の作成を検討する。

留年生、不登校等の学生への対応としては、クラス担任制度の機能強化が図れるよう、学生生活主任会議にてその具体的な方策について検討していく。また、オフィスアワーの学生への周知と活用促進、チューター制度の活用等を促すなど積極的な対応を図っていく。また、本学教務課の事務職員も適切な対応ができるようSDを通して、相談体制の充実を図っていく。

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の防止策としては、引き続き啓発活動を十全に実施していく。また、ハラスメントに対して適正に対処するためには、システムの理解もさることながら、人権に対する理解を深めることが不可欠であることから、引き続き人権問題研修会を継続的に実施していく。

学生生活に関する満足度アンケートの実施については、4年毎の学生生活実態調査しか実施しておらず、改善が必要と考えている。今後は、本学独自でアンケートを実施するなどして学生生活を把握するとともにアンケート結果を活用する仕組み作りについても併せて検討していく。

【進路選択支援】

- ・学生の進路選択に関わる支援の適切性
- ・学生への就職ガイダンスや進学ガイダンス等、進路支援の適切性およびその有効性
- ・就職活動の早期化に対する教育上その他の対応状況
- ・就職・編入等卒業進路データの整備と活用の状況

<現状の説明>

学生生活をより有意義に過ごし、自らが望む進路選択を促すことを目的として、「スチューデントEQテスト」を新入生全員に受検させている。また、その解説会を、短期大学部の授業時間中に実施することで、学生がキャリア形成に抵抗なく触れられるきっかけを提供している。

学生の進路選択に関わる支援については、1年次の後期授業開始前(9月中旬)に開催する「キャリアデザインフェア」において重要書類の配布や各種ガイダンスを実施している。さらに、2年次開始前(3月下旬)の履修登録説明会における説明や2年次対象のゼミ別ガイダンス等、時期に応じて開催している。近年の本学学生の主な進路としては、「4年制学部編入学」、「福祉施設に就職」、「保育施設に就職」「一般企業に就職」があるが、対策や準備時期が異なるため、4年制学部併存のキャリア開発部は進路別の特徴を踏まえた支援を行っている。編入希望者、就職希望者ともにそれぞれの情報収集や応募の方法を説明し、模擬面接も実施している。就職希望者に対しては、4年制学部の就職希望者と同じ支援(各種セミナー、ガイダンス、企業セミナー等)を基本的に行っているが、本学学生は福祉施設への就職希望者も多いため、キャリア開発部スタッフが近隣の福祉施設担当者との交流や情報交換会等へ参加して常に新しい情報を収集している。

さらに、2006(平成18)年度文部科学省の現代GPに採択された「イメージ創生を中心としたキャリア教育一視聴覚教育・学外教育資源・体験型学習を活用した体系的教育プログラム」は、学生のキャリア形成、就職・進路支援活動の強化・促進を図ることを目的にしたもので、学外からも高い評価を得たものである(本報告書【第16章 特色ある取り組み】参照)。

就職活動の早期化に伴う教育上の工夫としては、現状としては特に行っていないが、カリキュラムが過密であるため、学内で開催するガイダンスは授業時間と重ならない時間帯を選択している。また企業セミナーは、授業実施期間には開催しないよう学業優先を考慮している。

下表5-2は、2006(平成18)年度から2008(平成20)年度の卒業後の進路を比較したものである。この調査は、学部の特性に基づいて卒業時点を基準に本学が独自に実施している。

進路として最も多いのは、4年制学部への編入学である(表5-2参照)。専攻科への進学は2008(平成20)年度に急激に減少している。一般企業への就職だけでなく、福祉施設や保育施設に就職する学生も2008(平成20)年度では減少となっている。それに対して、アルバイトや家事手伝い・自坊手伝いが増えている。

表 5-2 短期大学部社会福祉科卒業後の進路 (調査日：卒業式当日)

社会福祉科	2006 年度	2007 年度	2008 年度
4 年制学部編入学	100	96	97
専攻科進学	31	32	24
宗門関係進学	0	4	0
専門学校進学	5	4	6
大学院進学	0	0	0
一般企業に就職	52	46	44
医療系に就職	1	2	5
福祉施設に就職	16	24	15
保育施設に就職	26	23	19
アルバイト・家事手伝い・自坊手伝い	16	21	29
公務員	2	0	0
未定	18	12	8
その他(留学等)	0	3	12
調査表記入合計	267	267	259
卒業生人数	268	276	265

専攻科修了後は、介護福祉士国家資格の取得を活かして福祉施設への就職が最も多いが、一般企業に就職、あるいはアルバイトや家事手伝い・自坊手伝いや就職先が未定という学生もみられる(表 5-3 参照)。

表 5-3 短期大学部専攻科福祉専攻修了後の進路 (調査日：修了式当日)

専攻科	2006 年度	2007 年度	2008 年度
公務員	0	0	0
専門学校進学	0	0	0
一般企業に就職	1	2	1
医療系に就職	0	0	0
福祉施設に就職	35	24	23
保育施設に就職	0	0	0
アルバイト・家事手伝い・自坊手伝い	0	1	2
未定	2	4	1
その他(編入学準備)	0	0	1
調査表記入合計	38	31	28
卒業生人数	38	31	28

<点検・評価>

企業セミナーに関する問題点としては、学内で開催されるものは、4 年制学部生と共通のものが多いため、本学学生のニーズを十分にカバーしきれていないことが考えられる。これについて

は、内容によっては敢えて別に対応(個別対応、本学学生対象開講)することでモチベーションを下げないようにしている。

2008(平成20)年度より、多岐に渡る進路への希望に対応するため、短期大学部生と専攻科生を対象に「進路・就職ガンバレ week」を開催した。これは、就職活動や今後の進路に行き詰まりを感じ始める2年次の夏休み前に、周囲との情報交換を通してそれまでの自分を振り返るきっかけづくりと、モチベーションの向上を目的としている。また、参加をきっかけとしてキャリア開発部に気軽に来られるように、会場をキャリア開発部内のセミナールームとした。

「進路・就職ガンバレ week」は、ゼミ別ガイダンスと集団模擬面接が主な取り組みであり、「就職」だけではなく、「進学」も視野に入れたことが特徴である。ゼミ別ガイダンスでは就職情報の他に、編入等の情報収集の方法や注意点も取り入れた。ゼミ単位で開催することで参加率が高く、質問しやすい環境が作られる。また、「就職」と「進学」では面接時に注目されるポイントが違うため、毎回本学教員も同席して指導を行った。学生の事後アンケートには、「話す内容等学ぶことが多かった」「面接の礼儀作法や入室・退室の仕方を学べて勉強になった」等が多く、教員からも今後の継続を希望する声も寄せられた。

就職活動の早期化に伴う工夫としては、開催の時間帯等を考慮しているので、学業に妨げがなく、参加しやすいことが挙げられる。同時に、キャリア開発部主催の行事や本学学生対象の学校推薦については本学教務課掲示板でも周知し、1年次のうちから目に触れやすく、情報収集しやすい環境を整えている。

現状として、4年制学部生よりも就職活動に取り掛かる時期が遅い傾向がある。このことから、本学学生対象の求人については、就職希望の未決定学生に向けてメール配信や電話連絡で、1人でも多くの学生が進路決定できるよう支援している。

<将来の改善策>

今後の対策としては、今まで以上にきめ細かなキャリア形成支援を行っていく。現在も、学生が早いうちから進路について考え始められるように、入学時の「スチューデントEQテスト」や1年次対象のゼミ別ガイダンス等を行っているが、授業や実習に追われる学生がそれらの必要性に気づかない時期であることも懸念される。しかし、それらが落ち着く時期を待っているのは遅く、より効果的に支援を行うためにも、学生の履修状況やニーズを調べたうえで、特化したガイダンスや行事の開催も検討している。

さらに入学時からそれぞれ希望のコースを選択して、ゼミに配属されるので、担当教員は2年間継続して学生をみることになるが、実習や福祉体験活動等を通じて学生の成長に直接気づくことができる。今後は、できるだけ早い時期から進路に対する具体的イメージが持てる仕掛けづくりが必要である。そのためには、「キャリアデザイン論」の授業内容の精査も必要である。また就職だけでなく編入学を希望する学生への直前の模擬面接を経験できるようなシステムを構築していきたい。

【経済的支援】

- ・奨学金やその他学生への経済的支援を図るための方法と学生への情報提供の適切性およびその有効性

<現状の説明>

本学は、4年制大学併設の利点を活かし、全学で給付奨学金を用意して、学生の経済的支援を行っている。家計援助を目的としたものを中心に、他の学生の模範になるようにインセンティブ的要素を持った学業奨励および課外活動奨励、さらには緊急時に対応可能な奨学金等を総合的に整備しており、学生生活を経済的に支援している(詳細は、短期大学基礎データ(表13)参照)。

教育機会の均等維持を図るための家計援助を目的とした奨学金として、龍谷大学給付奨学金(家計奨学金)、龍谷大学貸与奨学金、災害給付奨学金、災害学費援助奨学金がある。また学業や課外活動の奨励を目的とした奨学金として、龍谷大学給付奨学金(学業奨学金、仏教活動奨学金、優秀スポーツ選手奨学金、課外活動等奨学金、外国人留学生特別奨学金、アカデミック・スカラシップ奨学金)がある。さらに、大学関連団体による奨学金として、龍谷大学校友会、龍谷大学親和会(保護者会)等が募集する奨学金がある。その他障がいを持つ学生を対象とした北畠給付奨学金など、多様な奨学制度を整備している。

これらの募集情報は、新入生ガイダンスでの紹介や奨学金のしおり、学生手帳、掲示板、ホームページ、学生ポータル等で周知をしている。

奨学金以外の制度として、家庭の事情により一時的に実家からの仕送りが遅れ生活費が不足する、あるいは緊急の出費を要する場合等に備えて、短期貸付金制度を設けている。貸付額の上限は3万円であるが、学費に充当する場合に限り年間授業料の25%を上限として貸与している。生活費等に充当する場合については3カ月間、学費に充当する場合は1年間を返済期限として設定している。学費の延納・分納の制度を利用しても、なお学費の納入期限に間に合わず、かつ奨学金制度では対応できない場合は、短期貸付金制度によって補完している。

なお、日本学生支援機構奨学金の応募者に対する採用率は、90%前後で推移している。この採択率を経年比較すると次表5-4のとおりとなる。

表5-4 学生の日本学生支援機構奨学金応募者採用率(年度別/短期大学部のみ)

年 度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
採用率(%)	86.5	92.8	88.9	96.4	91.7	90.0

<点検・評価>

厳しい経済情勢のなか、日本学生支援機構奨学金を柱に、本学独自の給付奨学金である家計奨学金とあわせ、修学困難な学生に対する経済的支援を行っている。

特に「災害給付奨学金」「災害学費援助奨学金」や、2008(平成20)年以降に生じた経済不況により家計が急変し、修学の意志があるにもかかわらず学費の支弁が困難と認められる者に対して支給する「緊急特別経済援助奨学金」(2009年度、2010年度に限る。)の制度を設けたことは評価

できる。学業や課外活動奨励の奨学金制度が充実していることも、学生のモチベーション向上効果が見込めることから評価できる。奨学金の窓口(学生部)では、学生個々の経済状態等の具体的な態様に応じたきめ細かな丁寧な利用指導を行っており、また、やむを得ない事情により書類提出日に間に合わない者についても学生個々の事情に配慮して、対応を行っている。

一方、学習意欲があるにも関わらず、経済的理由により休学や退学を余儀なくされる学生がいることや、奨学金制度を十分に理解していない学生がいることから、より積極的な対策が必要である。

＜将来の改善策＞

奨学金制度について、広く学生への周知を図っているが、学費納入期限直前に窓口相談に来る学生や、制度を知らない学生がいることから、より一層の広報活動を行っていく。一方、龍谷大学貸与奨学金や短期貸付金においては、一部に返還が滞っている学生がおり、他の学生への援助の原資とするためにも、計画的な返済計画を指導していくとともに、必要に応じて回収業務を弁護士に委託する等の検討を行う。

また必要な学生に適切に奨学金が給付・貸与できるよう、社会状況に応じた柔軟な制度整備や運用をおこなっていく。

【課外活動への支援】

- ・学生の課外活動に対して短期大学として組織的に行っている指導、支援の適切性およびその有効性

＜現状の説明＞

龍谷大学は、課外活動基本方針として「課外活動は正課授業とあいまって大学教育の重要な一環であり、学生の自主的活動を通じて、建学の精神を体する豊かな人格を形成することを目的とする。」と謳い、課外活動が大学教育の一環であることを明確にしている。この基本方針に基づき、龍谷大学の共通認識として①正課があって初めて課外が成り立つという前提に立つ、②課外活動の活性化が大学全体の活性化に結びつく、③課外活動は、忍耐力・協調性・決断力・適応力・行動力・リーダーシップ等を育成する教育的機会である、④龍谷大学の課外活動は建学の精神を体する人間教育の場である、の4点を確認している。

2008(平成20)年度の学友会公認サークルは合計で83サークル(宗教局6、放送局1、学術文化局33、体育局43)、一般同好会は160サークル(深草学舎72サークル)である。学友会公認サークルとは、学生の自治組織である学友会の常任議決機関である中央執行委員会の承認を受けたサークルであり、学生の自治的組織である一般同好会は学生部への届け出に基づき、全学の学生生活連絡会議での承認を受けたサークルである。

近年のサークル加入率の推移は、下表5-5のとおりである。

表 5-5 サークルへの加入率(年度別／短期大学部のみ)

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
学友会公認サークル(%)	18.5	23.9	22.5	23.9	23.57
一般同好会(%)	16.7	20.8	10.6	16.3	12.48
合計(%)	35.2	44.7	33.1	40.2	36.05

重点強化サークルとして、5つのスポーツ系サークル、1つの学術文化系サークルを指定し、さらに重点強化サークルに準ずる強化サークルとして4つのスポーツ系サークルを指定している。また、強化支援策として優秀な指導者の確保に努め、指導体制を確立している。

学友会公認サークルに対し、大会への出場等の活動に必要な経費の一部を大学が補助している。また、新入サークル員の資質向上を目的としたフレッシュャーズキャンプや各サークルのリーダーの資質向上・育成を目的としたリーダースキャンプにも積極的に援助している。

なお、各サークルに部長(教員)や副部長(教員、事務職員)を置いて、活動の強化だけでなく生活面の指導や授業に関する指導にあたっている。サークル部長の指導のもと、チューター制度による学業指導等も行っている。

サークル活動以外では、自主活動団体支援プログラム(SMA P=Self Making Assist Program)を実施し、学生らしい自由な発想でかつ特色ある活動を志している自主活動団体に対して、大学が資金面の援助を行っている。また、ゼミや課外活動の健全なる発展に資するため、全国各地にある宿泊施設と利用契約を締結している。現在、全国各地に76カ所確保しており、利用補助費制度を設けている。

<点検・評価>

学生自身の責任に基づく自主活動を促すとともに、各サークルに部長を置いて指導にあたっていることは評価できる。しかし、サークル部長により、指導回数、指導内容に差があることから、大学教育におけるサークル部長の位置づけ等を再確認する必要がある。

学友会公認サークルに対し、大会遠征にかかる費用や定期演奏会開催等にかかる費用の援助により、学生の負担を軽減させ、アルバイト等を減らすことにより学業や課外活動に専念できるよう配慮していることは評価できる。しかしながら学業と課外活動を両立させることは容易ではなく、より一層の支援が必要である。

なお、学友会と教職員(大学執行部)の協議の場として、全学協議会が開催されており、学友会からの要望や提案を直接訴えることができる場が設けられていることは高く評価できる。

<将来への改善策>

課外活動の基本方針に基づき、課外活動の活性化に努めているが、その理念が十分に全学の構成員に浸透しておらず、その教育効果が全学的に共有できていない。競技やサークル活動の強化だけでなく、人間形成や正課教育の両立を図るための指導や支援策を検討していく。

また、より一層の重点的支援や、学生の潜在能力を引き出すための萌芽的支援など、学生の自主的活動を喚起するための方策を検討していく。あわせて飽和状態となっている課外活動施設の充実策も継続して講じていくことにより、ソフト・ハードの両面から課外活動を支援していく。

第6章 研究活動と研究環境

《到達目標》

本学における研究活動の第1の目標は、各教員の知的関心に基づく多様な分野の研究を基盤研究と位置づけ、その主体的・創造的な研究活動を促進することにある。この研究活動は、主に個人研究、共同研究を基礎とした各研究活動と附置研究所における研究を中心に進められており、今後も研究環境を取り巻く大きな変化にも対応しつつ、さらに研究を促進していく。

そうした研究理念を実現させるため、以下のような具体的な目標を掲げている。

○個人研究費や各種学内研究助成制度を充実させることにより多様化する研究に対して柔軟かつ継続的な研究支援を行い、基盤研究としての個人研究や共同研究をサポートすることにより、裾野の広い研究活動を一層促進する。

○総合大学としてのスケールメリットを生かした学部横断型の研究活動を推進するため、建学の精神を活かした研究テーマや学問領域を越えた特色ある研究テーマを設定し、研究の学際化・総合化・国際化を促進するとともに、研究活動の更なる高度化をめざす。

○科学研究費補助金等に積極的に応募し、多方面からの学外研究資金を獲得するとともに、学内外の研究者との連携を広げ、学際的・複合的な先端研究を推進する。

○多様な高度化研究プロジェクトの研究活動には、若手の研究者の参画を求め、次世代の科学技術や学術文化の創造を担う研究者を養成していく。

○研究活動の促進に貢献するような研究評価活動を開始する。

〔1〕研究活動

【研究活動】

- ・論文等研究成果の発表状況
- ・国内外の学会での活動状況

<現状の説明>

本学では、各教員の知的関心に基づく多様な分野の研究を基盤研究と位置づけ、その主体的・創造的な研究活動を促進している。この研究活動は、主に学部と各研究分野を基礎とした附置研究所を中心に進められ、それぞれの歴史・伝統・特色を有し、今日まで大きな研究成果をあげてきた。

また、第4次長期計画期間中においては、これまで蓄積してきた研究実績を継承するとともに、研究環境を取り巻く大きな変化に対応し、学際的・先端的な研究活動を活発化させ、本学における研究活動の一層の多様化・高度化をはかり、「選択的分野においては世界水準の研究活動」の展開ができるよう、研究活動の新たな峰を築いてきた。

上述の研究理念のもと、本学では、建学の精神である浄土真宗の教えに基づき、社会福祉学を中心とした関連研究領域における基礎、理論の実践や、社会的諸課題の解決を目指すとともに教員各自の主体的・独創的な研究活動を尊重しながら個別の研究活動や共同研究、また、学外との研究連携を推進し、その研究成果を学内外に発信し活用している。

学内では、年間2冊発行の「龍谷大学論集」に研究論文を発表し、また、仏教文化研究所、社会科学研究所、人間・科学・宗教総合研究センター等の共同研究に参画し、研究成果を研究叢書などによって公表している。学外では、研究開発支援総合ディレクトリ(ReaD)のデータベースに、各教員の業績や状況を登録し、公開している。なお、研究活動を支援・推進する研究部は、併設龍谷大学と併存運用している。

1. 研究成果の発表状況

本学の研究は、前述のように教員個別の研究活動、学内外の研究者との共同研究等、多様な形態で行われている。これらの研究活動による研究成果は、著書、論文、学会発表等を通じ発信されている。(短期大学基礎データ(表14)参照。)

2. 科学研究費補助金等学外資金獲得の取組状況

2005(平成17)～2009(平成21)年度における本学教員の科学研究費補助金採択状況は「短期大学基礎データ(表16)」のとおりである。

科学研究費補助金以外では、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業である「オープン・リサーチ・センター(ORC)整備事業」および「学術フロンティア(AFC)推進事業」に共同研究者として参画している。

<点検・評価>

先に掲載した教育・研究活動の全体を概観すると、本学の各教員は社会活動を含め最近5年間において着実にその成果をあげ、発表し続けている。とりわけ教育活動についての報告内容は、2006(平成18)年度文部科学省の現代GP、特色GPに採択されたことを契機に、その成果の公表は著しく増加傾向を示している。研究活動の成果に対して、教育活動の成果の多さが特徴といえるが、これは社会福祉学の学問性および、前後の指導を含めた実習に重点を置いた本学の教育の姿勢を表すものと評価することができる。

また、学会・法人等の理事・幹事等に任じられる教員もおり、学外での社会的な活動も高く評価することができる。しかしながら、研究と教育は車の両輪の如きであるべきである。教員の主体的・独創的な研究活動が推進されることによって、それが教育に還元されるのであり、更なる研究業績の不断の蓄積が望まれる。

<将来の改善策>

教員の担当授業以外にも学内の諸業務を担当することが多く、研究活動の制限を受けることが多い。今後の研究活動の活性化に向けては、研究時間の確保等、教員の負担を軽減する方策を検討していく。

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

・学内外の研究組織等との研究上の連携状況

＜現状の説明＞

1. 附置研究所

(1) 龍谷大学（ここでは本学を含む）は、各学部(各学部を基礎にした研究科を含む)に所属する教員が、それぞれの研究テーマに則した研究活動を促進することを目標にして、各学部・研究科と連携した「附置研究所」を設置している。

- ・ 仏教文化研究所(仏文研)：大宮学舎／主に文学部・短期大学部
- ・ 社会科学研究所(社研)：深草学舎／主に経済学部、経営学部、法学部
- ・ 科学技術共同研究センター(科技研)：瀬田学舎／主に理工学部
- ・ 国際社会文化研究所(社文研)：瀬田学舎／主に社会学部、国際文化学部

(2) 各研究所は、その基礎となる学部の教員のみならず、研究テーマによっては、いずれの研究所の共同研究等にも参加できる柔軟な対応をしている。

(3) 各研究所には、研究事業を進めるために、次のような研究員を置くことができる。

- ・ 専任研究員：研究所に所属する専任教員で、専ら研究・調査に従事する者。現在は、学部専任教員が任期を限って移籍している。授業の担当時間数を減らす等の配慮をしている。
- ・ 兼任研究員：研究所の研究活動に参加する各学部所属の教員
- ・ 客員研究員：学外の研究者でその身分のまま一定期間研究所に所属して、研究・調査活動に従事する者
- ・ 嘱託研究員：上記の3研究員以外で、研究所の活動の必要に応じて参加する者

(4) 2005(平成17)年度から2009(平成21)年度における本学教員の各研究所の研究員数は、仏教文化研究所兼任研究員9名(2005年度2名、2006年度3名、2007年度2名、2008年度1名、2009年度1名)である。

2. 人間・科学・宗教総合研究センター

前述の4つの附置研究所は、学部を基礎にした研究所である。しかし、国際化・多様化が進展する現代社会の要請に応えるためには、各学問分野の共同による研究活動の新たな展開が求められている。このため、第4次長期計画において「人間・科学・宗教総合研究センター」(以下、「人間総研」という。)を開設した。

＜点検・評価＞

附置研究所については、いずれの研究所も、学部・研究科の創設とともに歩み始めており、後述するような研究活動を積極的に展開し、学術研究の成果をあげている。学部に基礎をおく附置研究所の設置は、本学の多様な基盤的な研究活動を促進する上で重要な役割を果たしている。また、研究課題の独自性とそれに従事する専任研究員については、全ての研究所において恒常的に置くことが出来ていないのが現状である上、専任研究員の任期は1年で研究の継続性の面も含め

そのあり方に課題が残る。

人間総研は、学部を基礎とする研究所ではなく、全学の建学の精神に基づき、学内資源と学外資源の連携による特色ある研究を推進し、世界に発信することを目的としている。このような目的に鑑み、研究プロジェクトを選定し、全学横断型・複合型・異分野融合型等の学際的研究を推進している。人間総研を開設したことによって、本学の研究活動の水準が高まりつつあり、本学の研究活動の活性化を促進する上で積極的な役割を果たしている。

なお、研究の高度化が進み活発化してきた結果、各プロジェクトにおける研究評価の実施が重要な課題となっている。各研究プロジェクトにおける評価や外部評価等の評価体制の構築は勿論のこと、2004(平成16)年度より研究に関する学内機構を再構築し「全学研究会議」のもと「研究評価委員会」を設置し研究評価に関する全学的な取り組みを行っている。

＜将来の改善策＞

専任研究員制度については、教育課程を担当する教員の負担等の問題があり、すぐに全学的に足並みをそろえることは困難であるが、「全学研究運営会議」等で検討していく。

研究評価については、外部資金導入型のプロジェクト研究だけでなく附置研究所等を対象とした研究評価のあり方も検討していく。

〔2〕研究環境

【経常的な研究条件の整備】

- ・個人研究費(研究旅費を含む)と共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性
- ・教員個室等の研究室の整備状況および教員の研究時間を確保させる方策の適切性
- ・研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性
- ・研究支援スタッフの人的配置の適切性

＜現状の説明＞

短期大学部を併設する総合大学として龍谷大学の研究活動を発展させるためには、各分野の裾野の広い研究活動を支える研究支援制度を充実させていくことが重要である。この立場に立って各教員の多様な分野の研究活動を支える経常的な研究費の確保と助成制度の充実を目指してきた。

1. 個人研究費(研究旅費を含む)と共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

(1)個人研究費

個人研究費の使途については、「個人研究費支出要項」に定められ、次のような支出に充てることができる。

出張旅費(学会出張、研究出張、資料収集、実態調査等)、図書費(図書に準じるものを含む)、コピー使用料、コンピュータ使用料、学会年会費(入会費を含む)および参加費、消耗品費、情報

機器および情報周辺機器の購入費、謝金、郵便費、印刷製本費

なお、本学の2008(平成20)年度個人研究費執行率は88.75%である。全体として有効に使用されているといえる。

個人研究費は、教員の多様な研究活動を支援する基盤的な経費である。そのため、教員の研究テーマと研究方法の多様性を考慮し、特に支出範囲毎に研究費の予算上の区分は設けず、「個人研究費」総額で管理し、各教員の研究目的に応じて使用できるよう、柔軟性をもたせていることに特徴がある。

(2) コピー料金援助

本学は、専任教員全員にコピーカードを交付している。コピー枚数をカウントできるコピー機は、研究所、図書館、研究室付近等多くの場所に設置されており、利便性に配慮し、必要なコピーをとることが可能になっている。

(3) 共同研究費

本学における共同研究費は4附置研究所、人間総研における共同研究において配分されている。共同研究は研究所等の特徴、研究期間、研究費に応じて区分されるが、概ね次表6-2のように大別できる。但し、人間総研のもとで展開されている高度化推進事業研究プロジェクトについては独自の研究体制により実施されている。

表6-2 共同研究費の配分(2008年度実績)

名称	研究期間	研究費(年間)	対象研究所
常設研究	3ヶ年	100万	仏文研
指定研究	3ヶ年	100～200万	仏文研・社研・社文研
特別指定研究	期限無し	50～240万	仏文研
共同研究	1～3年	50～300万	仏文研・社研・科技研・社文研

※研究所等の共同研究実績は、「短期大学基礎データ(表16)」のとおりである。

いずれの研究所等においても、学内公募により募集を行い、研究計画書等の提出を求めて、書類審査・ヒアリング等の審査を経て、採択がなされる。また、審査に際しては、透明性、平等性を担保するため統一の申請用紙、募集期間を定め、研究目的の明確性、研究計画の妥当性、研究成果の可能性、申請研究費の合理性、独創性、先駆性等の要素を総合的に判断している。

2. 教員個室等の研究室内の整備状況および教員の研究時間を確保させる方策の適切性

(1) 個人研究室の配置

本学のある深草学舎では事務機能と融合した研究室棟(紫英館)を設置しており、限られた環境のなかで効率的に運用できるよう可能な限り工夫してきた。2008(平成20)年度、本学は19室の個人研究室を備えている。

研究室は、学舎や建物、学部の特性に応じ異なった仕様を施しているが、いずれの研究室にも基準備品として必要な両袖机、椅子、書架、作業用小机、電気スタンド、パソコン、情報コンセント、水屋、電話(内線・外線)の什器等の設備を完備しているほか、1室あたりの面積について

も22.5㎡となっており限られた施設環境の中で十分な面積の確保と環境の提供ができているといえる。

(2) 共同研究室の配置

本学では個人研究室とは別に全ての教員が利用できる共同研究室を設置し(深草学舎7室、大宮学舎3室)教員連携による共同研究を推進している。

共同研究室は、学舎や建物、学部の特性に応じ異なった仕様を施しているが、研究室には基準備品として必要な机、椅子、情報コンセント、TV会議システム、水屋、電話(内線・外線)の什器等の設備を完備しているほか、1室あたりの面積についても27.6㎡から45.4㎡となっており限られた施設環境の中で十分な研究面積の確保と研究環境の提供ができているといえる。

3. 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

(1) 研究員制度

本学における研究員制度は、学問水準の向上および教育の充実発展をはかるため一定期間研究に専念できるよう設けられた制度であり、「研究員規程」に基づき運用される。人数については5年ごとに各学部割り当てた「基盤枠」、特別な人数措置を必要とする場合に割り当てられる「特別枠」がある。そして「基盤枠」、「特別枠」とは別に龍谷大学における研究を推進することを目的とした全学募集による「全学枠」が設定されており、柔軟な取得が出来るよう教学事情等に配慮した制度として運用している。なお、その種類は次のとおりである。

- ・ 国外研究員：1年間、国外の大学等において研究調査に専念する者
- ・ 短期国外研究員：短期間(3ヶ月以内)、国外の大学等において研究調査に専念する者
- ・ 国内研究員：1年間、国内の大学等において研究調査に専念する者
- ・ 短期国内研究員：短期間(3ヶ月以内)、国内の大学等において研究調査に専念する者
- ・ 特別研究員：前述以外の研究員で、1学年度の範囲内で研究調査または研究に専念する者
- ・ 交換研究員：外国の大学等の研究機関と協定に基づいて、相互交換により派遣される者

以上の研究員制度は、「全学研究運営会議」による全学的な調整の下で運用されているが、本学における最近5年間の状況は、2006(平成18)年度に短期国外研究員1名、2007(平成19)年度に国外研究員1名、2009(平成21)年度に国内研究員1名の計3名である。

(2) 専任研究員制度

私立大学である本学は、専任教員の任務については、教育・研究・社会貢献・学内委員会活動の4つがあることを明確にしている。これらの任務のうち、教育・研究を普遍的な任務として位置づけ、社会貢献や学内行政は教員個々の専門領域や負担の平等性等を考慮して原則として全教員が、順次分担してきた。しかし、COEや文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業により競争的研究活動の取り組みが活発になり、研究をめぐる情勢は大きく変化しているため、従来の対応措置だけでは教員の負担が重くなるケースも生じている。本学ではこれらに対応すべく附置研究所における「専任研究員」、高度化推進事業の大型研究プロジェクトにおける「プロジェクト研究専任研究員」等の制度を設け、教員の負担に配慮し、情勢に応じた教育研究環境の提供に努めている。

附置研究所等における専任研究員は、授業担当時間の全時間免除を含めて軽減することができ

る。プロジェクト研究専任研究員は、原則として2時間の授業担当時間を減ずることができ、教授会出席や諸委員についても免除される。

4. 研究支援スタッフの人的配置への適切性

研究部において、研究支援の補助的業務(研究資料のコピー、図書館貸出図書返却、郵便物の投函など)を行っている。また、情報機器に関する支援スタッフを配置している。

<点検・評価>

研究費については、研究の高度化、多様化等に伴い、当初全学が定める研究費の支出要項で想定していなかった使途での支出希望が増加している。

また、共同研究費は一定の期間についてのみ助成されることから、研究の継続性の面から期間終了後の研究費確保において支障を来すことがある。

個人研究室等整備状況については、限られた施設環境の中で十分な研究面積の確保と研究環境の提供ができていない。

研究員制度については、次の3点が指摘できる。まず、研究を学生に対する教育へ還元すべく、研究員制度が設けられているが、本学では、教員数の関係から教育活動への支障を及ぼすことに配慮した結果、上記研究員の毎年度取得が難しい状況である。次いで、交換研究員については、過去5年間に於いて実績はない。最後に、専任研究員制度については、現状では附置研究所における専任研究員の任用は社会科学研究所のみとなっている。また、その場合でも授業時間の軽減はあり、一定の負担減は確保できているものの実質的に研究に専念できる状況となっていないため、今後検討が必要である。

<将来の改善策>

個人研究費と共同研究費の制度についての改善点として、教員の研究を十分に支援するためには、研究ニーズに合わせた規程等の整備が不可欠であることから、「研究企画委員会」、「全学研究運営会議」等において、現状に則した柔軟な支援体制構築が可能となるよう、必要に応じ改善策の検討を実施していく。また、学内助成期間終了後の研究費確保について、外部資金等を視野にいたった研究計画を常に想定しておく。

個人研究室について、今後は、研究環境の維持のために建物の老朽化や設備の陳腐化等について適切に対応していく。

研究員枠を利用し、個人の研鑽を積むことが本学の教学充実への最短、かつ必須の方途と考える。従って、毎年度、いずれかの研究員枠を利用できるような態勢を、本学のみならず、全学で検討していく。

全学的にも、全学枠を利用する研究員が非常に少ないが、評価方法等を改善すべく、「全学研究運営会議」等で検討を行う予定である。

専任研究員制度については、教学との調整を図り、実質的な研究時間の確保が可能となる制度への見直しについて「全学研究運営会議」等で検討を行う。

【研究上の成果の公表、発信・受信等】

・研究論文・研究成果を公表、発信・受信する機会の確保および支援措置の適切性

＜現状の説明＞

本学では、教員がその研究活動において得た成果を積極的に公表、発信することを支援するために以下の研究助成制度を設けている。

国際会議出席等旅費補助は、専任教員が海外で行われる学会の報告または司会等のために出張する旅費を補助するためのもので、原則1年につき1人1回の上限を設定して補助している。本学教員の過去5年間の実績は、2008(平成20)年度に1件である。

国際学術会議開催補助は、本学教員がホストとなり本学を会場として開催される国際学術会議について、アルバイト等の必要な経費の一部を援助する制度である。本学に会場を誘致することにより本学教員の学会での発表機会が確保されると共に、本学の認知度を国際的に高める上で貢献している。

出版助成は、個人では出版困難な学術図書の刊行を奨励するために設けられている制度であり、出版に係る直接経費の一部を助成する。

原稿掲載料助成は、本学教員が、専門雑誌に研究成果を投稿する場合の掲載料を補助するものである。

全国学会開催補助は、本学教員がホストとなり本学を会場として開催される全国学会大会について懇親会費、アルバイト等の必要な経費の一部を援助する制度である。本学に会場を誘致することにより本学教員の学会での発表機会が確保されると共に、本学の認知度を全国的に高める上で貢献している。過去5年間では、2006(平成18)年度社会事業史学会の開催に対して助成がされている。

＜点検・評価＞

国際会議出席等旅費補助については、研究者の希望や積極的な国外での研究発表の機会を支援するために複数回の活用が出来る等研究者の利便性の向上に努めるべく制度改善を行っていたが、教学上の支障や研究分野の関係から本制度の利用者は極端に少ない。

国際学術会議開催補助については、所属する教員の研究分野等の関係から本制度の利用者は極端に少なく、過去5年間の助成実績はない。京都という地理的ネームバリューを活かし出来る限り積極的な誘致に努めているが、予算や開催時期、また主催学会の要望等が多様化しており予算額も含め柔軟な対応が必要となっている。

出版助成については、商業ベースでは発刊が困難な学術図書に対する助成であり、制度自体は研究面に対する助成としても意義がある。また、2008(平成20)年度からは制度を改善し、単著に加え共著での出版についても補助対象となり出版機会の拡充を図った。

原稿掲載料助成については、広く海外・国内の専門雑誌が対象となっているため、若手研究者の研究成果公表の機会確保としては有意義な制度となっているが、過去5年間の助成実績がなく制度が十分に活用されていない。

＜将来の改善策＞

国際会議出席旅費補助については、研究者の希望や積極的な国外での研究発表の機会を支援するために複数回の活用が可能となったが、教学上の支障や研究分野の関係から本制度の利用者は少ないため、組織的な取り組みにより制度を活用できるよう改善を図る。

国際学術会議開催補助については、学内の施設設備等の充実を図り、開催時期や支出内容も含め補助額や補助条件を再検討し、多様な要望にも対応できるよう改善を図る。

出版助成については、個人では出版困難な学術図書の刊行を奨励するために設けられている制度であるが、研究実態に即した出版支援制度の改善を検討する。

原稿掲載料助成については、専任教員が、専門雑誌に研究成果を投稿する場合の掲載料を補助する制度であるが、研究実態や研究分野に即した助成制度の改善を検討する。

【競争的な研究環境創出のための措置】

・科学研究費補助金および研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の状況

＜現状の説明＞

科学研究費補助金の申請・採択状況と評価

・申請と採択の状況

科学研究費補助金は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であるが、学内説明会等を通じて全研究者に科研費への積極的な応募を呼びかけており、本学における過去5年間の採択状況は、次表6-3のとおりである。

表6-3 科学研究費補助金の採択状況 (円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
採択件数	1	2	1	1	2
採択金額	1,800,000	3,000,000	1,300,000	1,690,000	3,250,000

＜点検・評価＞

科学研究費補助金について、2002(平成14)年度以後は、全学で毎年1億円を超える補助金を獲得しており、採択件数も増加傾向にある。しかしながら、本学単独では、教員数や研究分野、教学上の問題から科学研究費補助金等の競争的資金の獲得状況は十分な状況にあるとはいえず、研究を取り巻く社会的環境も踏まえ、競争的資金の積極的な獲得に向けて申請件数や採択率の更なる向上に努める必要がある。

2009(平成21)年度においても、申請件数・採択率ともに上昇すると見込まれ、全学で1億5000万円を超える補助金の獲得も可能と思われる。今後も1億5000万円以上を継続的に獲得していきたい。

＜将来の改善策＞

今後は、研究者向けの説明会等において、科研費等への申請を研究スタイルに組み入れるよう意識改革を図るとともに、教員数や研究分野、また教学上の問題を解決するために個人研究ベースの取り組みに加え学部として組織的な研究への取り組みを検討する。

【倫理面からの研究条件の整備】

- ・ 倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的な審議機関の開設・運営や規制システムの適切性

＜現状の説明＞

本学における倫理面から実験・研究自制が求められている活動・行為に対する学内的な審議機関については、現状は公的研究費の適正な管理に関する規程を設け対応している。本規程では公的研究費の適正な管理に資することが目的とされており、学長が最高管理責任者となっている。

また「公的研究費不正防止計画推進委員会(以下、「推進委員会」という。)」を「全学研究会議」の下に設置することを規定している。推進委員会では研究費管理の実態把握や検証、不正発生要因に対する改善策を講じること、行動規範の策定等に関する業務を行い、全学における研究面における適正管理に努めている。

＜点検・評価＞＜将来の改善策＞

倫理上の検討を要する研究内容については、その都度、当該教授会や研究関連の委員会での審議を行っている。内部監査室や推進委員会の設置以前から建学の精神や、学内諸規程を遵守し、研究面における倫理的な不正が無かった点は評価できる。学術研究の自立性が、社会からの信頼と負託の上に成り立つことを再認識した。全学の研究活動が適正且つ円滑に遂行され、持続的に社会からの信頼を得るべく、研究活動における倫理に関する審議機関等の整備を進めていく。なお、「龍谷大学 研究活動に関する指針」が2010（平成22）年3月2日に制定された。

第7章 社会貢献

《到達目標》

○本学は地域に開かれた大学として、教育・研究成果を広く還元し、地域とともに発展してきた。中でも一般市民を対象とした生涯学習事業等の地域交流や地域活性活動、また地域連携型の問題解決に向けた取り組みは多くの支持を得てきた。今後も、産業界・自治体・地域社会との連携を強化しながら、地域住民の多様な学習ニーズや課題に対応するため、生涯学習拠点としての機能強化を図る。

○次世代の人間形成支援にも積極的に取り組み、産業界・自治体・地域社会と連携して地域の教育力向上に貢献することを目指す。

【社会への貢献】

- ・公開講座の開設等、教育研究上の成果の社会への還元状況
- ・社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

【自治体や企業等との連携】

- ・自治体や企業等との教育研究上の連携状況

<現状の説明>

本学における社会貢献活動は、龍谷大学や大学院を横断する組織として REC とボランティア・NPO 活動センターを設けて全学的に取り組んでいる。

この取り組みは、本学の教育研究の成果を広く社会に還元し、社会的資源を大学の教育や研究に取り込み、本学の教育研究の新たな発展をめざす活動を展開するものである。その目的は、地域に根ざした大学として、本学の教育研究成果の公開だけではなく、社会の諸活動には重要な資源が存在するとの認識から、双方の交流をめざすことにある。この取り組みによって地域社会の活性化、産学連携事業の発展、大学の知的資源の提供を通じて社会貢献に資するものである。

市民向けの生涯学習講座(通称「REC コミュニティカレッジ」)は、すべての市民に、大学の知的資源を開放すべく、1992(平成4)年度より有料講座として幅広い年齢層を対象とした全国でも屈指の規模を誇るものである。開催場所は、大宮・深草・瀬田・大阪梅田キャンパスの他、東京でも開講している。2008(平成20)年度の開講講座数と受講者数は、次表(7-1、7-2)のとおりである。

表 7-1 2008(平成 20)年度の講座数および受講者数

内容		講座数	受講者数
REC コミュニティカレッジ	特集	8	886
	仏教・こころ	28	1,054
	文化・歴史	115	3,742
	文学	34	934
	自然・環境	6	111
	親子で学ぶ	15	802
	くらしと福祉	33	633
	経済・経営・法律	8	160
	語学	107	1,321
	資格	11	48
REC コミュニティカレッジ東京		9	1460
REC コミュニティカレッジ大阪		6	593
合計		380	11,744

「龍谷講座」は、一般市民を対象にした無料の講座である。現代社会の要請に応え、研究成果を地域社会に還元し、大学の社会的使命の一端を果たすことを目的として、1977(昭和 52)年度より開設された。現在 730 回を超える開催数となり、現代社会が抱える諸問題を中心に、年間 6 講座(2 シリーズ×各 3 講座)を開講している。

表 7-2 2008(平成 20)年度の龍谷講座シリーズおよびテーマ

開講日	シリーズ	テーマ	受講者数
5/10	メタボ対策！	生活習慣病と食生活	66
5/31	おいしく食べて	どんな食べ方がいいの？	72
7/5	楽しく運動	楽しく運動、おいしく食べて健康に	75
2/14	あなたも裁判員	いま、なぜ裁判員制度？	67
2/21		裁判員は何をするの？	63
2/28		裁判員制度と死刑	77

ボランティア・NPO 活動センターでは、多文化共生の取組や海外での社会的問題に関わるボランティア活動等を推奨し、具体的な活動のコーディネート等を行っている。学内外において一般市民や学生を対象に、ボランティア活動への関心を啓発するための講座も開講している。運営には、学生たちが自主的に参加できる仕組みをとっている。現在のボランティア・NPO 活動センターのセンター長は本学教員がその専門領域を発揮するべく担当している。また、国内での災害に対する緊急援助活動組織の樹立や、ホームレス等の社会問題にも組織的に関わっている。ただし、個人からのボランティア募集情報を紹介することはしていない。

知的障がいのある人たちとの交流学习として2001(平成13)年より全国の先進事例を学び、取り組みの計画を樹立した。2002(平成14)年から、「オープンカレッジふれあい大学課程(ふれあい大学)」と称して、障がい者の学習支援に関わる学生のコミュニケーション能力の発展や人間観の深化に資することを目的に開始した。知的障がいのある人たちにとっても、本学の「ふれあい大学」に参加することで、学生との交流だけでなく新たな社会参加となっている。

具体的には、「社会福祉特殊講義Ⅲ」、「社会福祉学特殊講義Ⅳ(音楽療法)」、「社会福祉学特殊講義Ⅴ(演劇療法)」の3講座は、障がい者と学生がともに受講できる態勢をとっている。受講学生は障がい者のアシストの役目も果たしている。この形態は現在まで継続している。

知的障がいのある人たちの生涯学習保障としては、学習意欲の高い軽度の知的障がい者を対象に、RECや他学部の協力を得て、REC コミュニティカレッジの中に、「知的障がいのある市民のための福祉と教養講座(ともいき大学)」を開講している。「ともいき大学」における講座のアシスト役を果たす学生にとっても交流を通じてコミュニケーション能力を向上させる機会ともなっている。

本学教員による学会や社会活動等については、「短期大学基礎データ(表14)」に掲載している。

本学はゼミ単位での連携はあるものの、特定の自治体や企業との教育研究上の連携を組織的には確立できていない状況にある。

<点検・評価><将来の改善策>

REC コミュニティカレッジは、社会との文化交流等を目的とした教育システムとして、年を追って拡充を続けており、その充実度は高く、全学の教育研究活動の社会への還元という目標は果たしていると評価できる。今後は、本学の有する教育研究成果の社会への還元という目的と、様々な講座を開講してほしいとの受講生からの要望のバランスをはかりつつ、本学の独自性を発揮していくことが求められている。

先述の「ふれあい大学」の取り組みは、2005(平成17)年度特色GPに採択された。取り組みが継続するなか、学内での認知度の向上から、知的障がい者が働く「カフェ樹林」が、深草キャンパス中央に開設された。このカフェは、社会福祉法人に運営を委ね、学生の学内での福祉体験活動の場としても位置づけている。

REC コミュニティカレッジ、龍谷講座、ボランティア・NPO 活動センター、知的障がいのある人たちとの交流学习や生涯学習の保障、各教員の学会活動、社会活動等、さまざまな社会貢献活動を通して得られた成果は、全学的に共有化していく方法を検討する必要がある。

地域との連携に関しては、複数のゼミ単位の活動ではあるものの、地元の自治会・町内会、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会等と連携した交流活動が継続的に展開されている。今後はゼミだけでなく組織的な活動として、地域社会との連携とその拡大を目指していく。企業との連携については、福祉の専門領域とは馴染みにくいが、福祉機器の理解など連携の内容についても検討をしていく必要があると考える。

第8章 教員組織

《到達目標》

建学の理念に基づき、本学の教育目標を遂行し、より効果的な教育研究体制を充実させていくために、以下のような目標を掲げている。

○規程に基づき、教員の任免・昇格等を厳正に実施する。

○4年制大学併設の利点を生かし、積極的な教育・研究の交流を行い、各種評価(授業評価や教育研究業績など)によって、教員の教育研究活動の適切な評価を行う。

[1] 教員組織

【教員組織】

- ・短期大学・学科・専攻科等の理念・目的ならびに教育課程の種類、学生数との関係における当該学科の教員組織の適切性
- ・主要な授業科目への専任教員の配置状況および専任・兼任の比率の適切性
- ・教員組織の年齢構成の適切性と性別構成の状況
- ・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその適切性
- ・教員組織における社会人、外国人の受け入れ状況

<現状の説明>

本学では、保育や介護等の実践的な技量を短期間で修得させる必要があり、きめ細かな対面的な教育指導が求められる。このため、実践経験豊かな教員が配置されねばならない。また、対人援助のセンスを磨くには、幅広い見識と洞察力を持った人間味豊かな教員が求められ、学生への日常的感化が期待される。一方、人文、社会諸科学の知見を踏まえたうえで、福祉的理念、福祉的人間観・社会観を教授できる教員が求められる。このことから、社会福祉分野等における実践経験が豊かな教員を他学部と比べて多く採用している。なお、2006(平成18)年度現代GPに採択された「イメージ創生を中心としたキャリア教育－視聴覚教材・学外教育資源・体験型学習を活用した体系的な教育プログラム－」は学外教育資源の活用を特色の一つとしていたことから、補助事業終了後も学外者による特別講義を数多く実施している。

本学における教授は8名、准教授は8名、講師は4名、助教は1名、助手は1名であり、専任教員は合計22名である。

専任教員と兼任教員の実人数の割合は、専任教員が22.7%、兼任教員が77.3%であり、本学が開講している全授業科目中、専任教員が担当する授業科目の割合は、「短期大学基礎データ(表2)」のとおりとなっている。兼任教員とは、非常勤教員のことをさす。

ただし、実習、演習科目をはじめとした主要な授業科目には、原則として専任教員が担当して

いる。

教員組織における年齢構成については、社会福祉科は31～35歳が1名、36～40歳が5名、41～45歳が1名、46～50歳が1名、51～55歳が2名、56～60歳が4名、61～65歳が3名、66～70歳が1名、専攻科は36～40歳が1名、41～35歳が1名、51～55歳が1名、56～60歳が1名となっており、性別構成については男性12名、女性10名となっている。

外国人教員の受け入れに制限はなく、兼任教員に外国人教員が1名、就任している。

教育課程編成の目的を具体的に実現する連絡調整のため、教務主任を中心にして、学科会議を月に2回程度の頻度で開催している。議論を尽くすため、会議は3時間から4時間に及ぶこともしばしばである。会議の結果は、教務主任によって直ちにまとめられ、全専任教員および教務課長に電子メールで配信される。

また、実習指導室が授業期間中、毎週「実習指導室だより」を発行して、全専任教員に対して実習教育に関する多様な情報を伝達している。

その他、実習や演習に関する基本・重要事項を掲載した「教員用ハンドブック」という冊子が毎年度、全専任教員に配布されていること、実習に関する記録ファイルを設置していること、実習情報をデータベースで管理し、必要に応じ随時アクセスできるようにしていること等、情報管理システムの充実に力を入れている。

また、各コースや主要な科目あるいは教育プログラム等について、主に専任教員の中から毎年度主担当者および担当者を決め、業務分担を明確にし、各主担当者を中心にそれぞれのコース会議等により協議、情報共有等を行っている。なお、一部の会議等には兼任教員や事務職員、学生も参加している。

かつては隔年で専任教員と兼任教員との懇談会を開催していたが、近年は開催されていなかった。

<点検・評価>

1学年の入学定員は社会福祉科で242名、専攻科で40名であり、本学全体での収容定員は524名である。これに対して、本学における専任教員は22名である。今後もクラス担任制を継続していくため、少人数教育を推進し、1教員あたりの学生数をできるかぎり少なくしていくことが課題である。

教員の年齢・性別等については、バランス良く配置されているが、諸資格を取得するための随意科目を多数開講していることや、4年制学部と比べ入学定員規模が小さいため専任教員を多数配置することが難しいこと等により、本学が開講している全授業科目中、兼任教員が担当する授業科目の割合が高くなっている。このことは、一貫した教育方針を持って学部教育を展開することを難しくするが、各分野の教育を、当該分野の専門家によって実施することを可能としている。

専任教員間における連絡調整については、さまざまな方策により活発に実施されている。しかしながら、兼任教員が担当する授業科目の割合が高いため、兼任教員との意思疎通を密にすることが課題であるにもかかわらず、この点は十分な方策がとられていない状況にある。随時、専任教員と兼任教員とが、きめ細かな情報提供を行うとともに、専任教員あるいは教務課の事務職員等が兼任教員の意向を確実に受けとめ、情報の共有できる体制を整えていくことが課題である。

＜将来の改善策＞

専任教員と兼任教員との連絡調整を促進するために、専任教員と兼任教員との懇談会を2009(平成21)年度より再開した。今後は、隔年で開催する予定である。

【教育研究支援職員等】

- ・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- ・教員と教育研究支援職員等との間の連携・協力関係の適切性

＜現状の説明＞

本学では、実習指導室を設置し、助教1名、助手1名、事務職員3名が実習教育を補助している。また、実習指導室内に社会活動センターとボランティア・コーディネート・センターを設置し、サービス・ラーニングをはじめとした地域社会での体験型学習の支援を行っている。なお、ボランティア・コーディネート・センターでは専攻科学生を教育補助員として毎年度10名程度配置してきた。さらに、サービス・ラーニングをはじめとした地域社会での体験型学習の支援等を行うため、龍谷大学の全学組織としてボランティア・NPO活動センターも設置している。

全学で多様な形態で遂行される授業を支援するために、次のような教育研究支援職員を配置している。

(1)教育補助員

その申請基準は、受講者数150名以上の授業科目であること、あるいは、その他、学部長が特に必要と認めた授業科目とする。

業務内容は、学生の出欠調査およびその整理、レポート等の提出物の整理、教室における資料等の配付、視聴覚教育機材の操作・運搬等、教材・教具の運搬・操作等、学外における授業の引率・指導補助、その他、学部長が特に必要と認めた補助業務とする。

その資格は、全学の学部生、大学院生および一般社会人とする。

(2)IA(ラーニング・アシスタント)

IAを設置する目的は、講義および講習会等を受講している学生を対象としたサポートである。例えば、IAが、全学共通の情報教育システム(情報メディアセンター所管)の操作補助業務に従事することにより、教育の充実・発展に資することである。

業務内容は、情報実習室およびセルフラーニング室、Learning Crossroadsでの学生対応業務・庶務全般業務、各種講習会等における操作補助業務、情報系実習授業における操作補助業務、授業や講座の撮影・収録業務、編集作業等である。

その資格は、全学の学部生および龍谷大学大学院生とする。

(3)TA(ティーチング・アシスタント)

TAの申請・採用基準は、教授会等において特に必要と認められた科目において、当該授業科目について一定の専門的知識を有していると判断された者であり、配置人数は1科目につき原則1名とする。

業務内容は、授業の現場指導等の授業補助、教材作成等の授業準備、学生の進捗状況・到達度のチェック、学生からの授業に関する相談への対応・アドバイス、その他、学部長が特に必要と認めた授業補助業務とする。

その資格は、原則として龍谷大学大学院生、龍谷大学大学院生の任用が困難な場合は他大学の大学院生等学部長が認めた者、本学にあっては専攻科生等学部長が認めた者とする。

(4) RA(リサーチ・アシスタント)

RAは、「リサーチ・アシスタント任用規程」に基づき、教員の研究活動を支援している。その運用基準は、次のとおりである。

まず、資格は、大学院研究科博士後期課程に在籍する学生、または、それに相当する能力を有すると認められる者とする。任用期間は1年とし、更新を妨げない。任用手続としては、当該研究センター等の運営する会議の議を経たうえで、学長が決定する。職務に関しては、研究プロジェクト等の専任研究員の指示のもとに研究補助者として従事する。

RAの配置状況は、「短期大学基礎データ(表20)」の「備考欄」に記載されているとおりである。現在、人間・科学・宗教総合研究センターの研究プロジェクト(研究センター)等においてRAを配置している。

2008(平成20)年度、2009(平成21)年度の本学の配置状況は、次表8-1のとおりである。

表8-1 教育研究支援職員(教育補助員等)の配置状況

種類	科目名	担当者	開講時	人数	
				2008年度	2009.5.1現在
教育補助員	社会福祉原論	専任教員	月1・通年	1	1
	児童福祉論	兼任教員	月4・通年	1	1
	介護概論Ⅰ	専任教員	月4・前期	1	0
	医学概論	兼任教員	月5・通年	1	0
	社会福祉援助技術総論	専任教員	木5・通年	1	0
TA	社会福祉学特殊講義Ⅲ	専任教員	火3・通年	1	1
	社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ	専任教員	木3・通年	4	0
	社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ	専任教員	金4・通年	1	0
LA	情報処理基礎	兼任教員	金3・前期	2	1
	情報処理基礎	兼任教員	金4・前期	2	2
	情報処理基礎	兼任教員	金3・後期	1	0
	情報処理基礎	兼任教員	金4・後期	2	0

全学の情報化を支援する組織として情報メディアセンターを設置している。構成人数(特に情報教育に関係しているスタッフ)は、教員1名、技術系職員3名、事務系職員8名である。

情報メディアセンターでは各学部との連携を重視し、授業担当者の創意工夫を支援・促進するため、各学部から選出された教員(17名)によって構成された「メディア教育委員会」を設置し、必要な環境整備を行っている。

情報メディアセンターが管理する「情報実習室」においては、基礎的な情報教育(ネットワーク社会における情報倫理、コンピュータの基本操作等)や外国語教育および各学部の専門教育に係わる授業が多数行われている。これらの授業を支援するために次のような措置をとっている。

- ①情報機器や情報教育システムの運用管理を円滑に実施するため、業務委託要員(10名)を配置し安定かつ適切な運用管理を行っている。
- ②情報教育に係る教材作成を支援するため、深草学舎 Learning Crossroads 内に「メディア教材作成室」を設け、デジタルコンテンツの編集や各種ソフトウェアサポートを実施している。また、学生に対する情報基礎教育等に関するサービスも提供している。業務委託人数は2名である。
- ③こうした支援体制に加え、4年制学部から優秀な学生をIAとして採用し、正課の授業や各種講習会の補助業務、セルフラーニング室での質問対応、情報実習室の管理や障害対応、アプリケーションソフトウェアのマニュアル作成、Webサイト作成等を行っている。IAは、深草・大宮学舎あわせて64名を配置している。

実習教育を支援する助教、助手、事務職員とは、主に実習指導室長、教務主任、各実習主担当教員が連絡調整を行っている。社会活動センターとボランティア・コーディネート・センターの事務職員とは、主に社会活動センター長および副センター長、実習指導室長、ボランティア・コーディネート・センター担当教員がそれぞれ連絡調整を行っている。教育補助員やTAとは、各科目担当者が連絡調整を行っている。情報メディアセンターの事務職員とは、メディア関係の委員が会議への出席等をとおして連絡調整を行っている。RAは、研究に従事する教員の指示を受けて職務を遂行している。

＜点検・評価＞

教育研究支援職員等は、教員の負担(一部は事務職員の負担)の軽減に大きく貢献しており、本学の教育研究を進めるうえで欠かせない存在となっている。

ただし、教育補助員やTAについては、適切な人材の確保が容易ではない。また、兼任教員による教育補助員やTAの活用が十分に図られていないという課題もある。

RAについては、研究に従事している教員の指導のもとで職務を遂行し、各研究プロジェクトの効率的な研究推進に貢献しており、研究を促進させる上で不可欠な存在となっている。

教員と教育研究支援職員の連携・協力関係は適切である。

＜将来の改善策＞

教育補助員やTAの適切な人材の確保策について、今後も継続して学科会議や、FD委員会のもとに置かれたカリキュラム・ポリシーの策定に関するプロジェクト・チーム等で改善策を検討する。また、教育補助員やTAを活用することによる教育効果の大きさに鑑み、兼任教員による教育補助員やTAの活用を促進することが必要であり、これらの制度についての兼任教員に対する広報の充実を漸次進めていく。

RAについては、研究活動の多様化・高度化に応じて、今後とも積極的に活用していく。

【短期大学と併設大学との関係】

・短期大学と併設大学における各々固有の人員配置・人的交流の適切性

＜現状の説明＞

全学における新たな教員の採用については、先ず学部長会(短期大学部長も構成員である。)において、全学的なカリキュラム改革の方向性および各学部の教学目标・教育課程との整合性を審議し、その合意を得た後、大学執行部である部局長会(短期大学部長も構成員である。)にて審議決定している。その後の具体的な採用手続は各学部教授会で行っている。

学校法人龍谷大学は、学校教育法にもとづく教育目的の相違から短期大学部と龍谷大学とを分離して教育課程を編成してはいるものの、全学的な立場からの研究教育交流を促進するために、短期大学部と龍谷大学を一体とした人事交流を行っている。

具体的には、「専任教員の移籍・交流等に関する規程」を設けて、龍谷大学の7学部と短期大学部を人事交流の範囲として、教員の人事配置を行っている。

また、本学開設科目を龍谷大学の学部所属教員が担当することや、龍谷大学や大学院の固有科目を、本学の教員が担当することもある。

さらに、建学の精神を具現化する科目として「仏教の思想」が必修科目として開講されている。本科目の担当(可能)専任教員については、龍谷大学の各学部および本学との間での移籍・交流を積極的に推進することが部局長会で承認されており、実際この移籍・交流が行われている。

全学の多くの委員会や評議会等には本学からも委員等が選出されており、龍谷大学学部教員との交流がある他、研究活動や行事等でも頻繁に交流が行われている。

＜点検・評価＞

上述のとおり、本学と龍谷大学を一体とした人事交流が行われており、全学的な立場からの教育交流が促進されている。

特に、龍谷大学の各学部および本学に所属している「仏教の思想」担当(可能)専任教員が移籍・交流することは、全学における建学の精神を具現化するための教育・研究環境整備の最良の方策の一つであると考えられる。

＜将来の改善策＞

今後とも全学的な研究・教育の充実のために交流を進めて行く方策を、学科会議、教授会等で検討していきたい。

〔2〕教員の任免、昇任等と身分保障

【教員の募集・任免・資格・昇格に対する基準・手続】

- ・教員の募集・任免・資格・昇格に関する基準・手続の明確化とその運用の適切性
- ・教員の適切な流動化を促進させるための措置の実施状況

<現状の説明>

本学の教員の募集・任免・昇格等に対する基準・手続に関しては、「学校法人龍谷大学就業規則」、「教員選考基準」、「龍谷大学短期大学部教授会規程」、「龍谷大学短期大学部教員人事規程」、「職員懲戒手続規程」等によって明確に規定されており、これら規程に基づいて人事調整委員会を中心に調整を行いながら、厳正に実施されている。

なお、【短期大学と併設大学との関係】で述べたとおり、新たな専任教員の採用については、先ず部局長会のもとに置かれた学部長会で、全学的なカリキュラム改革の方向性および各学部 of 教学目标・教育課程との整合性を審議し、その合意を得た後、部局長会で審議決定している。その後の具体的な採用手続は教授会で行っている。

専任教員の採用・昇任の手続については、教授会で選任された4名の審査担当者が提出された「履歴書」、「教育業務・職務実績書」、「研究業績書」および「論文」等の教育・研究業績をもとにそれぞれ審査を行う。その審査結果は教授会において報告され、その内容等を踏まえて審議がなされる。専任教員の募集については、募集を行う学問領域の事情、担当授業科目の特性等を総合的に判断して、学内推薦で行うか、一般公募で行うかを決めている。かつては本学の専任教員による推薦が中心であったが、一般公募も行われるようになっていく。

兼任教員の採用については、提出された「履歴書」、「教育業務・職務実績書」、「研究業績書」等の教育・研究業績をもとに教授会において審議決定される。

他の項目において述べられているとおり、教育研究活動を全うするため、教員にはその職責にふさわしい地位・身分が保障されると同時に、適切な待遇が与えられている。

教員の適切な流動化を促進させるため、一部の専任教員については任期を設定している。また、教員の公募情報が教授会において回覧されている。

<点検・評価>

教員の募集・任免・資格・昇格については、規程や基準等にもとづき、教授会での審議を経ることとなり、公正性と透明性を保って手続きが行われている。

龍谷大学の全学的な「教員選考基準」の中で、採用および昇任基準のひとつとして、「教育研究歴」の他に「学識経験を有する」との規定が明確に加えられたことにより、各分野の実務の専門家も教員として採用することもできるようになり、多方面からの人材確保の道が開け、教学の多様化と質の充実に貢献している。ただ、研究能力、教育能力、実務能力等を総合的に評価する基準を設ける必要があると考えている。

また、教員募集に関し、学部内推薦が慣例であったが、一般公募も行われるようになり、大学

のウェブサイト等をとおして広く国内外に人材を求めて人事の活性化が図られている。

＜将来の改善策＞

教員の採用・昇任にあたっては、研究能力、教育能力、実務能力等を総合的に評価することが求められており、規程や基準等にもとづいて厳正に実施されているが、これらの規程や基準等を踏まえ評価基準を明確にし、教授会構成員に対して十分な周知を図りたい。

〔3〕教員の教育研究活動の評価

【教育研究活動の評価】

・教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

＜現状の説明＞

各教員の研究業績(著書・論文・学会発表等)は、研究開発支援総合ディレクトリ(ReaD)において公表されており、最新の業績にもとづき各教員が更新している。

研究促進のために、全学的に研究を助成するシステムをもち、基本的に前年度に申請し、厳密な審査を経た後、助成を行っている。その詳細は先述のとおりである。これらの助成を受けたものは、定められた期間内に研究成果を公表している。

教育活動の面では、教員は講義・演習の担当だけでなく、実習の事前指導、実習中の巡回を経て、実習の事後指導に加え、研修旅行の引率等多岐にわたって、精力的に対応している。その他、教学関係の会議運営(教授会、学科会議、各種委員会)にも参画している。

しかしながら、学部内で組織的に教育研究活動の評価する機関は、立ち上がったばかりなので、現状としては、4年制学部併設のメリットを活かした全学の動きに呼応しているところである。

＜点検・評価＞＜将来の改善策＞

本学教員は、学外においても、諸学会・行政・法人等の要職に就く等、社会活動を行い、学内における教育研究だけではなく、広く社会貢献を志向する点が高く評価される。加えて、先述のとおり、本学は学生の実習を重んじる教育に力を注ぎ、研究活動成果に対して、教育活動の成果の多さが特徴といえる。これは裏を返せば、教育活動に比べて研究業績が弱い感も否めない。研究と教育は車の両輪の如きであり、教員の主体的独創的な研究活動が推進されることによって、それが教育に還元されるのであり、更なる研究業績の不断の蓄積が望まれる。

このように各教員が個別のテーマで研究に専念することは当然であるが、教育研究活動は組織的に展開され、組織的に評価していくことが、自己点検・評価における質の向上につながる。

そこで、本学は、組織的な評価活動を推進するため、2008(平成20)年度に「短大自己点検・評価委員会」を立ち上げた。しかしながら、自己点検・評価活動は、未だ組織的、全体的に充分機能しているとは言い難い。このたびの大学基準協会の認証評価の受審に向けて、積極的に取り組

み、体制整備ができた段階である。2009(平成 21)年度に、「短期大学部自己点検・評価体制に関する内規」が定められたので、今後は、大学評価委員会と調整を図りながら、年度ごとに自己点検・評価活動を推進していきたい。

第9章 事務組織

《到達目標》

本学の事務組織は、併設大学を有するメリットを最大限に活かし運営している。事務職員を大学アドミニストレーター(行政管理職)と位置づけ、業務遂行にあたって俯瞰的な視点に立ち、企画立案に参画することを求めている。そのため、若年時には大学業務の各分野を広く経験し知識を吸収できるようジョブローテーションをおこない、多角的視点から物事を判断できる能力を育成することを目的としている。

また、人事制度改革等により、個人の資質・能力の向上と組織力の向上を目指し、SD活動を通して、ますます高度化・多様化する大学業務に対応できる能力を育成することを目的としている。

【事務組織の整備】

- ・事務組織の規模と職員配置の適切性
- ・事務職員の任用手続の適切性

1)事務職員の年齢構成の現状と評価

＜現状の説明＞＜点検・評価＞

龍谷大学の事務職員の年齢構成は、次表 9-1 のとおりである [2009(平成 21)年 5 月 1 日現在]。

表 9-1 専任事務職員年齢構成表

(単位:人)

区分(年齢)	22～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	合 計
人 数	24	28	46	31	41	23	13	16	5	227
性 別	男	15	19	32	22	33	22	12	15	175
	女	9	9	14	9	8	1	1	0	52
構成比(%)	10.6	12.3	20.3	13.7	18.1	10.1	5.7	7.0	2.2	100.0

※全学並びに併設している附属施設等の教育・研究機関を含む

前表によると、30・40 歳代の中堅層を頂点として、概ねバランスのとれた年齢構成になっている。特に、45 歳以下の事務職員は全体の 75%を占め、かつ各年代(5 年ごと)に相応数が在職しており、年齢構成上、事務組織の安定した運営を担保している。

35 歳までの若年・中堅層は 43%である。この年齢層の計画的な能力育成が引き続き重要である。また、女性の事務職員は 22.9%であり、これは、46 歳以上の女性が少ないこともあり、全体として低い人数構成となっている。ただし、40 歳までは各年代とも相応数が在職しており、ほぼ適切である。

本学の事務組織は、全学事務組織の一部に位置づけられている。本学教務課及び実習指導室には専任職員を 4 名(男 3 名、女 1 名)、嘱託職員を 3 名(女 3 名)、アルバイトを 2 名(女 2 名)、派遣職員を 1 名(女 1 名)配置しており、人数配置等については適切である。

<将来の改善策>

現時点で、事務組織の規模および年齢構成等には大きな問題はないといえる。今後も嘱託職員、アウトソーシング等、雇用形態についても見極めながら、全学で定めた事務職員の人件費枠を考慮しつつ業務効率の向上を図りながら次年度以降の採用計画を立てていく。

2)人事制度の現状と評価

<現状の説明><点検・評価>

(1)資格制度の目的と仕組み

事務組織を具体的に形づくり、運営していくのは個々の事務職員であり、事務組織は、事務職員の職務遂行能力と意欲の向上が一体となつてこそ、その機能が発揮できる。

人事制度においては、限られた人材を戦略的かつ効果的に育成・活用した上で、将来の事務組織を見越した柔軟な態勢をとらなければならない。また、働くもの一人ひとりが職務遂行における役割と責任を自覚し、職務に対する意欲を持ち、職能および専門性を向上させ、それらを職務遂行において発揮させる制度が必要である。その目標達成のため、2009年(平成21)年度から新人事制度改革を実施した。

(2)職務遂行能力の明示と目標の明確化

・各資格については、次表9-2のとおりである。

表9-2

新制度				
資 格	職能(資格)要件	役 職	各資格の基礎資格	年齢基準
特参与	全学的視野から大学の運営・管理全般の中枢に参画し、中・長期的な経営計画の企画・立案を担って大学の意思決定に携わるとともに、決定された方針の遂行を先導することができる。	局長 部長	50才以上	50
参与	大学の運営・管理全般の中枢に参画し得るような広い視野を持ち、高度な知識・理論・企画力・判断力・指導力・統率力を有している。大学の意思決定に際しては、適切な提言を行い、政策を立案する能力を有し、大学が決定した方針を遂行できる。大学諸部門(部局・部)を統括・管理し、経営方針にもとづき部門の方針を決定することができる。他部門・学外との連携にあたって中心的役割を担うことができる。また、専門業務に関して、下位者を指揮・指導・監督できる。	部長 次長 (一般)	副参与として2年以上	40
副参与	大学の運営・管理全般の中枢への参画に資する高度な知識・理論・企画力・判断力を有している。大学の意思決定に際しての適切な支援を行いうる能力と、全学を見据えた所属部門の政策を立案する能力を有し、大学が決定した担当組織に関する方針を遂行できる。大学諸部門(部局・部)を統括・管理を補佐・代行することができ、また経営方針にもとづき部門の方針決定を中心的に担うことができる。他部門・学外との高度な渉外調整ができる。また、豊富な経験と実績にもとづき、他の規範となる卓越した実務知識・技術を応用し、専門性を生かした高度な業務推進ができる。	次長 課長 (一般)	参事Ⅰとして2年以上	38

参事Ⅰ	学内各組織の機能に精通するとともに、豊富な経験に培われた広範かつ高度な知識・企画力・判断力を駆使して一定の専門事項についての指導力を有している。大学政策の策定に参加できる能力を持つと同時に、大学が決定した方針にもとづく担当組織の業務遂行を先導することができる。担当組織においては、その統括・管理・運営ができ、部門の方針に基づく担当組織の方針を企画・立案・決定できる。また上位者のサポート・補佐・代行を担うことができる。担当組織に所属する部下の掌握・指導・育成ができ、担当組織のモラルの向上と温かい職場環境を作り、業務全般を円滑に遂行できる。 総合職型スタッフにおいては、豊富な経験と実績にもとづき、優れた実務知識・技術を応用し、高度な業務を遂行できるとともに、専門的業務に関して下位者を指導できる。 特定職務型スタッフにおいては、高度な専門知識および豊富な経験と実績にもとづき、優れた実務知識・技術を応用し、専門的かつ高度な業務を遂行できるとともに、専門的業務に関して下位者を指導できる。	課長 (一般)	参事Ⅱとして2年以上	36
参事Ⅱ	学内各組織の機能を十分に理解するとともに、経験に培われた広範かつ高度な知識・企画力・判断力を駆使して特定の専門事項についての指導力を発揮できる。担当組織の統括・管理・運営を補佐し、大学政策の策定を支援できる能力を持つと同時に、部門の方針に基づき、担当組織の方針を企画・立案できる。また上位者のサポート・補佐・代行を担うことができる。担当組織に所属する部下の掌握・指導・育成ができ、担当組織のモラルの向上と温かい職場環境作りに寄与し、特定業務を円滑に遂行できる。 総合職型スタッフにおいては、上位者の概括的な指示の下、経験と実績にもとづく実務知識・技術を活用し、高度な業務を遂行できる。 特定職務型スタッフにおいては、上位者の概括的な指示の下、特定領域における専門知識と経験を活用し、専門的かつ高度な業務を遂行できる。	課長 課長補佐 一般	副参事Ⅰとして2年以上	34
副参事Ⅰ	学内各組織の機能への理解をもとに、課内業務について広範な知識と所属部門の方針の策定に参画する能力を有し、所属する組織の下位者に対して、日常的な指導・援助ができる。 総合職型スタッフにおいては、上位者に対して主体的な提言・提案ができるとともに、状況に応じた判断のもとで、基幹業務を創造的に遂行することができる。 特定職務型スタッフにおいては、専門知識と経験にもとづき、上位者に対して提言・提案ができるとともに、基幹業務を専門的かつ創造的に遂行することができる。	課長補佐 一般	副参事Ⅱとして2年以上	32
副参事Ⅱ	学内各組織の機能を一定程度理解すると共に、課内業務について広範な知識と所属部門の方針の策定を支援する能力を有している。上位者の一般的な指示の下で、基幹業務を状況に応じた判断により、効果的に推進することができる。また業務の推進にあたっては他部署との調整・協力等を積極的に活用することができる。所属する組織の下位者に対し、一定範囲の業務に関し、日常的な指導・援助ができる。	一般	主事として3年以上	30
主事	定型的な業務・作業に関しては熟練しており、課内業務を創意・工夫により自主的に遂行できるとともに、グループ内のコミュニケーションの維持を計り、自ら研鑽を図り、一定の判断力を伴う定型的業務を遂行できる。また定型的な作業に関しては、下位者の指導・援助ができる。	一般	主事補として5年以上 (大学院修士課程 修了者は3年以上)	27
主事補	上位者の指導のもとに日常的定型業務を遂行できる。	一般	大学を卒業した者若しくは大学院修士課程を修了した者等	22

書記	業務処理の一般的手続き・方法や前例に関する概略の知識・技能を持ち、処理要領・マニュアル等に従って定型的業務を遂行できる。	一般	高校、短期大学または高等専門学校を卒業した者	18
----	--	----	------------------------	----

- ・入職後10年程度は複数の部署において勤務年数を積み、職務向上を図り、全事務職員が総合職型スタッフとしての要素・能力を獲得することを目指す。この10年間は人事異動(若年者は概ね3年サイクル)により教学、学生支援、法人等の大学業務の各分野の職務経験を積み、大学運営を総合的に担うことができる能力の養成期間として捉えている。
- ・副参事Ⅰ以上の職員について、事務職員の専門性・能力を向上させ、かつ意欲を持って職務遂行を目指すことを目的として、その職責・役割に応じ、総合職型スタッフと特定職務型スタッフの2つのコースを選択できる。
- ・昇格については、事務員等昇格候補者推薦委員会の推薦を経て学長が行う。毎年2月または3月に事務員等昇格候補者推薦委員会を開催し、審議を経て、学長が昇格を決定する。この委員会の構成は、次のとおりである。

総務局長、総務部長、人事課長、参与の資格を有する者の中から学長が指名する者
副参与の資格を有する者の中から学長が指名する者
参事Ⅰの資格を有する者の中から学長が指名する者
参事Ⅱの資格を有する者の中から学長が指名する者

(3) 資格別年齢構成

- ・資格別年齢構成、資格別構成は、次表(9-3、9-4)のとおりである。

表9-3 資格別年齢構成

(2009(平成21)年5月1日現在)

区分(年齢)	22～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	合 計
特参与								1	1	2
参 与							2	4		6
副参与					6	4	1	3		14
参事Ⅰ					9	1				10
参事Ⅱ				9	14	10	5	5	3	46
副参事Ⅰ			4	9	1	3		1		18
副参事Ⅱ		2	31	11	10	5	5	2	1	67
主 事		21	11	2	1					35
主事補	24	5								29
書 記										0

表9-4 資格別構成

区 分	人 数	資格別構成率(%)
特参与	2	0.9
参 与	6	2.6
副参与	14	6.2
参事Ⅰ	10	4.4

参事Ⅱ	46	20.3
副参事Ⅰ	18	7.9
副参事Ⅱ	67	29.5
主 事	35	15.4
主事補	29	12.8
書 記	0	0.0
合 計	227	100

※表(9-3、9-4)について、全学並びに併設している付属施設等の教育・研究機関を含む専任事務職員数である。

・資格別構成から判断した際、主事補から参事Ⅱまでの資格については、年功的な構成となっているが、制度設計上の自然な傾向である。また、管理職の割合として、職員数に対する参事Ⅰから参与資格者の人数および年齢構成について、概ねバランスが取れていると認識している。

＜将来の改善策＞

社会からの要請が高度化・多様化するなか、事務職員は組織の運営や業務遂行を主体的に担って、組織として総合力を発揮する役割が求められている。大学に期待される各分野において高度な専門性を求められているため、人員数について適正な規模を確保しながら多様な人材の採用と育成を積極的に図る必要がある。

2009(平成21)年度から実施した新人事制度の成果および実効性を確認しつつ、必要に応じて見直しを図ることとしている。

【事務組織の役割】

・各部局における事務組織の役割とその活動の適切性

＜現状の説明＞

本学は、併設大学である龍谷大学の深草学舎と同じ敷地内に設置しており、校舎、施設設備等が大学と共通であるほか、事務組織についても一体的に運営している。

各部署の事務分掌は「事務組織規程」に規定しており、その概要は次表9-5のとおりである。

表9-5 事務組織と分掌

部署名		事務分掌
学長室		政策企画・立案、設置申請、審議決定機関関連業務、秘書業務、広報
東京オフィス		首都圏における就職活動支援、学生募集、大学広報、卒業生支援、産官学交流事業
大阪オフィス		大阪地域における就職活動支援、学生募集、大学広報、卒業生支援、産官学交流事業
総務部	総務課	諸規程、法務、文書取扱、式典・諸行事、事務組織の整備、外部団体との渉外、保護者会(親和会)、卒業生組織(校友会)

	人事課	職員の人事政策、人事管理制度、給与、出張、研修、福利厚生、日本私立学校振興・共済事業団・各種社会保険、退職金
財務部	経理課	財務計画の企画・立案、予算編成・執行・管理、資金調達・運用、助成金、決算、出納管理、学費等の収納、寄付金
	管理課	施設計画の企画・立案、固定資産・物品の調達・管理、不動産登記、建築物、構築物の建設および補修
内部監査室		定期監査、臨時監査、公的研究費に関わる通報窓口
宗教部		建学の精神、本尊護持、宗教教育、人権問題、宗教行事、式典・行事の式務
入試部		学生募集、入試広報、入学試験、入学試験委員会、入試政策・制度検討運営委員会、入試に関する調査統計・資料収集
学生部		課外活動、学生行事、奨学金、学生生活に関わる啓発、学生相談、短期貸付金、学生の助育・福利厚生
キャリア開発部		学生の就職・進路支援、求人先開拓、就職・進路状況調査、キャリア開発
インターンシップ支援オフィス		学生のインターンシップ支援・情報提供、受入先開拓、啓発・普及
研究部		研究費、研究員、研究助成、研究にかかる補助金申請、学内学会、受託研究
教学部		共通教務、単位互換、学年暦、授業時間割の調整、教職センター、教学調査・教学諸統計、教室、教材作成、障がい学生教育支援
教学企画部		教学事項の企画・立案、教育における学外資金、研究・開発、授業評価・教育評価、大学評価
短期大学部教務課		教授会、授業時間割、実習、履修相談、成績管理、学籍、入学者の選抜、卒業判定、各種証明書発行
国際部		研究・教育の国際交流、外国人留学生固有の生活援助・奨学金、海外ブランドの管理・運営、海外留学
RUBeC 事務部		北米圏における本学の教育プログラム、教育・研究支援・留学支援、国際交流の拡充、学生募集、大学広報
保健管理センター事務部		学生・職員の健康診断、保健管理、健康相談、診療所、こころの相談室
情報メディアセンター事務部		情報化の企画、情報化促進・支援、マルチメディアの利用促進、メディア・情報教育関連機器・システムの保守・管理運用、情報資産のセキュリティ、事務システムの開発・管理運用
図書館事務部		図書等の調達、図書等の整理・運用・保存、レファレンス・利用者教育、図書館システム、文献複写等、相互協力、展覧
REC 事務部		REC コミュニティカレッジ、龍谷講座、企業・行政・各種団体との連携、学生ベンチャー育成
高大連携推進室		連携にかかる諸企画の推進、教育連携校等との連携プログラムの推進
ボランティア・NPO 活動センター事務部		ボランティア・NPO 活動を通じた人材育成および教育支援、教育研究活動とボランティア NPO 活動との連携

知的財産センター事務部	知的財産政策、特許等の出願・権利化、活用・保護
龍谷ミュージアム開設準備室	ミュージアムの施設計画、申請・協議・交渉、教育・研究、広報、ミュージアム資料の収集・整理・保存・修復、展示・公開

＜点検・評価＞

併設大学との事務組織の一体的運営によるスケールメリットを活かして、教育研究に関する充実した支援体制を構築することができ、業務における共通合理化を図れることは大きな長所である。

反面、事務組織が拡大し、かつ、機能分化が進んでいくことにより、各部署間の連携・調整に時間を要することが課題となっている。

＜将来の改善策＞

大学をめぐる情勢の変化に機敏に対応し、業務を迅速かつ積極的に推進していくことのできる事務組織とするため、今後、「部」を中心とした事務組織への権限委譲を強化するとともに、その役割・責任を明確にして、各部署における主体的な業務推進を行う。

【事務組織と教学組織との関係】

- ・事務組織と教学組織との連携関係の状況
- ・短期大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と協力関係を確保させる方策の適切性

＜現状の説明＞

各教学組織には、必ずそれをサポートする事務組織を設けている。教学組織では意思決定を行い、事務組織においてはその意思決定を支える情報収集、調査・分析、政策立案と日常的な業務遂行を担っている。

また、本学の教学に関する事項を支援する事務組織(教学部、研究部、図書館、入試部等)には、教員部長(概ね2年任期)とともに事務部長を配置している。教員部長は、教学組織間の連絡調整をするとともに、所管する委員会の運営責任を負っている。事務部長は、教学関係機関で決定された業務の予算執行、実態の把握・分析、課題の整理等、所管事務を一括して掌握している。このように機能分担することによって、多様化・高度化してきた大学の業務を効率的に遂行できるようにしている。

＜点検・評価＞

教学組織を支える事務組織では、単なる事務的処理にとどまらず、情報収集、調査・分析、政策立案等を行い、適正な意思決定ができるよう支援している。

また、教授会、教務会議、入試運営委員会等の会議体には関連部署の事務職員が構成員または同席者となり、審議に参加し、教学と管理運営の両面の整合に配慮しながら検討し、的確な意思決定ができるよう支援している。

このような事務組織の支援体制は、教学組織が適正な意思決定を行ううえで大きな役割を果たしていると評価できる。

一方、課題としては、各会議体・委員会において資料に基づく丁寧な審議が行われるために、意思決定までにある程度の時間がかかることがあげられる。

＜将来の改善策＞

現在、教学組織における審議機関(委員会等)の構成員は、教員が主となっていることから、今後は、審議機関の構成員の在り方について、教員・事務職員が協働で審議・意思決定できるような、教職一体型の体制を整備していく事も検討する。

【事務組織と学校法人理事会との関係】

・事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

＜現状の説明＞

本学においては、寄附行為上、学長(龍谷大学の学長も兼ねる)が専務理事、短期大学部長が理事と定められており、学校法人の意思決定にも短期大学部の代表者が参画し、学校法人と短期大学との間において、双方の意思が尊重される関係を構築している。

＜点検・評価＞

課題としては、意思決定に時間を要することがあげられる。本学は、龍谷大学と一体的に運営しているため、短期大学部が単独で決定することができない事項も少なくなく、龍谷大学との調整を行いながら立案を進めている。このことにより、最終的な理事会における意思決定までに、相当の時間を要することもある。

＜将来の改善策＞

今後も引き続き、学長(龍谷大学の学長も兼ねる)および短期大学部長が学校法人の理事に就任することを担保し、学校法人の意思決定にも、短期大学部の代表が参画していくことが肝要な施策と考える。

【事務組織の機能強化のための取り組み】

- ・SD活動の実施状況とその有効性
- ・事務の業務の効率化を図るための方策とその適切性

<現状の説明>

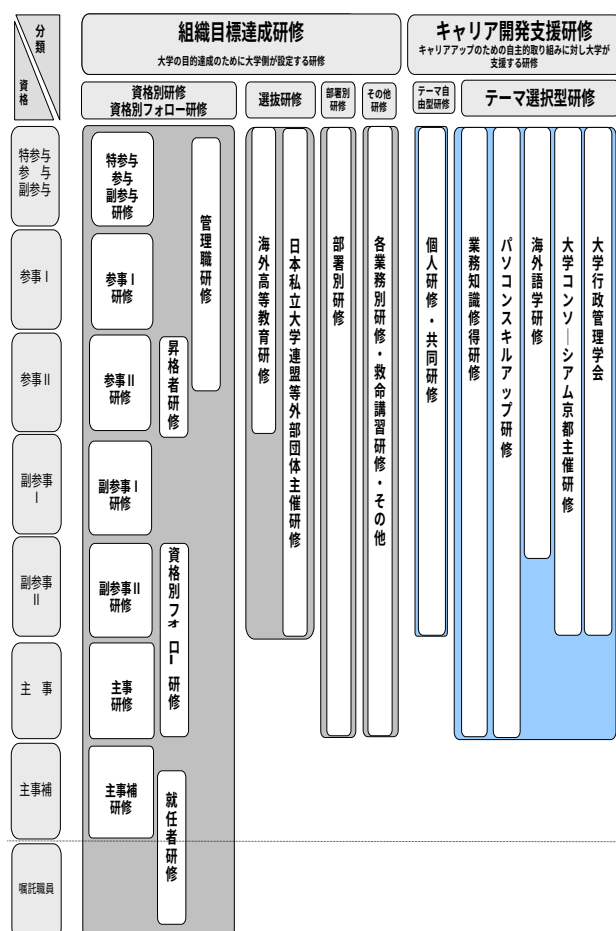
大学業務が高度化・多様化する中で、事務組織の機能向上を図るためには、事務職員の個々の能力を高めさせ、事務組織全体としての力量を高めていかなければならない。

そこで、本学は、前述のとおり事務職員の人事制度として資格制度を導入している。それぞれの資格に見合う職務遂行能力をさらに向上させるために、各資格に対応したSD活動として研修プログラムを体系化している。

研修は、資格に基づく必須の研修体系である「組織目標達成研修」と自主的な能力開発研修を積極的に支援する「キャリア開発支援研修」の2つに区分される。研修体系図は次図9-1のとおりである。

図9-1

■事務職員研修体系図



全学において、事務職員のキャリア形成を支援し、求められる必要な知識と技能を計画的・継続的に修得できる様に各種の研修を体系的に整備している。研修については、学校法人龍谷大学就業規則第34条に「職員は、その職責遂行のため自発的に研修に励み、かつ、法人の行う研修を受けなければならない。」と規定している。また、事務職員研修規程として「研修は、教育と訓練によって、必要な知識と技能を修得させ、事務職員の資質向上と自己啓発を促し、業務の推進を計る人材を養成することを目的とする。」「研修は長期的な人材養成の一環として、継続的・計画的に行うものとし、事務職員の自主的な研修についても、これを奨励するものとする。」と規定し、研修を職員の義務としている。毎年、事務職員には「事務職員研修要項」を配付し、当年度の研修プログラム等の周知を行っている。

各研修は、前述のとおり事務職員研修を大きく2つに区分して実施している。組織目標達成研修は、大学の目標達成のために大学側が設定するもので、①資格別研修、②選抜研修、③部課別研修、④その他の研修、に区分している。

一方、キャリア開発支援研修は、個人のキャリアアップのための自主的取り組みに対し大学が支援するもので、①テーマ自由型研修、②テーマ選択型研修に区分し、積極的な取り組みを促進している。

さらに、2009(平成21)年度より特定職務型スタッフ研修を新設した。2009年度は該当者がいないため実施していないが、特定分野の専門職員である特定職務型スタッフの専門知識・能力の向上を図るための研修・訓練を、必要に応じて実施する。

なお、研修終了後、次年度以降の参考として、改善すべき点、また受講者が望む研修について等の受講者アンケートを実施している。

<点検・評価><将来の改善策>

大学を取り巻く環境が変化し、大学業務が高度化・多様化する中、本学では2009(平成21)年度における新人事制度改革に伴い、個々の職能および専門性を一層向上させ、高度な専門職員集団を育成するため研修制度についても見直しを行った。大学運営の現状や将来を見据え、自身の役割を認識し、様々な課題に対し的確かつ迅速に対応できる職員の育成が必要であり、時代に即応した能力をいかに早急に育成するかが重要な課題である。

これまでの研修制度を活かしながら、技能・専門性を向上させることのできる研修制度へと改革を継続的に行う予定である。また、嘱託職員およびアルバイト職員も事務職員と協働して業務を推進していることから、各種の研修についても必要に応じて、より充実することを検討していく。

第10章 施設・設備等の整備

《到達目標》

本学の施設・設備の大部分は、龍谷大学との共用となっており、ほぼすべての施設を利用することが可能である。施設・設備等の整備については、本学が併設であることのメリットを生かし、本学が展開する多様な教育および研究活動がその成果を十分に挙げ得るよう配慮することを最大の目標としている。そのため施設・設備の整備にあたっては、次の視点に基づき計画的に行っている。

- 施設・設備を配置するにあたっては、本学が展開する多様な教学活動がその効果を十分にあげ得るよう配慮する。
- 学術研究の進展に十分対応し得るようその更新・充実は施設・設備整備計画に基づき計画的に行う。
- 学び、憩い、交流等、学生のキャンパスライフの質の向上をめざす。
- 教職員の働きやすい環境を整備する。
- 地域の人々や地域社会と共生していくキャンパス創りをめざす。
- 身体障がい者にとっても過ごしやすいキャンパスの実現を目指し、すべての施設のバリアフリー化をめざす。
- 課外活動施設・設備の整備については、学生の意見を聴きながら、「課外活動基本方針」に基づき計画的に整備していく。

【施設・設備等の整備】

- ・短期大学・学科・専攻科等の教育研究目的を実現するための校地・校舎・施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報関連施設と機器等の整備状況

＜現状の説明＞

本学の教学活動を支えている施設・設備の大部分は龍谷大学との共用である。本学における施設・設備は、第1次から第4次にわたる長期計画に基づく教学政策と学生支援政策に則し、長期財政計画とキャンパスの立地条件を踏まえ、計画的に整備していくことを目標としている。本学の校地・校舎の整備状況は、当然のことであるが、短期大学設置基準を上回っている。

本学における校地の取得(付随する建物も含む)は、教学の新展開、教学条件の改善およびキャンパス・アメニティの向上のための基盤となるものであり、取得の機会が生じた場合は財政とのバランスをはかりながら、その適否を的確に判断していくことを基本方針としている。

直近では2008(平成20)年3月、京都御所西に新たに研修センターおよび留学生寮を取得し、2009(平成21)年4月より本格的サービスを開始した。

校舎については、長期計画に基づく教学の充実策に沿って、教室棟、研究室・事務棟、図書館等を新築および改修により計画的に拡充してきた。深草学舎は、第2次長期計画以来、旧軍の古い建物を取り壊し、新築を進めることによって整備してきた。引き続き遅れていたキャンパス・アメニティの向上に向けた整備を進める必要から、2005(平成17)年より深草キャンパス修景計画の工事を開始し、2006(平成18)年10月に竣工させた。また、修景工事においては「カフェ樹林」を設置し、営業を社会福祉法人に委ね、障がい者による自立支援場所として提供するとともに、本学学生による福祉実習施設として位置づけ、教育効果向上を図っている。

教室については、教学目的に沿うこと、教員の授業方法の多様性に応えられるようにすること等を視野に入れて整備してきた。教室規模は、ゼミ教室(～26名)、小教室(～64名)、中教室(～300名)、大教室(～714名)に区分して整備している。ゼミ教室、小教室は机・椅子を可動式とすること、中・大教室は音響設備、マルチメディア設備、ネットワーク型PC等を一体として機能できること等に留意して整備している。

実習教室は、21号館に整備しており、短期大学部、専攻科の実習で使用している(調理実習室、入浴実習室、介護実習室、家政(被服)実習室、レクリエーション指導室、電子ピアノ室、実習指導室)。

廊下、教室の黒板、床等を授業終了後その日の内に清掃し、翌日には快適な教室環境を提供できるよう努めている。

第2次長期計画以降、長期にわたり整備を進めてきた結果、教室機能は相当高くなったといえる。なお、使用する教室に機器等が備え付けられていない場合、持ち運び可能なものが講師控室等に備えられており、適宜利用できるようなっている。

<点検・評価>

多様な授業規模に見合う教室を確保するため、教室棟の新築および既存教室の改修等によって改善をはかってきた。しかし、適正規模の教室を割り当てることができないケースや多様な授業運営に対応するため、今後も引き続き教室の整備・充実に努めていく。

深草学舎は、その機能を教育ゾーン、研究ゾーン、学生生活ゾーンに分割・整理するゾーニング構想に基づいている。さらに学生の生活動線を考慮して、生協のショップやサービスカウンター等を、教室棟内(2号館1階)に移転することにより利便性を高めた。

課外活動に関わる学内施設については、既存の施設の改修等によって整備してきた(クラブボックス、グラウンド等の改修)。学外学修施設については、2009(平成21)年4月より研修センター「ともいき荘」を開設し、学生のゼミ合宿や課外活動に供している。また、「指定合宿施設」の拡充に努めており、現在全国に76カ所を確保している。

さらに、授業や自学自修で利用する情報教育環境は、情報メディアセンターによる年次更新計画のもとで拡充・整備してきている。2009(平成21)年夏には、全学的な情報教育システムのリプレイスを実施した。本学のすべての学生が、統一した情報環境の下、等しく情報教育施設を利用できるよう全学規模で更新を行うとともに、学生がキャンパス内外から利用できる環境を整備することを目指している。

主な情報教育設備の特徴は次のとおりである。

①深草学舎では、これまでの情報実習室に加え、学生の自主学修施設であるセルフラーニング室および Learning Crossroads を設置している。

②深草学舎では学部共用の各実習室に、736台の端末を整備しており、学生は授業のほか自由に利用することができる。

③ネットワーク回線は、2 Gbpsを基本とし、主要な回線の二重化を図る等、安全対策に力を入れている。

前述のような情報機器整備により、全学的な情報教育システムを構築し、学生の自発的な活用を促進するとともに、ネットワークの高速化をはかることで教育の一層の情報化を進めている。

設置しているパソコン台数は次表10-1のとおりである。

表10-1

【深草学舎】

Windows 端末台数			Macintosh 端末台数		
学生用	教員用	合計	学生用	教員用	合計
687	41	728	49	6	55

※深草学舎の情報実習室数は、16室(内セルフラーニング室3室で、他にLearning crossroads 1室)である。

前掲の情報実習室に整備しているパソコン台数を全学の収容定員を基準にしたパソコン1台当たりの学生数で見た場合、概ね13名である。

なお、2007(平成19)年度より開始したWebポータルサービスを通じ、学生自身によるシラバス、履修登録、成績情報等の閲覧をはじめ、休講・補講等の授業情報の提供も行う等、利便性を高めている。

<将来の改善策>

校地・校舎については、長期計画に基づく計画整備により、充実することができた。しかし、既存校地において校舎等基本施設の新築・増築を行う空間的余裕がほぼなくなりつつある。今後、教学政策の展開を考慮しつつ、校地・校舎の整備方針について検討を重ねる必要がある。

学生からの課外活動施設拡充についての要求に対しては、大学執行部と学生自治団体との協議の場である全学協議会等を通じた意見聴取を継続する。

また、情報教育環境整備のため、今後も引き続き年次計画に基づく情報機器・教室等の整備を継続するとともに、教育効果を高めるための積極的な活用方法についても検討していく必要がある。ユビキタス環境の整備を進めつつ、併せて十分なセキュリティ対策も講じていく。

【キャンパス・アメニティ】

・キャンパス・アメニティの達成度

＜現状の説明＞

キャンパス・アメニティを形成していく上で重要なことは、大学の構成員である学生、教職員の意見等を聴きながら施設・設備を整備していくことである。そのため、本学及び龍谷大学では、次のような体制を整備している。

- ・全学協議会を通して学生の自治団体である学友会から提起される要望や意見を聴く。
- ・事務担当部署である財務部(管理担当)において、設計事務所等の協力を得ながら学内外の参考となる情報収集に努める。
- ・具体的な施設・設備の新設または改修等を行う場合は、関連する委員会の審議を経るか、あるいは検討委員会等を置いて教職員の意見を聴取する。学生の施設に係わる場合は、学友会を通して学生の意見を聴く。
- ・部局長会で、具体的な整備計画案を総合的に検討の上、審議決定する。ただし、施設の新築、校地の取得、大規模な改修工事等については、整備計画案を評議会に提案し、その審議を経た後、理事会で決定する。

このように、事務担当部署による日常的な関連情報の収集と検討、学生や教職員のニーズの的確な把握、大学構成員の要望や意見の聴取等を行いながら整備計画案を作成していくという方法でキャンパス・アメニティを形成・支援している。

＜点検・評価＞

本学では建学のシンボルである礼拝施設を置き、校地面積・形状等による制約はあるが、可能な限り学生のキャンパスライフの質を向上させることを基本にしてキャンパスを整備するとともに、キャンパス・アメニティの形成を促進している。

具体的には、緑化面積の確保、談話室やベンチの設置をはじめとする「憩いの場」の創出に努めているほか、食堂・喫茶、書籍、文具、日用雑貨、旅行等用の店舗を学生の動線等を考慮して、授業の間でも利用しやすいよう改善している。その上で、清掃作業を徹底し、キャンパスの美化に努めている。

学生の安全・衛生面の向上を目指し、保健管理センター(診療所施設およびこころの相談室)を設置し、学生の健康管理およびメンタルケアの促進を行っているほか、学生の利用率が高いトイレから優先的に洗浄便座化を進め、衛生的なトイレの拡充を進めてきた。2009(平成21)年4月1日からは、全構成員の受動喫煙を防ぐため、敷地内全面禁煙を実施している。キャンパス内の安全確保に向け、人権に配慮した監視・警備体制の強化に努めている。

すべての教室棟、研究・事務室棟は、冷暖房を完備している。ただし、環境への配慮から、冷房の下限は摂氏28度に、暖房の上限は20度を原則としている。

さらに、すべての施設をバリアフリー化することを原則とし、整備を行っている。

また、地域との共生への取り組みも積極的に進めており、地域懇談会、地域を含めたキャンパ

ス交流イベントの開催、施設の開放等を行っている。学友会と協力しながら、立て看板の設置場所の特定、敷地内全面禁煙の美化とマナーの向上に努めている。毎年、学園祭等学内イベントに地域住民が参加することを奨励しキャンパスを開放している。図書館については、REC個人会員になれば年間3,000円で、また卒業生は、定期的に利用する場合には1年度間1,000円で、また1日のみであれば所定の手続きの後利用することができる。

龍谷大学は、許可された者(身体障がい者等)を除き、構内への自動車の乗り入れを認めていない。これらは、排ガスや騒音をできるだけ減らし、周辺住民の生活環境を守るための措置である。学生の利便性への配慮から、自転車・バイク通学による構内駐輪は認めている。「駐輪場利用要項」を定めて管理運営を行っている。外部委託により常備警備員を配置して駐輪指導を行っていることにより、概ね適正に運営されている。しかし、毎年、放置自転車等の対策には苦慮している。

大学周辺の環境への配慮については、次のような取り組みを恒常的にやっている。

- ・不法駐輪(駐車)の取り締まり
- ・警察・安全協会との連携による交通安全マナー講習会の開催
- ・騒音・ゴミ等の苦情処理対策
- ・地域住民、各種団体との定期的な連絡協議会等による連携

万一、問題が発生した場合には、可能な限り迅速な問題の解決に向けた努力を行っている。これらの取り組みは一定の成果をあげ、地域住民からの理解も得られているが、なお改善に向けた継続的な努力を要する。

キャンパスの規模が大きいことと交通至便の立地条件から、学外者からの教室等の利用申込が多く、「校舎等施設の学外者使用規程」を定めて、積極的に貸し出しに応じている。大規模な会場を確保しにくい状況にあって、このような姿勢は、利用者から評価されている。これらのことは社会貢献活動の一環であり、積極的に評価できる。

＜将来の改善策＞

環境保護に力を入れているが、環境保護のための基本的な取り組み方針を確立していく必要がある。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律(「省エネ法」)が改正され、学校法人としては実質「第1種エネルギー指定工場」に指定されることになった。これを受けて、省エネルギーに向けた改善方策の体系的取り組みをさらに推進するため、2004(平成16)年度に設置された「省エネルギー推進委員会」を廃し、2008(平成20)年度には、「地球温暖化対策推進委員会」を新たに設置した。今後さらに広く取り組みを推進するため、ソフト・ハードの両面から具体的な取り組みを計画し実行していく。

2009(平成21)年4月からキャンパス内禁煙を行ったが、喫煙者に向けた禁煙への移行教育の継続のほか、喫煙者に対するマナー向上を求める啓蒙活動も併せて実施していく。

【利用上の配慮】

- ・各施設・設備の利便性への配慮の状況
- ・施設・設備面におけるバリアフリーの形成状況

＜現状の説明＞＜点検・評価＞

1. 障がい者への配慮の現状と評価

本学では利用者の利便性を高めることを目的に、2006(平成18)年10月竣工の「深草キャンパス修景計画」により、キャンパス内の利用者の動線を整理するとともに、段差解消等、バリアフリー化を実現した。2009(平成21)年度は11号館(クラブボックス)について障がい者用トイレ改修、エレベーター設置他のバリアフリー化工事を実施した。既存建物について、バリアフリー化に順次取り組んできた結果、体育館、13号館(留学生寮・課外活動学生合宿施設)を除くすべての施設についての改修を完了している。

本学は、建物の新築・改修時等においては、法令の遵守はもとより、次のような措置を施すことを原則としている。

- ・各建物入り口付近への、車いす用のスロープの設置。
- ・建物にエレベーターを備え、障がい者が1人でも操作できるような機能を備える。
- ・障がい者用トイレの設置。
- ・固定椅子教室には、必ず可動の机・椅子を1カ所設ける(車いす対応)。
- ・構内に障がい者用の駐車スペースを確保。
- ・誘導ブロック、点字拡大表示・点字拡大案内図等を整備。
- ・車椅子用のリフト設置や、車椅子用の階段昇降機を用意。

また、深草学舎においては、キャンパス修景工事において「カフェ樹林」を2006(平成18)年4月に設置、営業を社会福祉法人に委ね、障がい者による自立支援場所として提供するとともに、本学学生による福祉実習施設として位置づけ、教育効果向上を図っている。

2. スクールバスの現状と評価

スクールバスは学生の授業および課外活動、教職員の校務等のための学舎間(深草学舎、大宮学舎、瀬田学舎)の移動が円滑に行えることを目的として運行している。スクールバスの運行時刻は、授業の開始・終了時間を考慮して編成されている。授業期間中の運行便数は、深草学舎～大宮学舎間が1日20往復、深草学舎～瀬田学舎間が1日15往復であり、本学学生の龍谷大学の授業受講や課外活動目的に利用している。

＜将来の改善策＞

各校舎の入口ドアの大半は、防音性を優先しているため、手前に引いて開く方式になっており(引き戸ではない)、かつ重い。車いす利用者がドアを開閉するには困難を伴う場合が多い。各校舎出入口の自動ドアについては、本学教務課、6号館、21号館や図書館等は完了しているが、導入には多額の経費を要することから計画的な整備を継続していく必要がある。長期的な課題とせ

ざるを得ない。

スクールバスについては、学生の要望を聴きながら増発等の改善を行ってきたが、満員で乗車できない場合があり、実情を調査する等、引き続き改善に努めていく。

【組織・管理体制】

・施設・設備等の維持・管理や、衛生・安全・防犯・防災に関する責任体制の確立とシステムの整備状況

<現状の説明>

1. 維持・管理責任体制の確立状況と評価

施設・設備は、学校法人の基本財産であり、その運用にあたっては関係法令に基づくとともに、具体的な教学の展開に則した適正な維持・管理がなされ、かつ安全が確保されなければならない。このため、法人においては「学校法人龍谷大学固定資産および物品管理規程」が定められ、大学においては関連規程等を整備している。

施設・設備の管理については、「学校法人龍谷大学固定資産及び物品管理規程」に基づいて、深草学舎においては財務部を主管としている。その上で、各施設の管理区分を明示し、その区分毎に管理担当部署と管理担当者(教職員)を明確にし、日常管理を行っている。

外国人留学生の日常生活を維持する基盤としての宿泊施設については、教育施設としての意義も踏まえた管理運営を行うために、施設毎に関連規程を定めている。

課外活動や自治活動の拠点として日常的に学生が使用している学友会館・紫朋館(クラブボックス)等の施設、体育館・グラウンドおよび放送施設等、大学と学生が共用している施設については、大学側の管理権を明確にしつつ、学生の代表者を含む委員会を設置し、管理方針等を毎年確認しながら適正管理、安全確保に努めている。このため、学内規程(体育館規則(深草)、学友会館規則(深草)、放送委員会規程(全学)等)が定められている。

日常的な施設・設備の修繕等については、各部署からの申請に基づき、財務部が行っている。

2. 衛生・安全管理および環境被害防止のためのシステムの整備状況

防火体制については「防火管理規程」を定め、防火管理体制を整備するとともに、自衛消防組織を設けている。前述の施設の管理担当部署と管理担当者が、防火責任も担っている。同時に火災等の緊急時に対応するため、キャンパス毎に「キャンパス緊急連絡体制」を定めている。

キャンパス毎に法令に基づく「法定管理者」(外部委託を含む)を選任し、業務を執行している。管理技術者(電気主任技術者、放射線取扱主任者等)については、専門資格を要する者を雇用するとともに、水質検査、エレベーター検査等については専門会社(外注)により定期的に実施して関係官公庁に報告している。

清掃業務は、外部業者に委託している。キャンパス全体を特定業者に委託することはせず、建物群毎に異なる請負業者と契約し、毎年そのコストや業務の質を評価して契約更新の可否を判断

している。

防犯・警備等の守衛業務も、専門の外部業者との委託契約で行っている。守衛の業務内容については、日報により3学舎の担当部署が把握している。夜間については、学内照明の改善、防犯カメラの設置、防犯パトロール等を行っている。清掃業務と同様、そのコストや業務の質を評価して、毎年契約更新の可否を判断している。なお、21号館の実習室には防犯ベルを設置し、自習利用する学生の安全確保に努めているほか、学内の学生、教員が利用する施設にはすべてAEDを設置しており、定期的にAED操作説明会を開催している。

アスベスト対策については、旧3種(クリソタイル、アモサイト、クロシドライト)についてはすでに除去もしくは封じ込め工事を完了している。新3種(トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト)については、2009(平成21)年度、調査を行い安全を確認した。

喫煙に関しては、2009(平成21)年4月よりキャンパス敷地内全面禁煙を実施し、喫煙者の健康はもちろん、非喫煙者の受動喫煙の健康被害防止に努めている。

また、新型インフルエンザ等感染症対策として、衛生管理の観点から、建物の出入り口や人の往来が多い場所に消毒剤を設置している。今後、洗面所については、自動水栓化やハンドドライヤーの設置等、衛生管理の観点から順次整備していく。

＜点検・評価＞

1. 維持・管理責任体制の確立状況と評価

以上のとおり、関連規程等に基づいて日常的な管理運営を適切に行っている。特に、学友会館、紫朋館等学生の自治活動・課外活動の拠点となる施設・設備の日常的な管理運営は、大学は、学生を信頼して、学生の主体的責任によって行うよう指導している。今迄、学生は特に大きな問題を起こすことなく運営している。この管理運営方式は、学生の組織運営の要領や責任感を養成する上で役立っており、教育上の効果もある。

2. 衛生・安全管理および環境被害防止のためのシステムの整備状況

以上のとおり、キャンパス毎に衛生・安全が確保され、環境に対する配慮を行うシステムが整備され日常的に稼働している。しかし、一部には、たばこの不始末等、安全上危惧すべき事態が起きている。点検業務に一層努めるとともに、防火意識の徹底にも努めていく。また、出入りが自由な大学構内においては、外部からの侵入者による犯罪も十分考えられることから、巡回の強化等による事前防止に努めていく必要がある。

＜将来の改善策＞

施設・設備は、教学活動の多様化にともない拡充傾向にあり、構成員も増加する。従って、施設・設備の管理運営は、今後さらに効果的な手段をもって実施されることが求められる。併せて安全管理の徹底が図られることが肝要である。現在、守衛業務等一部を外部へ委託しているが、大学の管理運営の下で適正に業務が遂行されるよう、引き続き、適正管理に努めていく。

委託業者とは、更新の可否を判断した上で、毎年個別に契約を締結しているが、結果として同一業者が数年続くと評価が甘くなる傾向が生じてくることは否めない。その評価に外部のコンサ

ルティング業者を用いる等の工夫をもって、適正な評価を担保した上で契約を更改していく必要がある。

受動喫煙防止を目的に、2009(平成21)年4月より実施したキャンパス敷地内全面禁煙については、2008(平成20)年度より保健管理センターにおいて行っている禁煙指導をさらに徹底していく予定である。

第11章 図書館および図書・電子媒体等

《到達目標》

学習支援機能と研究支援機能とをあわせ持つ教育・研究の拠点として、深草、大宮、瀬田の各学舎にそれぞれ図書館を設置している。本学は、龍谷大学とこれらの施設を共用しており、各学舎の図書館を利用することができる。本学の学生および教職員は、教育・研究が行われている深草学舎にある深草図書館を主に利用している。

図書館の使命は、教育・研究に資する資料を収集・提供するとともに、これら資料が十分に利用されるための環境を整備することである。図書館は、次の5つの目標を掲げ、この使命の達成に努めている。

- 深草図書館では、「図書館図書収書計画」に基づき、設置各学部の学問分野に即した社会科学系・人文科学系の入門書、概説書、基本文献、辞書・辞典等の参考文献、加えて学生の教養を培い人格形成に資する一般教養図書を整備する。
- 多様なメディアの利用と多様な学習形態に対応できる施設環境を整備する。
- 利用者の教育・研究支援が適切に行える図書館スタッフの育成と配置に努める。
- データベースおよび電子ジャーナル等のオンライン情報を積極的に導入するとともに、これらが利用し易い環境を整備する。
- 地域開放を大学のエクステンション活動の一形態として位置付け、一般の方の知的好奇心を満たすことを目指し、図書館の施設開放と資料の一般公開を積極的に行う。

【図書、図書館の整備】

- ・図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性
- ・図書施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性
- ・学生閲覧室の座席数、開館日、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその適切性

＜現状の説明＞

各図書館では、各学舎の教育・研究分野を踏まえて資料収集が行われている。深草図書館では、文学部1・2年次生、経済学部、経営学部、法学部および大学院、ならびに本学が設置されていることから、社会科学および人文科学の資料を中心として約81万冊の蔵書を収蔵している。うち、社会福祉、社会政策、社会保障等、社会学に関する資料は、約4万冊所蔵している。

研究用図書の選書については、各学部図書委員会を中心に各専門分野の教員が中心となって行っている。学習用図書の選書については、毎年、年度当初の全学図書委員会で確認された「図書館図書収書計画」に基づき、シラバス掲載の参考文献、各学部の教育・研究分野に関する基本図

書、学習をする上で必要となる参考資料等を、図書館員を中心として各学部の教員、また 2008(平成 20)年度からは、試行的に図書館の学生アルバイトにも携わってもらい、体系的・計画的に選書している。このように図書館員・教員・学生により選書された図書、加えてカウンターにおいて利用者(兼任講師を含む教員や学生)が「指定図書制度」、「推薦図書制度」、「希望図書制度」により申請してきた図書の購入可否について、原則週 1 回開催される選書会議で検討し決定される。この仕組み(収書計画→多様な視点→会議体での検討)により体系的な蔵書構成と量的確保に努めている。なお、シラバスに掲載された参考文献については、受講者が簡単に見つけることができるように、Web シラバスにも掲載されるとともに蔵書検索システム(OPAC)とリンク付けがなされている。

データベース・電子ジャーナル等のオンライン情報については、図書館が電子図書館的機能を果たしていく上でも極めて重要であるとの認識から、1998(平成 10)年 9 月に提供を開始したのを皮切りに、現在、43 種類のデータベースと約 3,000 タイトルの電子ジャーナルと契約し、利用者に提供を行っている。

この他、視覚障がい学生の学習支援の一環として点字図書の拡充にも努めており、約 600 冊の点字図書を収蔵している。

深草図書館は、1973(昭和 48)年に完成した本館(2 階建て、延床面積 5,629 m²)とこれに増設する形で 1992(平成 4)年に完成した新館(地下 2 階地上 5 階建て、延床面積 5,689 m²)の 2 棟からなる。本館は学習図書用の開架書庫、閲覧スペースを中心として、インターネットコーナー、視聴覚コーナー、参考図書コーナー等の各コーナー、その他に事務室、開発室等の管理スペースを、新館は研究図書用の開架書庫、閲覧スペースを中心として、新聞・雑誌コーナー、AV ルーム等をそれぞれ擁している。

閲覧座席数は 1,013 席、うち AV ブース 26 席、オープン端末 40 台、CD-ROM 端末 6 台、マイクロリーダー 2 台を配置するとともに、グループ学習室(定員 10 名) 3 室、AV ルーム(定員 54 名) 1 室を設置している。その他、ノート型 PC の利用を想定して、館内に無線 LAN のアンテナを設けるとともに、個人キャレル席には電源コンセントも整備している。

深草図書館の開館時間は、授業期間中の平日 9 時から 21 時 45 分(土曜日 9 時から 17 時)であり、試験期間中の土曜日は 20 時まで延長開館を実施している。

また、2004(平成 16)年度から授業期間中の日曜日も 10 時から 17 時まで開館し、利用者サービスの向上に努めている。

深草図書館では、上述の学術資料の積極的な収集・提供ならびに利用環境の整備・充実に努めるとともに、図書館利用の促進を目的として、毎年 4 月に新入生を対象とした「図書館オリエンテーション」や、定期的に教員・学生を対象とした「各種データベース・電子ジャーナル講習会」を実施している。

以上、目標に基づく行動を行った結果、図書館の入館者数ならびに図書の利用者数は、次表 11-1、11-2 のとおりである。

表 11-1 深草図書館年間入館者数 [2005(平成 17)～2008(平成 20)年度]

年 度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
学生(短期大学部生を除く)	362,974	355,512	345,927	331,285
短期大学部生	14,726	15,989	13,379	16,337
教職員・その他	21,607	20,735	18,607	19,682
合 計	399,307	392,236	377,913	367,304

表 11-2 深草図書館年間貸出者数・冊数 [2005(平成 17)～2008(平成 20)年度]

年 度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
貸 出 者 数	49,442	48,046	46,179	44,908
貸 出 冊 数	94,558	90,752	87,250	85,978
1 人あたりの貸出冊数	1.91	1.89	1.89	1.91

※対象：短期大学部生を含む深草図書館全利用者。

<点検・評価>

「図書館図書収書計画」に基づく計画的な選書による図書、雑誌ならびに視聴覚資料の収書や、資料の電子化に対応して積極的にデータベース、電子ジャーナルの導入にも努めており、質・量ともに充実した蔵書構成であることは評価できる。

また、図書館システムのリプレースによるインターネット端末の増設を実施する。また 2010(平成 22)年 4 月からは、図書館サービスの認証用 ID を大学の全学認証用 ID に統合する等の環境整備を行う予定である。

しかしながら、入館者数ならびに図書貸出冊数が示すとおり、図書館を利用する者が減少傾向にあることは重要視すべきである。「学生の読書離れ」が言われて久しいが、この状況に対応するための具体的な対策を講じて、取り組む必要がある。

<将来の改善策>

図書館の学習支援機能を機能させるため、図書館が収集・整理した資料や契約しているデータベース等の情報に学生がアクセスする仕組みとして、シラバスに掲載された参考文献の利用実態ならびに Web シラバスへのアクセス数等のデータを全学図書委員会に報告を行う。その報告をもとに学生に対する資料紹介の方法や課題やレポートの作成に結びつけた資料の提示等、その仕組みを検討するとともに、図書館においても、試行的にシラバス掲載参考文献コーナーを新設する等、学習用図書(資料)の中でも、特に重要で基本的な資料であるシラバス掲載の参考文献を視覚的に認知させるための「場」を図書館内に設ける等の取り組みを行う。研究支援機能としては、現在、導入している電子ジャーナル(約 3,000 タイトル)が一層有効に利用されるようリンクリゾバシステム(利用者にとって最適な情報資源への入手方法、経路を示してくれる仕組み)を導入し、利用者の利便性を高める。

【専門職員の配置】

・図書館司書等、専門的職員およびその他職員の配置状況とその適切性

<現状の説明>

大学職員の中でも、専門職とされる図書館員であるが、近年、図書館に配置される専任スタッフの人数は減少傾向にある。加えて、図書館員の人事配置も大学全体の事務職員の人事異動と同じ枠の中で行われるため、専門職といいながら図書館における勤務年数が比較的短期間となっている。このような状況の中で、安定し適切なレファレンスが行える図書館員の確保と育成は大きな課題である。図書館では、人事異動により新たに着任した図書館員に対しては、原則、通信教育による司書課程講座を受講させることを基本として、その他、国立情報学研究所、私立大学図書館協会、文化庁等が主催する各種研修会に積極的に参加させている。深草図書館において、司書資格を有する図書館スタッフは、専任スタッフ9名の内3名、整理・閲覧業務等を担う非常勤スタッフ(嘱託、業務委託職員、アルバイト等)54名の内35名、合わせて38名であり、司書資格を有している者の割合は約6割となっている。

<点検・評価>

現在、全体として約6割の図書館スタッフが司書資格を有していることは一定評価できる。しかし、上述のとおり図書館における配置人数の減少や人事異動における滞留期間の問題により、専任職員が図書館員としての専門性を継続的に維持することは困難な状況にある。しかしながら、専門的視点を有した非常勤職員を配置し、専任職員がそれらをマネジメントすることで専門性を担保している。専任スタッフに求める図書館員としての専門性の育成と、専門性を有した非常勤スタッフの確保を計画的に行い、利用者に対して適切な学習支援ならびに研究支援が行える体制の構築を継続していく。

<将来の改善策>

今後も引き続き上述の研修への受講・参加を推進し、図書館員としての専門性をより一層高めていく。また、図書館業務における専任職員と非専任職員の業務内容を精査し、専任職員に求められる専門性を明確にしていく。その修得にあたっては、図書館事務部の部制のメリットを活かし、3図書館(深草図書館、大宮図書館、瀬田図書館)で育成計画を検討していく。

【学術情報へのアクセス】

- ・学術情報の処理・提供システムの整備状況
- ・国内外の他大学・短期大学等との協力の状況

＜現状の説明＞

本学では、1993(平成5)年度に図書館システムを導入以来、利用者サービスの向上、図書館業務の効率化を目的として、また、新CAT/ILLやILL相殺制度等、国立情報学研究所が行う政策へ対応するため、ハードおよびソフトのリプレイスを行ってきた。今般、2009(平成21)年10月に3度目のリプレイスを行い、現在、第4期図書館システム(E-Cats)が稼働している。本システムは、深草・大宮・瀬田図書館のほか、社会科学研究所の図書館業務(図書・雑誌整理、閲覧、ILL等)を一元管理し、所蔵資料の書誌・所蔵情報を整理・蓄積するとともに、これらの情報は、OPAC(通称R-WAVE)として、インターネットを通じて広く利用者に公開されている。

また、デジタルアーカイブ事業の一環として、本学が所蔵する古典籍や貴重資料をデジタル化しそのデジタル画像を、「貴重書画像データベース」として広く一般に公開している。

その他の学術情報として、1998(平成10)年9月から資料の電子化に対応し、First Search、Dialog Select、Search Bank等の電子ジャーナルやデータベースを導入した。以後、学習支援用の参考資料となる基幹的データベースとして、日経テレコン21、BOOK PLUS、MAGAZINE PLUS、Japan Knowledge、LEGALBase等を、また研究支援用の資料となる専門的なデータベースや電子ジャーナルとしてJSTOR、Science Direct、MathSci Net等を順次導入し、現在、43種類のデータベースと約3,000タイトルの電子ジャーナルを提供している。2006(平成18)年度からは、学外(自宅等)からもアクセスできる環境を提供している。また、今年度中には、リンクリゾルバシステムを導入し、利用者が数多ある電子ジャーナルの中から求めるジャーナルへのアクセスを支援する環境を構築する。

一方、学内外の大学や学術機関との連携については、1995(平成7)年からNACSIS-ILLシステムに参加し他大学等との協力関係を確立、国公私立を問わず全国の大学図書館との間で図書の相互貸借、資料の文献複写を積極的に行っている。その件数は次表11-3のとおりである。

表 11-3 深草図書館における相互貸借・文献複写の状況 [2005(平成17)～2008(平成20)年度]

年 度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
相互貸借	貸出	401	333	345
	借受	242	161	176
文献複写	受付	1,253	1,280	1,283
	依頼	970	1,893	1,546
			1,546	2,239

また、財団法人大学コンソーシアム京都共通閲覧システム、および私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会の共通閲覧証協定に加盟し、他大学の構成員に学生証や教職員証のみで図書館の利用を提供している。

その他、中国の大連図書館やアメリカのハーバード・イェンチン図書館と図書・資料の閲覧や所蔵図書の調査研究について、相互に便宜を図り支援する姉妹友好協定を締結している。

<点検・評価>

図書館システムについては、2009(平成 21)年 10 月にリプレイスを行い、機器のリニューアル、インターネット端末の増設、OPAC(通称 R-WAVE)のリニューアル、Web サービス(インターネットを介しての図書の取り寄せ、文献複写、現物貸借等)における認証方式を全学に統一することで利用環境の向上を図っている。また、OPAC 以外のオンライン情報に関しては、毎年、新たなデータベースおよび電子ジャーナルを契約して、資料の情報化への対応も行っており、これらの点においては評価できる。しかしながら、基幹的データベースとして導入している日経テレコン 21、BOOK PLUS、MAGAZINE PLUS、JapanKnowledge 等への利用状況(アクセス数)をみると、年度により差はあるが、次表 11-4 のとおり、2008(平成 20)年度は前年度に比較して日経テレコン 21 を除き減少している。

表 11-4 3 図書館における主たる基幹的データベースのアクセス数

[2005(平成 17)～2008(平成 20)年度]

年 度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
日経テレコン 21	493,723	586,462	433,322	558,941
BOOK PLUS	3,241	4,326	4,419	3,612
MAGAZINE PLUS	16,268	23,835	24,860	23,199
Japan knowledge	1,506	2,282	4,366	2,209

<将来の改善策>

現状を改善する方策として、まず、現在、開催している教員・学生を対象とした「各種データベース・電子ジャーナル講習会」の内容をはじめ開催時期・時間、周知方法を見直した上で、新たな形で開催する。次に、電子ジャーナルの利用を支援するシステムとして導入するリンクリゾルバについて、利用促進に向けた利用説明会を実施する。また、導入データベースおよび電子ジャーナル等図書館が提供するオンライン情報、ならびに図書館システムにおける Web サービス(インターネット上から資料の取り寄せや文献複写を依頼できる等のサービス)等のインターフェースである図書館ホームページを利用者にとってアクセスし易くリニューアルする。以上の方策を実施することによりオンライン情報の利用促進に繋げる。

【図書館の地域開放】

・図書館の地域への開放状況

＜現状の説明＞

本学における図書館の地域開放は、大学のエクステンション活動の一形態と位置づけられており、1995(平成7)年度から、地域交流センターとしての機能を持つ REC の会員に対し、本学卒業生と同様のサービスを提供している。REC が開講する公開講座の受講と図書館の利用により、会員の知的好奇心を満たすことを目指している。なお、過去4年間〔2005(平成17)年度～2008(平成20)年度〕の REC 会員の利用状況(入館者数)の推移は、次表 11-5 のとおりである。

表 11-5 深草図書館における REC 会員を含む学外利用者の年間入館者数

[2005(平成17)～2008(平成20)年度]

年 度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
学 外 者	9,964	9,122	7,335	8,235
REC 会 員	7,110	6,075	6,382	6,786
合 計	17,074	15,197	13,717	15,021

また、会員以外の一般の方(特別閲覧者)の受付状況は次表 11-6 のとおりである。

表 11-6 深草図書館における特別閲覧の年間申込者数 [2005(平成17)～2008(平成20)年度]

年 度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
合 計	270	183	199	203

この他、図書館が所蔵する貴重資料を展覧として、一般に公開している。2008(平成20)年度春に開催した特別展覧「源氏物語千年紀記念 王朝文学の流布と継承」には、約 2,500 名の来館者があった。

＜点検・評価＞

学外者に対する施設開放および資料公開については、約 15,000 名の通常来館者および約 2,500 名の特別閲覧来館者があり、一定需要は満たしており評価することができる。しかし、REC 会員を含む学外者の入館者数ならびに特別閲覧者の来館者数の推移をみるといずれも減少傾向にある。

＜将来の改善策＞

在学生や教職員の学修・研究環境の保持と地域への開放を両立させる中で、開館時間の延長や日曜開館を適宜行ってきた。さらに一層の地域開放のため、利用条件の向上を検討していくとともに PR に努める。また、より一層広く貴重資料の公開を目指し、貴重資料のデジタルアーカイブ化による情報発信を進めていく。

第12章 管理運営

《到達目標》

○大学の最高意思決定機関である「評議会」、大学執行部の機能を果たしている「部局長会」学部教学運営等に関する意思決定機関である「教授会」等をはじめとする各意思決定機関の役割を明確にした上で、各意思決定機関間の有機的な連携を図りながら、定められた意思決定プロセスに基づき適切な意思決定を行う。

○学長、学部長等が担う責任と権限を明確にした上で、適切な手続きを経てそれぞれを選出する。また、選出された学長、学部長等は、大学の構成員である学生・教育職員・事務職員等の理解を得ながら、それぞれのリーダーシップに基づいて様々な取り組みを積極的かつ機動的に推進する。

○学校運営に関する責務を負う法人と、教学運営に関する責務を負う大学が、常に意思疎通を図りながら、大学の発展や運営基盤の充実等に関する各種取り組みを積極的に進める。

【教授会】

- ・教授会の役割、特に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性
- ・教授会と学長もしくは短期大学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性
- ・教授会と評議会、短大協議会等の全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

<現状の説明>

1. 教授会の役割・活動

(1) 役割

教授会は教学上の重要な意思決定機関であり、教員に関する人事をはじめ、教育課程、研究および教授、学業評価、学籍に関すること等、本学の教育研究活動にかかわる重要事項を審議・決定している。教授会の役割は、短期大学部学則第39条に明記し本規定に則って意思決定を進めるとともに「龍谷大学短期大学部教授会規程」「龍谷大学短期大学部執行部会議運用内規」「龍谷大学短期大学部教員人事規程」「龍谷大学短期大学部長選挙規程」等の必要事項を定めて運営を進めている。

(2) 活動

教授会は、専任の教授、准教授、講師によって構成されており、学部長が招集者となり、短期大学部学則第39条で定められている事項を審議するため、概ね月2回(第1・3の水曜日)開催している。

教員の人事に係る案件については、学校法人龍谷大学就業規則第5条において、「職員の人事に関する事項(採用、配置転換、出向、休職、復職、退職、解雇等)は理事長がこれを行う。ただし、教員の人事に関する事項については、所属教授会の議決を経なければならない」と規定され

ており、これに基づいて、専任教員の採用分野および所属教員数は、学部長会で事前に連絡・調整した上で教授会が審議決定を行うこととなっている。ただし、具体的な募集方法、採用人事および昇任人事等の教員人事に関する事項は、教授会に先議権があり、余程の問題がない限り、学長は教授会の意向を尊重して、理事長に人事の発令を進達している。

また、教授会では、学則で定められている審議決定事項の他に評議会、各種委員会の報告もなされている。そこで提起された意見や要望は、選出評議員を通して評議会へ、学部長を通して部局長会へ、各種委員会委員を通して委員会へそれぞれ反映される仕組みになっている。

2. 教授会と短期大学部長との連携関係および機能分担

短期大学部長が職務を執行するに際して、教授会との連携・協力を図ることは必須の条件であり、そのための方策として、教授会では「短期大学部執行部会議の開催」「短期大学部または全学的な教学や管理運営を執行するために、評議員を含む諸委員を教授会構成員に割り当てる」といったような措置をとっている。

<短期大学部執行部会議の開催>

短期大学部執行部会議は、短期大学部長を中心に、教授会構成員の中から選ばれた学部長、教務主任、専攻科教務委員によって構成されるものである。教授会の円滑な運営をはかるために、教授会の前日や当日に短期大学部執行部会議を開催し、教授会へ提案する議案の事前調整や論点整理等を行っている。また、定型的な業務の一部については、短期大学部執行部に権限を委譲し、学部長の業務執行の効率化をはかる場合もある。

<諸委員の選出>

短期大学部は、教授会構成員の中から教務主任等の「諸委員」の選出を行っており、選出された諸委員は、学内の各委員会に参加し、そこでの審議状況を教授会に報告することとなっている。

3. 教授会と全学的審議機関との連携・役割分担

全学的審議決定機関である評議会は、教授会で選出された学部代表者である学部長や教授会選出の評議員等で構成されている。また大学執行部と位置付けられている部局長会には、学部長が構成員になっており、このような中で、教授会と全学的審議機関の連携・協力関係がはかられている。

<学部長を通じた連携・協力>

学部長は、評議会、部局長会、学部長会の構成員であるとともに、法人理事として、大学経営、財政運営面を審議する理事会の構成員でもある。これらの会議において、学部長は教授会で選出された学部代表者としての立場からその審議に加わると同時に、大学経営者の一員としての自覚に基づき意思決定を行っていることから、学部長には、学部代表者としての側面と大学経営者としての側面の双方からリーダーシップを発揮することが求められている。

短期大学部教授会規程第12条において、学部長は「全学的に決定する事項」については教授会の意向を聴く旨が定められているとおり、学部長は必要に応じて教授会の意見を聴取し、その意

見を審議決定機関に反映させることにより学部と全学的審議機関との連携をはかっている。

＜評議員を通じた連携・協力＞

教授会から選出された評議員は、評議会において、教学に関する審議事項については短期大学部教学の内容をよく理解して審議に参加するとともに、大学全般の運営や財政等に関する審議事項については全学的な意思決定機関である評議会の一員として審議に参加することが求められている。

また、評議会での審議事項と審議内容・結果は、教授会選出評議員により各教授会に対して報告され、必要に応じて教授会の意見を聴取し、評議会に反映させている。

＜点検・評価＞

1. 教授会の役割・活動

教授会は、大学運営の全体的な状況を把握しつつ、主体的な運営が行われるような仕組みになっており、学則に定める審議決定事項や、別途定める学部内規程に則して、主体的に意思決定が進められていると評価できる。

2. 教授会と短期大学部長との連携関係および機能分担

前述のとおり構成される「短期大学部執行部会議」は、短期大学部長と教授会の中核メンバーである各主任との意思疎通を図ることに繋がるとともに、学部長のリーダーシップとそれを支える教授会構成員との連携を図るシステムとして機能しており、相互の機能分担として実効があがっている。

また、教授会では、短期大学部教授会構成員の中から選出された「諸委員」から、学内の各委員会における審議状況や審議結果が報告されており、教授会では、全学的な視点での審議も適切に行われていると評価できる。

3. 教授会と全学的審議機関との連携・役割分担

学部長および評議員が全学的な審議決定機関の構成員として審議に参加することにより、学部と大学、教学と経営のバランスを保った大学運営を可能にしてきたと評価できる。

＜将来の改善策＞

高等教育機関を取り巻く環境が大きく変化する中、今後は、機動的な戦略政策の策定や、政策に基づく事業執行の時期の適切性に対応速度等を常に考慮しなければならない。

また、教員が担う諸委員会が多く、会議等に忙殺されとの意見も出ていることから、今後は、教学現場の意見集約を経て全学合意をはかるという現行の方式のメリットを維持しながらも、委員会の再編等も含めた合理化措置について検討する必要がある。

【学長、短期大学部長の役割と選任手続】

- ・学長・短期大学部長の選任手続の適切性
- ・学長・短期大学部長の役割とその適切性
- ・学長・短期大学部長と評議会、短大協議会等の全学的審議機関の間の連携協力関係および機能分担の適切性
- ・学科長の役割の内容とその行使の適切性

<現状の説明>

1. 学長の役割と選任手続

(1) 学長の役割

学長は、龍谷大学学長が兼務しており大学内の最高責任者であると同時に、法人においては専務理事として、理事長の命を受け、教学と経営を一体的に執行するという役割を担っている。学長は自らが招集し議長となる学内の意思決定機関である評議会、部局長会、学長会の審議決定を経て、この役割を果たしている。

(2) 学長の選任手続

学長選任手続等については、理事会で決定された「学長選挙規程」に定められており、その中で、学長の要件、学長候補者の資格、選挙権者、選任方法等が明確に規定されている。また、龍谷大学学長として選出された者は、短期大学部の学長を兼ねることになっている。

<学長の要件等>

学長の要件は、学長選挙規程において規定されている。

<選挙権者>

選挙権者は、学校法人龍谷大学に雇用された専任の教員と事務職員であり、すべて平等に1票の投票権を有している(ただし、休職者、国外研究員等は除く)。

<選挙手続>

- ①まず各教授会から選出された者9名と事務職員会から選出された者4名の計13名で構成された「学長候補者推薦委員会」において学長候補者を選考する。また、選挙権者も10名以上の連署をもって学長候補者を推薦できる。
- ②選挙が行われるまでに、学長候補者の経歴や抱負等が文書として作成され、全選挙権者に配付される。
- ③選挙は、選挙管理委員会が招集した「選挙会」(選挙権者3分の2以上の出席で成立)における投票によって行われる。
- ④選挙会における投票の前に、学長候補者は、抱負等を表明する。
- ⑤選挙会の選挙は、単記無記名の投票により行われ、第1回の投票で、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。
- ⑥前項の投票で過半数を得た者がいない場合は、第2次投票を行い、候補者が2名の場合は得票上位者をもって当選者とし、候補者が3名以上の場合は、投票総数の過半数の票を得たものを当選者とする。

⑦選挙終了後、理事長が発令する。

<任期>

学長任期は4年であり、再選の場合は2年である。

<解任請求>

龍谷大学の学生(大学院生、短期大学部学生を含む)には、学長の解任請求権がある。その手続等に関しては、「学長解任請求規程」(添付資料)に定められているが、今日まで発動されたことはない。

2. 短期大学部長の役割と選任手続

(1)短期大学部長の役割

学部長は、教育課程の編成、学生指導、教授会の招集、学部の教務事務等、学部の教学と運営に係わるすべての事項を執行する権限と責任を有している。同時に、大学にあっては部局長会の構成員となり、法人にあっては理事としての職務を担っている。本学は、いわゆる「学部長理事制度」の方式をとっている。これは、教学と経営をバランス良く運営するための仕組みであり、本学においては長い歴史をもっている。

このような役割を担う学部長は、次のようなプロセスを経て与えられた権限を行使し責任を果たしている。

- ・学部教学と運営に関する事項は、教授会の審議決定を経て執行する。
- ・学部運営のために、各学部においては「学部執行部」(学部長、教務主任、専攻科教務委員)を置いて、教授会をはじめ学部運営に関する事項について連絡調整を行い、学部長の意思形成支援をはかっている。
- ・全学的に共通する教学事項は、学部長会において連絡・調整のうえ、部局長会または評議会の審議・決定を経て執行している。

(2)短期大学部長の選任手続

短期大学部長の選任手続については、短期大学部長選挙規程で定められており、その主な事項は次のとおりである。

- ◆被選挙権者:学部に所属する専任教員
- ◆学部長の任期:2年(重任を妨げない)
- ◆選挙権者:短期大学部に所属する専任教員および事務職員会から選出された事務職員(事務職員については学部所属専任教員数の5分の1にあたる数を選出)
- ◆選出方法:選挙会(選挙権者総数の3分の2以上が出席で成立)を開催し、単記無記名の投票により、有効投票総数の過半数を得た者を当選とする。
- ◆学生には解任請求権があるが、今日まで発動された事例はない。

<点検・評価>

1. 学長の役割と選任手続

(1)学長の役割

評議会、部局長会、学長会という意味決定プロセスを経ることによって、学長は全学的な調和

と政策立案の正確さを維持しつつ、全学的合意を得た上で、その権限を行使しながら適切に役割を果たしている。

また、会議体による合意形成と学長権限の行使が一体となっていることは、教学と経営のバランスある運営を担保するという意義があり、現在、有効な運営がなされているといえる。

(2) 学長の選任手続

学長の選出については、選挙管理委員会を設け、関連規程に基づいて厳正な選挙が行われている。

本学は、法人業務の執行と大学教学に大きな権限と責任を担っている学長を、教員と事務職員が等しい選挙権をもって選出することを制度化している。単に学長選出方法が民主的であるというだけでなく、学長選挙の過程をとおして構成員が大学の一員としての自覚と責任を培う機会としての意義をもっていると評価できる。

また、学長候補者の推薦を推薦委員会がすべて行うことについては、過去において、一定の範囲で候補者を絞った方が良いとする意見と選挙権者の選択権の矮小化であるとする批判的意見の両方があった。また、大学規模が拡大した今日、候補者の抱負や政策を知らないまま投票せざるを得ない選挙権者もいるので、候補者広報の充実を望むとの意見もあった。これらについては、全学的な議論を経た後、前述のように、選挙権者も10名の連署をもって直接候補者を推薦できること、候補者の基本政策を文書にして全選挙権者に配付すること、選挙会場において候補者が抱負等を表明すること等が制度化され改善された。また、学長選挙管理委員会は、学長候補者公示後に選挙権者から学長候補者に対する質問を受け付け、それらの質問を整理・統合して各学長候補者に同一の質問を通知し、各候補者からの回答を受け、質問および候補者回答を選挙会前日迄に公開する制度を次同学長選挙から試行的に実施することとなった。以上のように、本学では選挙権者の意見等を真摯に受けとめながら、より民主的な選挙制度へと洗練し続けていることは評価できる。

2. 短期大学部長の役割と選任手続

(1) 短期大学部長の役割

短期大学部長は、学部執行部の支援を得つつ、教授会における民主的な討議を経て、その職務権限を行使しており、その限りにおいては特に問題はなく適切である。

ただし、短期大学部長が法人の理事を兼務することは、学部教学を経営に反映させるという点では積極面をもつものの、場合によっては学部の代表者であるという立場から、理事としての全学的な判断に支障を来してしまう可能性も有している。教授会で選出された学部代表と経営者としての理事というふたつの側面を持つ学部長理事制度について、今日の情勢のもとでデメリットをできるだけ克服し、メリット面を発展させるような仕組みをどのように構築していくかが、課題である。

(2) 短期大学部長の選任手続

短期大学部長の選出については、選挙管理委員会を設け、関連規程に基づいて厳正な選挙が行われている。短期大学部長は短期大学部の教学の執行に責任を持つとともに、法人理事として財政や大学の管理運営にも責任を持つため、事務職員会から選出された選挙人も投票権を有してい

ることが本学の大きな特徴である。事務職員が参加する学部長選出方式は、事務職員の大学運営への参加意識を高め、教員・事務職員の協働による円滑な大学運営に貢献している。

＜将来の改善策＞

1. 学長の役割と選任手続

全学合意を基本とする民主的な意思決定プロセスにおいては、個別的な利害にこだわった審議がなされた場合、学長のリーダーシップを抑制するようなことにも繋がる恐れがある。その様なことを防ぐためにも、学長が部局長会と一体となってリーダーシップを発揮しながら、適切かつ責任のある意思決定を進めていけるような体制の確立や支援機能の充実に努める必要がある。

2. 短期大学部長の役割と選任手続

短期大学部長は、短期大学部の責任者であるとともに、法人理事としての責任も有している。短期大学部長を選出するに際して、選挙権者は短期大学部の責任者を選出するという意識は強いが、法人理事として財政や大学の管理運営に責任を持つ者を選出するという意識はそれほど強くない。高等教育機関を取り巻く環境が大きく変化する中で、法人および大学全体の管理運営を適切に行うことは必要不可欠であり、学部長選出に際しては、選挙権者に対して、法人理事を選出するという意識をさらに醸成していくことが必要である。

また、学部長理事制度におけるデメリット部分の改善が引き続き重要な課題であり、メリット部分を発展させるような制度構築を検討する必要がある。さらには、学部長の業務執行を支援する学部教務課担当事務職員の力量向上を図ることが重要である。特に、2009(平成21)年度から導入された事務職員の新人事制度を有効に活用しながら、事務職員の問題発見、解決能力・企画力等、学部長と連携した業務力量向上に努めていく。

【教学組織と学校法人理事会との関係】

・教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担の適切性

＜現状の説明＞

本学における教学組織と法人理事会との間の連携・協力は、前述のとおり学長、副学長、短期大学部長、4年制学部長、事務局長、総務局長という大学の主要な役職者が法人の理事を兼ねることによって保たれている。予算の編成等を含む教育研究に関わる重要な事項は、先ず学長(専務理事)の下で原案を作成する手続をとっており、教学サイドである大学の意向が尊重されている。

このように、法人の意思決定において大学内の審議と合意形成プロセスを尊重することは、大学と設立母体である浄土真宗本願寺派双方の長年にわたる努力によって築き上げられてきた信頼関係を背景としたものである。大学の主体性を尊重したこのような運営方式は、大学と理事会の「良き慣行」として定着しているといえる。

また、理事会で決定された業務は、理事長の包括的な命令に基づき、学長(専務理事)が執行し

ている。この学長(専務理事)の執行権限に照応する形で大学の評議会の審議決定事項が定められている。

大学の教学組織を代表する本学の学長は、教学組織と理事会の連携協力関係および機能分担をはかる上で、重要な役割を担う位置にある。このような重要性に鑑み、本学の学長は、法人においては専務理事であり、理事長とともに法人の代表権を有している。

また、学長たる専務理事には、「理事長の命を受けて予算の執行ならびに諸規程・諸内規、その他理事会において承認された事項を執行する」(寄附行為第13条の3第2項)の規定に基づいて、大幅な法人業務の執行権限が委譲されており、学長(専務理事)は、その権限を執行する際には、大学評議会、部局長会の審議決定を経ることとしている。

このような関係の中で、教学組織と理事会との連携協力関係が維持され、その業務が円滑に行われるような仕組みができあがっている。

＜点検・評価＞

理事会は、2006(平成18)年度7回、2007(平成19)年度6回、2008(平成20)年度5回開催している。いずれの審議においても大学の意思決定を尊重しつつ、寄附行為に沿って決議を行っており、法人の最高意思決定機関として、適正に運用がなされ、その機能を果たしている。

評議員会は、毎年、3月には翌年度予算の議決を、5月には過年度の決算を行うための定例会を開催することとしており、臨時会を含めると、2006(平成18)年度3回、2007(平成19)年度4回、2008(平成20)年度4回開催している。いずれの評議員会においても、理事会同様、寄附行為に沿って適正に運営がなされ、その機能を果たしている。

また、監事は、理事会および評議員会に毎回出席し、学校法人の業務監査が常に行えるようにしていると同時に、公認会計士と意見交換をおこなった上で、財産状況の監査を行っている。以上のような日常的な監査を踏まえて、決算時には、理事会、評議員会に対して監査報告を行っており、監査機能としての役割を適正に果たしている。

本法人の意思決定は、大学の主体性を最大限に尊重しながら進められている。法人と大学は、このような意思決定プロセスにおいて、各々の役割や権限領域を理解した上で、信頼関係と適度な緊張感を保ちながら業務を執行しており、大学・教学組織と理事会との間の連携・協力関係の維持と機能分担は適正に行われている。特に、理事長と同様の代表権をもつ専務理事に学長が就任することにより、法人の意思決定を踏まえた大学運営が適正におこなわれていると評価できる。

ただし、高等教育機関を取り巻く環境が大きく変化している状況の中、大学の主体性を尊重するのみではなく、学外者等も含まれている理事会において法人としての主体的な意思決定を行わねばならないような案件が生じることも想定しておかなければならない。そのことも視野に入れ、さらに適正かつ迅速な意思決定が可能となるよう、法人と大学の意思決定のありかたについては検討する余地があるものと考えられる。

＜将来の改善策＞

大学の主体性を最大限に尊重した理事会の意思決定は、「大学の総意」を活かして業務が推進できるというメリットがある。しかし、一方では、高等教育機関を取り巻く環境が大きく変化す

る中では、この運営方式が、これからの大学経営にとって問題となり得る要素を含んでいることも十分に考慮しなければならない。

理事会の審議決定が、大学の意向を尊重するという理由により、形式的(経営責任が不明確)にならないよう、その運営には十分に留意する必要がある。また、理事会が戦略的・機動的な政策決定を的確に行うためには、今後、法人と大学の運営体制をどのような方向で整備すべきなのかについて、第5次長期計画の課題として位置づけた上で検討する必要がある。

【意思決定】

・短期大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

＜現状の説明＞

全学の意思決定機関として、学長会、部局長会、評議会を置いている。(「大学審議決定機関に関する規程」を参照)。また、審議決定機関の決定事項を執行するために、関係部署の連絡・調整を行い、円滑な業務執行に資することを目的とした事務協議機関として、部長会議、課長会議を置いている。

意思決定のプロセスは次のとおりである。

- ①短期大学部内部の意思決定。
- ②短期大学部教授会の決定が短期大学部としての意思となる。
- ③全学的な意思決定が必要となる案件については、学長会、部局長会、評議会とそれぞれの審議決定事項に基づき、意思決定プロセスを経ることになる。

＜点検・評価＞

1. 評議会

評議会の構成からもわかるとおり、評議会は民主的な議論の中で緊張感を保ちながら運営されている。重要案件については、必要に応じて、教授会や事務職員会との往復審議を行いその意見反映に努めており、全学合意を形成する大学の意思決定機関として適正なものであると評価できる。ただし、全学平等論的な意見が提起されたり、所属する教授会の意向に強く拘束されるような形で議論が進んだ場合は、戦略的な意思決定のタイミングを逃すリスクを抱えていることも事実である。

2. 部局長会

部局長会構成員は、全員が法人の常勤理事であり、常に教学と経営のバランスをはかり、大学の各組織体の意向を汲みながら審議を行っているとは評価できる。

ただし、構成員の過半数を占める学部長(8名)は任期制(2年)の役職であり、毎年度、一定数の学部長が交代となるため、大学執行部である部局長会の業務の継続性、問題意識の共有化という点では問題を抱えている。また、学部長は、所属教授会との関係で理事者としての意思形成が

制約されやすい立場でもあり、情勢変化に機敏に対応した部局長会の審議をどこまで担保できるかという課題を抱えていることも事実である。

3. 学長会

部局長会は任期制の学部長が多数を占めるが、学長会は、学長選挙時を除いては構成員の大きな変更もなく、教授会との関係で意思形成が制約される可能性もない。したがって、全学的な立場から戦略的な政策を審議しやすく、学長の意思形成を支援するうえで効果的な機能を果たしている。学長会の役割を拡大させることには、十分な検討を要するが、大学執行部の情勢変化に対応した政策決定を促進するという観点では、学長会のイニシアティブは重要である。

<将来の改善策>

評議会に提案された重点政策について、評議員が、その政策的判断や全学的視野に基づいて賛否を表明することは審議を深める上で重要なことである。しかし、機械的に全学平等論的な意見が提起されたり、所属する教授会の意向に強く拘束されると、戦略的な意思決定のタイミングを逃すリスクも生じてくる。今後、評議員には、教授会の意見をも聴取しつつ、戦略的な判断に基づく意見提起や全学的な視野で審議に参加することが強く求められる。

また、本学の特性でもある「全学合意」を基本とした上で、大学内外の情勢変化に的確に対応できるような大学経営を行うことも重要な課題である。そのためには、学長を中心としたガバナンスの質を高め、大学執行部である部局長会および学長会がリーダーシップを発揮していくことが必要である。

【管理運営への学外有識者の関与】

・管理運営に対する学外有識者の関与の状況とその有効性

<現状の説明>

本法人は、27名の理事の中に、8名の「浄土真宗本願寺派総長の推薦する学識経験者」を入れることとしている(寄附行為第8条第1項で規定)。この学識経験者理事には、主に政財界で活躍している者や大学の学長経験者等が就任しており、これらの理事は、非常勤理事として本法人の管理運営等に携わっている。

<点検・評価>

政財界で活躍している者や大学の学長経験者が非常勤理事として就任することは、本法人の管理運営においてすでに定着している。これらの理事は、客観的な視点を踏まえながら法人運営に対して意見を述べるとともに、必要に応じて学外諸機関等とのパイプ役となる等有効に機能していると評価できる。

＜将来の改善策＞

国立大学法人では経営協議会に学外者を入れることが義務化されるとともに、一部の私立大学でも学外者で構成される諮問機関が設置されはじめており、学外有識者の意見を取り入れることは、適切な法人運営・大学運営を図るための一手段として有効なものであると考えられる。

本法人・本大学においても、時代のニーズや社会的な要請に応じた事業展開を図るため、学外有識者で構成されるアドバイザリーボード等の設置について検討し、学外有識者に対して、大学に対する期待や大学政策に対する提言を求めるような機会を積極的に設ける必要がある。

第13章 財政

本学の財政については、全学財政の一部に位置づけられており、本章においては、全学的視点からの自己点検・評価にもとづいた報告が中心となる。

《到達目標》

○「財政基本計画」にある「教学創造こそ財政」の認識のもと、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得を図る」ことにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的發展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指す。

【教育研究と財政】

- ・教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況
- ・総合将来計画(もしくは中・長期の教育研究計画)に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性

<現状の説明>

大学を取り巻く環境が激変する中、教学の維持・発展を図る上で、健全な財政基盤を確立していくことは必須の課題である。本学は、現在、第4次長期計画(以下「4長」という。)に基づく諸事業を展開しているが、その各事業を財政的に裏付け、かつ長期的・安定的な財政基盤を確立するために、次のような理念に基づいて下表13-1の「財政基本計画」を策定している。

- ・財政は教学を中心とした大学の運営方針に従属し、教学展開に必用な資源調達を使命とするものであるが、同時に大学運営の制約条件であることに留意する。
- ・高等教育機関をめぐるさまざまな動向の中で、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることが、長期財政を確立する上での大きな課題であり、「教学創造こそ財政」の認識に立つ。
- ・4長に基づき、資金を教学創造という質的發展に重点投資し、「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」のある財政を構築する。

表13-1 『財政基本計画』の詳細

理念	目 標	具体的施策
主体性	教学組織を中心とした各事業主体の自律性を促進し、的確な教学支援財政を確立するためのシステムを構築する。	①教学主体予算の充実と評価 ②事業評価システムの継続実施(事業主体の自己評価による事業成果の確認と翌年度予算配分への反映) ③事業目的別予算科目の充実(独自の事業目的別予算による的確な事業内容の把握)

安定性	厳しい大学環境にあって、安定的な財源の確保と、安全な財政運営を目指す。	①学生定員の確保 ②学外資金の獲得 ③教員・事務職員定員枠の設定(教学主体の自主性確保と財政的制限設定) ④借入金の抑制(繰上返済の実現と新規借入の抑制)
健全性	指標数値に照らした長期的財政の健全性を図るとともに、金融リスクの増大に対処するためのリスクマネジメント体制を構築する。	①財政検証システムの構築(ガイドポスト(財務比率との対比)による財政の健全性検証) ②資金運用体制の確立(安全で効率的な資金運用体制の確立) ③経常的経費の総額抑制(既設予算からの捻出(スクラップアンドビルド)による経常的事業の新規展開) ④長期財政計画の策定
社会性	大学財政の社会的責任を自覚し、教学アカウンタビリティに対応した財政を展開するとともに、学生や社会等から理解が得られるかたちでの情報開示に努める。	①新学費制度の導入 ②財政公開の充実

①財政の主体性

4長の事業を推進するにあたっては、各事業主体が自律性・主体性をもってその事業を推進していく必要がある。

各事業主体が新たな事業を展開する場合、その具体的計画を「新規事業」としてあらかじめその事業内容や目的、規模、手段、もたらされる効果等を検討し、原案を作成し、予決算会、部局長会、評議会の審議・決定を経た後、翌年度予算の計上措置を講じている。

また、年に2回、新規事業や大型事業、予決算差異が大きく生じた事業等を対象に「事業評価」を実施している。これは、各事業主体による自己評価をもとに、その事業に対する「ニーズ」「役割」「経済性」「効率性」「有効性」「予算規模」等の視点から検証・評価を加え、最終的に当該事業の「継続」「改善」「廃止」等を検討している。これにより、事業の選択・重点化・再構築、成果重視の事業運営・予算編成、事業の効率性の向上を目指すとともに、事業評価の結果を翌年度以降の予算編成に反映させるように努めている。

決算においては、消費収支計算書を基礎に作成した「学部別収支状況表」を各年度の決算諸表に位置づけ、適正な政策判断を下すことにより、各教学主体の財政的自律性を促進している。

②財政の安定性

学生生徒等納付金は本学財政の主要な財源であり安定的な学生定員確保が重要な課題となることから、教学適正規模との関係にも配慮しながら臨時定員の恒常定員化(2000(平成12)年度時点の臨定の50%)をはかり、2004(平成16)年度からは入学定員のすべてが恒常定員となった。学生生徒等納付金に次ぎ主要な財源である補助金については、現在の補助金申請状況や体制の見直しを行い、各教学主体が補助金の仕組みを理解し、主体的に補助金獲得に取り組める環境作りに努めている。資産運用についても、資金を安全かつ有利に運用し、その運用益を教学の発展に資することを目的に、「龍谷大学資金運用要項」を制定している。この要項に基づき、毎年「資金運用方針」を策定し、安全性を第一義としながらも経済、金融等社会情勢を考慮した資産運用を行

っている。

また、財政の安定を図るには、収入の拡大とともに支出の抑制が必要不可欠である。特に人件費の占める割合は大きく、大学財政への影響は長期に及ぶ。このことから、全学で「教員・事務職員定員枠」を設定し、計画的な人事計画を策定し、かつその財政的な裏付けを確保するために教員、事務職員の人件費枠に一定の財政的制限を設定した。決算後、消費収支計算書を学部毎に細分化した「学部別収支状況表」と「財務比率表 [財政ガイドポスト]」に基づき、各教学主体は教員人事計画を検証することとしている。この「教員・事務職員定員枠」は財政的制限であるとともに各教学主体の人事計画に対する保証でもあり、財政の安定化だけでなく、教学主体の自律性促進を図るものとなっている。

借入金については、バランスシートのスリム化を図る意味から、新規の借入を行わないこととし、総負債比率(総負債<前受金除く>/総資産)を10%以下に抑えることを目標にしている。日本私立学校振興・共済事業団に対しては、現在の金利情勢からみて高金利と判断される既存負債の繰上償還の申し入れに努め、2002(平成14)～2009(平成21)年度には一部繰上償還が認められ、総負債比率は着実に低下している。

③財政の健全性

財政の健全性を確保するには、単年度だけではなく長期的な財政見通しを立てる必要がある。このため、4長の内容を盛り込んだ向こう10年間にわたる財務状況を表す「長期財政計画」を策定している。策定当初においては各事業に未確定要素もあるため、当初計画に組み込んだ事業予算を上限としながら、個々の4長事業の内容が具体的に確定した段階で、あらためてその事業を財政的に裏付けるとともに、長期的な財政計画の更新を行っている。

この長期財政計画は、予算編成(補正予算を含む)時、決算時に加え、必要に応じ4長事業を実施する際には事業提案と同時に提示しており、常に最新の財務状況をもとにした財政的将来展望を窺うことができ、的確な政策判断の一材料となっている。

また、財政の健全性を長期にわたり確保していく手法として、あらかじめ財務比率数値にガイドポストとなる数値を設定し、その数値と対比し検証していく方法を導入した。学長のもとに設置されている大学財政の専門委員会である「財政審議会」からの答申をもとに、その内容をさらに厳格に改訂した「財政ガイドポスト」を設定している。予算・決算だけでなく長期財政計画においてもガイドポストとの対比を行い、財政状況を向こう10年にわたって検証することにより、財政の自動安定装置として機能している。

④財政の社会性

大学は、学生生徒等納付金および国庫からの補助金が収入の大きな要素であるため、大学の教学活動にかかわるコストをはじめ、収支状況は社会から理解を得る必要がある。このため、社会から理解を得られる新たな学費制度を検討するため「学費検討プロジェクト委員会」を設置し、その答申に基づき「新学費制度」を策定した。これにより2003(平成15)年度から新学費制度が導入されている。また、財務諸表等を公開し、大学の財政運営を理解してもらえよう努めている。新学費制度の内容は、スライド制を廃止し固定制の学費とし、その額は現行学費の金額を基本的に踏襲することとする。また、入学金、授業料等の学費の枠組みは従来どおりとし、学部学費については納入額が各年次同額となるよう入学初年度の施設費の減免措置を行う。なお、学部・大

学院における社会人学費については減免措置等をとることとする。

私立大学の財政は、学生からの学生生徒等納付金、国からの補助金への依存度が高い。従って、公共的側面を持つ教育機関として、その財政状況を外部に明確に示すことは、大学の社会的責任である。本学は、年に2回広報誌を用いて予算、決算に関する財務諸表とともに、当該年度の主な事業を解りやすくまとめた財政公開を行っている。また、翌年度学費についても、決定後直ちに広報誌を用いて、保護者等に向け案内を行っている。また、ホームページ上にも財務諸表等を公開するとともに、私立学校法に基づく公開対象書類を学長室・財務部に備え付け、閲覧に供している。

<点検・評価>

全学の直近の2008(平成20)年度決算からみると、収入の柱である学生生徒等納付金は、前年比3千3百万円(0.16%)増の199億6百万円となった。これを踏まえ、帰属収入は263億2百万円となり、これから基本金組入額42億8百万円を控除した220億9千万円が消費収入の合計額となった。

一方、消費支出は225億7千万円となり、その結果4億7千万円の当年度消費支出超過が生じた。これを前年度からの繰越消費収入超過額から差し引いた24億6千万円が次年度繰越収入超過額となった。本学の財政は、計画的な財政計画のもと、4長関連事業を数多く推進しながらも累積消費収入超過の状態を維持しており、財政状況は良好である。

また、本学単独の消費収支の状況についてであるが、まず帰属収入は8億5百万円となっている。この帰属収入から、基本金組入の7千6百万円を控除した後の消費収入は7億2千万円となり、消費支出6億1千万を差し引いても1億1千万円の消費収入超過となっており、消費収支のバランスは保たれている。

2009(平成21)年3月末日現在で全学の資産総額は前年比23億円(1.7%)増の1,310億円、負債総額は前年比14億円(13.6%)減の99億円であり、その結果、正味財産は前年度に比べ37億円(3.1%)増の1,211億円となり、安定的な財政基盤を構築しつつあるといえる。固定負債の多くを占める日本私立学校振興・共済事業団からの借入金には高利率のものが少なくなく、約定返済のほか、繰上償還の受け入れを日本私立学校振興・共済事業団に求めている。この働きかけにより、2002(平成14)年度以降借入金の一部において繰上償還が実現している。今後も引き続き繰上償還の実現により、負債の圧縮に努めていると評価できる。

4長諸事業の展開を財政的に裏付けるとともに、健全な長期財政を計画的に構築するため、財政基本計画のもと、消費収支計算書レベルでの「長期財政計画」を策定している。これは、必要に応じて修正を加え、常に向こう10年間の財政計画を策定し、予決算審議資料として位置づけているものである。2001(平成13)年度策定時より2008(平成20)年度決算確定に基づく修正で「長期財政計画」は計29回の更新を行っている。常に最新の財政状況に基づいた向こう10年間の財政計画を示すことで、安定かつ積極的な4長事業の展開が可能となっている。

龍谷大学が株式会社格付投資情報センター(R&I)より、「信用力は極めて高く、優れた要素がある」ことを意味する発行体格付け「AA-(ダブルAマイナス)」を取得したことは、大学経営の安定性・健全性と、教育・研究の質が高く評価されたものであるといえる。

このような安定的な財政基盤を確立してきた背景には、「教学創造こそ財政」の理念に立脚し、4長に基づく教学改革への計画的・重点的投資と安定的な学生規模の確保の連携サイクルが概ね機能してきたことによるものである。

＜将来の改善策＞

私立大学において、帰属収入に占める学生生徒等納付金の割合は非常に大きい。しかし今般の社会情勢から見て学生生徒等納付金の飛躍的な増加を見込むことは困難であり、受験料等の手数料についても同様である。長期に渡る安定的な財政基盤を確立するためには、帰属収入の80%近くを学生生徒等納付金が占める本学財政の構造的特徴を明確に認識し、「教学創造こそ財政」の立場に立った教学改革を促進するとともに、補助金をはじめ、寄付金等の外部資金の獲得にも積極的に取り組んでいくことが重要である。

支出においては「財政基本計画」において定められている「教員・事務職員定員枠」や「財務比率[財政ガイドポスト]」による数値の検証とともに、「事業評価」に基づく事業の選択・重点化、再構築(スクラップアンドビルド)等を適正に行いながら、効果的な財政措置を講じていくことが重要である。

また、既存の事業については、それを充実させていく必要があり実施を予定している事業については、事業遂行を支えるために、より一層の強固な財政基盤が必要となる。財政ガイドポストの警告数値をクリアするよう一層厳格な予算編成と執行に努めていくことが肝要である。

【外部資金等】

- ・文部科学省科学研究費補助金、外部資金(寄付金、受託研究費、共同研究費等)、資産運用益等の受入体制と受入状況

＜現状の説明＞

本学における文部科学省科学研究費補助金、外部資金、(寄付金、受託研究費、共同研究費等)の受入体制は、研究部が中心となっている。科学研究費補助金については、説明会、申請書類の取り纏め、採択後の経費管理等を行い研究活動のサポートを行っている。外部資金については、REC等との連携により各種外部資金を受け入れ、経費管理については研究部がおこなっている。受け入れ状況は、「短期大学基礎データ(表16)」のとおりである。

＜点検・評価＞

本学は研究活動の活性化のために外部資金を積極的に獲得することをめざしている。特に科学研究費補助金の採択率を全学的に高めるために「説明会」等を行い、各学部が積極的に申請するよう支援している。個別の「科学研究費補助金説明会」を所管部署と連携して開催するなど外部資金の獲得に向けての啓発を行っているが、学外研究資金の獲得状況は、必ずしも十分な状況にあるとはいえず、申請件数や採択率の更なる向上に努める必要がある。

＜将来の改善策＞

外部資金の獲得状況は、本学における教学活動の活性化のバロメーターでもあり、本学は、その積極的な獲得をめざしている。そのためには4長に基づく産官学連携、生涯学習推進等の教学改革を進め、社会評価を高めていく必要がある。「教学創造こそ財政」の一層の具体化をはかっていきたい。

【予算の配分と執行】

・予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

＜現状の説明＞

予算執行においては、教学・財政の両立と持続性、予算執行の適切性・効率性を維持するために、予算要求、査定、予算案の作成、予算案の審議決定、執行、事業評価、監査、決算等の手続・処理基準等に関して次のような規程等が定められている。

- ・学校法人龍谷大学経理規程：本法人の経理について基準を定め、経理事務の正確かつ迅速な処理を図り、もって法人会計の能率的運営と教育研究活動の発展に資することを目的とする。
- ・予算統制等に関する規程：予算編成の手続および予算執行上の権限と責任ならびに内部監査制度等を定め、大学の円滑な業務遂行に資することを目的とする。
- ・学校法人龍谷大学固定資産および物品調達規程：本法人の固定資産および固定資産以外の物品の調達または売却の手続きの基準を定め、これらの適切な処理を行うことを目的とする。
- ・決裁手続取扱要項：予算統制等に関する規程第20条に基づく予算等業務執行決裁権限の委譲等に係る取扱を定める。

なお、これらの規程等に基づく業務処理の適正を促すための一環として、法人の監事監査とは別に、大学内に内部監査制度が設けられている。

次に、予算編成のプロセスであるが、龍谷大学の毎年度予算は、4長の事業遂行と、その実施を裏付ける「長期財政計画」に基づいて編成している。予算は、4長の計画的・効果的・効率の実施をするために重要な意味を持つものである。そのため予算編成のプロセスを重視している。この立場から、次のような予算編成手続きをとっている。

予算編成の基本方針については、まず、事務局長が「予算基本方針原案」（以下、「基本方針原案」という。）を作成した後、学長会で審議の上、「予決算会」への提案・審議を経て、部局長会にて「基本方針原案」を確定し、学長が評議会に提案し、評議会で審議決定（大学としての基本方針案を決定）する。その後、基本方針案を理事長に報告し、その了承を得た後、理事長が理事会に提案を行い、理事会と評議員会で「予算編成基本方針」を決定している。

また、予算については、各部署の「部門予算原案」作成の前に、前年度の新規事業等について、各部署の自己点検・評価に基づいて「事業評価」（2回）を行い、その結果を来年度予算編成に反映させ、効果的な予算編成に資することとしており、まず各部署からの新規事業計画の提案・審議（学長会→予決算会→部局長会→評議会で大学案を決定）を行い、新規事業の評議会決定に基づ

いて担当部署が新規事業を盛り込んだ内容の「部門予算原案」を作成し、予算要求を行う。各部署からの「部門予算原案」について財務部査定等を経て、事務局長が「予算原案」を作成し、学長会で審議の上、「予算原案」の予決算会での提案・審議を経て、部局長会の「予算案」を決定、学長は「予算案」を評議会に提案し、評議会で審議決定(大学としての予算案を決定)となり、その後「予算案」を理事長に報告し、その了承を得た後、理事長が理事会に提案し、理事会と評議員会で「予算」を決定することとなる。例年、10～12月に当該年度事業の見直しや変更に対応するため、補正予算を編成するとともに必要に応じ随時補正予算を編成して当該事業への予算措置を講じ、事業遂行に支障が生じないよう配慮している。編成プロセスは当初予算編成の場合に準じる。

続いて、予算編成の特徴等についてであるが、予算編成に際しては、年2回行う事業評価(6月と11月に実施)により当該事業の達成度や効果、影響等を評価し、効果的な予算配分を行っている。各部署からの予算要求を新規事業予算と経常的予算の2段階にわけ、4長に基づく新規事業についてはその目的や内容、手段、効果をとりとまとめた計画書に基づき、前もって審議を行った上で経常的予算を含めた予算編成を行っており、4長事業への重点的な予算配分を可能としている。また、部局長会が基本方針や予算案を審議する前に、「予決算会」(部長職位者で構成/学長が議長)を開催し、各部署の事業執行責任者である部長職位者による事前審議で全学調整を図るとともに、事業部署の意思が予算編成に反映するよう配慮している。予算は事業目的別科目により編成しており、事業の目的や内容を的確に捉えることができるとともに、事業担当部署においてはその事業目的毎に必要な予算を編成・執行できるため、事業の実体に即した予算措置を講じることができる。

次に、事業評価システムについてであるが、本学の事業評価システムは2000(平成12)年度から導入している。これは事業内容やその事業がもたらす結果、成果等を財政的な視点から検証・評価し、事業の選択や重点化、再構築(スクラップアンドビルド)をはかり、限られた財源の有効かつ効果的な配分を行うための手法のひとつである。事業実施部署による事業の「目的」「手段」「成果」「予算執行状況」等を踏まえた自己評価をもとに、その事業に対する「ニーズ」「役割」「経済性」「効率性」「有効性」「予算規模」等の視点から検証・評価を加え、最終的には当該事業の「継続」「改善」「廃止」等を検討している。これは、予算とともに成果も重視した財政計画への変革、評価視点とコストを常に意識した事業の企画・運営、職員の政策形成能力向上等の効果が期待されるものである。

この事業評価システムを実施することにより、次の3つの目標達成を目指している。

まず、事業の目的・位置づけを明確化したうえで、その成果を検証し、事業の必要性等を評価するとともに、このことを通じて事業の重点化・再構築をはかる。次に、成果志向の事業運営・予算措置事業を予算や提供したサービスの量だけで捉えるのではなく、その事業を行ったことにより、どれだけの成果が得られたかという、成果重視の事業運営と予算編成を進める。そして、最小の経費で最大の効果をあげるよう、費用対効果の観点から事業手法を検証し、事業の効率性を高める。また、各事業が目標に対して有効に実施されているか、事業実施の方法や投入する予算額は適切かの2点から、費用対効果を客観的に判断し、次年度以降の予算に反映させることを目的とする。

なお、事業評価は年2回を実施しており、第1回目は6月下旬に以下の事業を対象として実施している。

- ・前年度の事業評価で「評価保留」となった事業
- ・前年度期中(補正等)に起こった新たな事業
- ・前年度決算で予決算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業
- ・収入科目で予決算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業
- ・補正予算額が当初予算額と比べて140%以上増加した事業
- ・補正予算額が当初予算額と比べて60%以下に減少した事業
- ・特に事業評価を必要とする事業

2回目は11月下旬に実施しており、その対象事業は以下のとおりである。

- ・当該年度の新規事業
- ・年次計画で進行中の大型事業
- ・部局長会・予決算会等で今後の検討課題となった事業

以上のような内容で事業評価をおこなっており、年間延べ200件近い事業が評価の対象となっている。各事業担当部署は事業遂行に際し、その目的や効果を意識し緊張感を持って当たることができ、事業主体の自律性を促進することに貢献している。

<点検・評価>

予算において、規程・プロセスに基づいて、適正な業務執行がなされており、特に問題はない。ただし、私立大学の財政は、教学等に関わる支出は増える傾向にあるが、学生納付金や国庫助成等の補助金に依拠する割合が高く、収入の増加を伴っていないのが現状である。引き続き規程等に沿った支出統制を厳正に行うことが求められる。

<将来の改善策>

大学激動期を迎え、より効果的・重点的な予算配分による教学創造が求められる。このためには、学生の学びの実感等をとおした評価、外部評価による教学活動の客観的な評価等、より多面的な評価を行い、費用対効果による予算の適正執行に向けた取り組みが必要である。

【財務監査】

- ・アカウンタビリティを履行するシステムの実施状況
- ・監査システムの運用の適切性

<現状の説明>

私立学校法第37条第4項に基づく監事による監査、監査法人による会計監査、内部監査人による監査の3つの監査システムが構築されている。

まず、監事(3名)による財産状況の監査は、毎会計年度終了後、監事会を開催して行っている。監事は、財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書等に基づいて財務状況の監査を行うとともに、理事会に出席することによって、理事会の業務執行状況についても監査を行っている。

次に、監査法人による監査は、予算年度途中における各部署の予算執行状況の監査、現金・預金等の実査、決算期の監査等を行っている。2008(平成20)会計年度においては、年間延べ24回監査を行っている。

最後に、内部監査人の会計監査であるが、学長が3名の内部監査人を任命し、定期監査と臨時監査を行い、その結果を文書で学長に報告している。定期監査の結果については、学内の全部署に報告され、改善点等の指摘があった部署については改善方策を提出させて、改善に努めている。

<点検・評価>

3つの監査システムにより財務監査を行っており、それぞれの監査システムが機能することによって、予算執行の適切性を保っていると判断できる。

<将来の改善策>

大学の管理運営の効率化・適正化に資するために、引き続き監査機能の強化を図っていく。そのためには、3つの監査システムの相互連携を検討していく。

監事監査については年1回ではなく、会計年度途中で、監査法人の公認会計士からの報告を受け、意見交換を行う等の連携を図り、監査の質を高めていくことが重要である。

【私立短期大学財政の財務比率】

・消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目ごとの比率の適切性

<現状の説明><点検・評価>

日本私立学校振興・共催事業団発行の平成21年度版「今日の私学財政 大学・短期大学編」の大学法人の全国平均と本法人を比較した消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率については、下表13-2、13-3の各比率表のとおりである。

なお、本学の財政については、全学の財政の一部であるため、本学のみの財務比率ではなく、全学の財務比率を記載することとする。

表13-2 1. 消費収支計算書関係比率

比 率	2007 年度	自 己 評 価
	2008 年度	
	2009 年度	
	全国平均	
1. 人件費比率	46.6%	2008(平成20)年度決算全国平均(平成21年度版 今日の私学財政 大学・短期大学)

	47.7%	編 日本私立学校振興・共済事業団)より低い数値となっている。「教員・事務職員定員枠」の範囲内で人事計画が実行できている。
	52.8%	
2. 人件費依存率	60.1%	平均より低い数値となっている。龍谷大学では本比率を財政ガイドポストの一つと位置づけ、63%以上を警告・66%以上を中止数値とし、本比率の適正化に全学で取り組んでいる。
	63.0%	
	72.3%	
3. 教育研究経費比率	33.0%	平均より高い数値となっている。本比率は教育研究活動の維持・発展のためには不可欠なものであり、同レベルの比率を維持できるよう努める。本比率を財政ガイドポストの一つとして、30%以下を警告・25%以下を中止数値と設定している。
	31.9%	
	31.0%	
4. 管理経費比率	5.3%	平均より低い数値となっている。今後も同レベルの比率を維持できるように努める。
	5.7%	
	9.9%	
5. 借入金等利息比率	0.7%	日本私立学校振興・共済事業団からの借入により高比率となっている。高利息借入金の繰上償還を行い本比率の低下に努めている。財政ガイドポストの一つとして借入金元利償還額を附属収入で除したものを「借入金償還比率」とし、10%以上を警告、20%以上を中止数値と設定している。
	0.5%	
	0.4%	
6. 消費支出比率	85.8%	平均より低い数値となっている。経費の節減に努めている。本比率を財政ガイドポストの一つとして90%以上を警告、100%以上を中止数値と設定している。
	85.8%	
	99.8%	
7. 消費収支比率	111.5%	平均より低い数値となっている。
	102.2%	
	115.0%	
8. 学生生徒等納付金比率	77.4%	平均より高い数値となっている。このことから、龍谷大学の学生生徒等納付金への依存度が高いことが分かる。今後は、収入の多様化を目指し、補助金や学外資金の獲得に注力する。
	75.7%	
	73.0%	
9. 寄付金比率	2.1%	平均より高い数値となっている。学生生徒等納付金収入以外の収入の多様化を目指す上で、寄付金収入の拡大が課題の一つである。龍谷大学では、2009(平成21)年に創立370周年を迎えるにあたり、記念事業寄付金の募集を行ったため、本比率が高くなっている。
	2.8%	
	2.4%	
10. 補助金比率	9.6%	平均より低い数値となっている。「寄付金比率」同様、学生生徒等納付金収入への依存を軽減し、補助金の獲得に注力し、本比率の上昇に努める。
	9.7%	
	12.5%	
11. 基本金組入率	23.0%	平均より高い数値となっている。2号基本金の組入計画の変更により組入額が増となったため本比率が高くなっている。
	16.0%	

	13.2%	
12.減価償却費比率	10.6%	平均と同レベルの数値となっている。今後も同レベルでの推移が見込まれる。
	9.9%	
	10.9%	

表 13-3 2. 貸借対照表関係比率

比 率	2007 年度	自 己 評 価
	2008 年度	
	2009 年度	
	全国平均	
1.固定資産構成比率	93.0%	平均より高い数値となっている。龍谷大学では資金運用要項に基づき、長期有価証券による資金運用に比重を置いていることから、本比率が高率となっている。
	93.2%	
	86.7%	
2.流動資産構成比率	7.0%	平均より低い数値となっている。現金化が可能な資産が少ないとも見えるが、「固定資産構成比率」でも記載したとおり、龍谷大学では長期有価証券による資金運用に比重を置いていることから、本比率が低率となっている。
	6.8%	
	13.3%	
3.固定負債構成比率	4.0%	平均より低い数値となっている。1997(平成9)年度以降、新規の借入は行っていないため、低率にとどまっている。現在のところ新規借入の予定はなく、本比率は低下する見込みである。
	3.2%	
	7.2%	
4.流動負債構成比率	4.8%	平均より低い数値となっている。借入金については、約定返済以外にも繰上償還を実施できるよう努めており、本比率は低下する見込みである。
	4.3%	
	5.6%	
5.自己資金構成比率	91.2%	平均より高い数値となっている。資金調達は現在のところ新規借入を行うことなく自己資金にて行うことを予定しており、本比率は上昇する見込みである。
	92.4%	
	87.3%	
6.消費収支差額構成比率	2.3%	平均より高い数値となっている。今後も同レベルの比率を維持できるよう努める。
	1.9%	
	-6.8%	
7.固定比率	102.0%	平均より高い数値となっている。これは未返済の借入金によるものである。未返済借入の約定返済および繰上償還を行うことで、本比率は低下する見込みである。
	100.9%	
	99.4%	
8.固定長期適合率	97.7%	平均より高い数値となっている。これは、自己資金に含まれていない金融資産が「その他の固定資産」に多く含まれているためである。今後も本比率の急激な上昇はないと考えられる。
	97.5%	

	91.8%	
9.流動比率	145.4%	平均より低い数値となっている。本学では資金運用要項に基づき、長期有価証券による資金運用に比重を置いていることから、本比率が低くなっている。
	155.6%	
	238.6%	
10.総負債比率	8.8%	平均より低い数値となっている。現在のところ新規借入の予定はなく、本比率はさらに低下する見込みである。
	7.6%	
	12.7%	
11.負債比率	8.8%	平均より低い数値となっている。現在のところ新規借入の予定はなく、自己資金により財政運営を行っているため、本比率はさらに低下する見込みである。
	8.2%	
	14.6%	
12.前受金保有率	258.8%	平均より低い数値となっている。これは、長期有価証券による運用に重点を置いているためである。本比率は100%を大きく上回っており、特に問題はないと考えられる。
	259.7%	
	295.5%	
13.退職給与引当預金率	160.0%	本学において、退職給与引当金は要支給額の50%を基に計上している。今後も同率の数値で推移していくことが見込まれる。
	169.9%	
	70.6%	
14.基本金比率	96.9%	平均とほぼ同率となっている。借入金の早期償還に努め、本比率をさらに高めていく。
	97.7%	
	96.8%	
15.減価償却比率	44.7%	平均より高い数値となっている。今後、償却が進み、本比率は高くなっていくことが見込まれる。
	45.5%	
	42.9%	

<将来の改善策>

- ・事業の効率化・スクラップアンドビルドによる消費支出拡大の抑制

近年の本学の消費支出比率は、5年前と比較すると低い値で推移しているが、教育研究事業の充実等に伴い再び上昇することも想定される。これを避けるためにも、既存事業の見直しや新規事業の採択にあたっては、2000(平成12)年度より実施している事業評価システムを今まで以上に有効に機能させ、さらなる事業の効率化を図ることで、限られた財源の有効かつ効果的な配分を実現していく。

- ・学生納付金以外の収入の増加

学生納付金比率が平均値を上回っている状態が続いており、学生納付金以外の収入の多様化が重要であると考えている。その一つに研究補助金や助成金が挙げられるが、これらの外部資金の獲得は収入を多様化させるだけでなく、教育研究活動の充実と表裏一体であり、「教学創造こそ財政」の理念のもとで更に積極的な獲得を目指していきたい。

- ・借入金の早期償還

借入金利息支出の高止まりは消費収支を圧迫する一因でもあり、高利率の借入金については、早期の繰上償還の実現に努めているところであるが、今後も引き続きその努力を行っていくことが将来にわたっての財政健全性の維持に繋がるものであると考えている。

第14章 自己点検・評価

《到達目標》

外部評価を含んだ全学的で組織的な自己点検・評価活動を実施し、建学の精神の具現化に向けた恒常的な改善・改革を実行していく。そのため、以下のような到達目標を掲げている。

- 自己点検・評価委員会を中心に、教職員が一体となり継続的に自己点検・評価活動に取り組む。
- 自己点検の結果は、報告書としてまとめるとともに、ホームページ上で公表する。
- 本学独自の自己点検・評価・改善・実行システムの整備を図り、自己点検・評価データベースを構築し運用する。

【自己点検・評価】

- ・自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムとその活動上の有効性

【自己点検・評価と改善・改革システムの連結】

- ・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うためのシステムとその活動上の有効性

＜現状の説明＞＜点検・評価＞

全学の「大学評価に関する規程」第3条では、「本学(龍谷大学)の大学評価は、建学の精神に基づき、本学の教学と経営管理の改善・改革を支援・促進し、その質的水準の向上と本学の社会的使命の達成に資することを目的とする」と規定している。

さらに、第2項において「本学(龍谷大学)は、前項の大学評価の目的を踏まえて、認証評価機関等から特色ある私立総合大学としての評価を得ることによって本学の社会的評価を高めるよう努めなければならない」としている。

大学評価に関する重要事項を審議・決定するために、大学執行部(部局長会)のもとに「全学大学評価会議」が置かれ、また、大学評価に関する具体的な業務を審議するため、「全学大学評価会議」のもとに「大学評価委員会」が設置されている。本学の評価機関としては、「短期大学部自己点検・評価委員会(以下、「短大評価委員会」という。)」が設置され活動している。全学的な点検評価に関する事務部門は、教学企画部が総合的に支援を行っている。

本学学則第3条の2において、「本学は教育研究の向上をはかり、前条第1項の目的を達成するため、自らの点検・評価を行う」とし、学部目的や教育目標の検証に関しては、第2章においてすでに記述したので、ここでは、教育研究活動や管理運営等に関する自己点検・評価の組織体制、いわゆる実施体制について記述していく。

本学は、2008(平成20)年12月に、「短大評価委員会」を立ち上げた。これまでの自己点検・評価にかかる組織体としては、教授会、および学科会議、コースごとに設置のコース担当者会議等において、その役割や機能を果たしてきたが、2010(平成22)年4月に大学基準協会の認証評価受審を契機に、これらの機能を集約した会議を設置することにした。

その実施体制としては、「短大評価委員会」のもとに、評価報告書執筆者全体会議を設け、重要な項目の表記や将来の改善策について共通認識を得るための議論や活動の経緯を討議することを目的にしている。すなわち、学部構成員が共通の認識を持って、質の高い教育内容をめざす契機となるよう議論を通して実践している。

大学基準協会による認証評価結果は、刊行物や本学ホームページ上で公表する。評価については、同協会が設定した短期大学基準に基づくもので、最も重要かつ基本的な15項目とオプションである「特色ある取り組み」が評価項目として設定されている。本学が、大学基準協会の認証評価を受けることは、教育内容の質を高めることに繋がる。

具体的な自己点検・評価としては、以下のものがあげられる。まず、学生を対象に授業内容を評価する「授業アンケート」、さらに本学が独自に行っている、卒業年次生を対象にしたカリキュラムを評価する「カリキュラムアンケート」の実施がある。

実習科目と実習内容を評価する手だてとして、実習生対象の「実習終了総括レポート」を提出させている。また外部評価にも相当する実習施設からの評価を受ける機会としては、「実習報告会」「実習反省会」を開催している。その際、当日の分科会報告と意見交換や成果を記載した冊子を発行して、教職員や実習関係機関に配布して点検・評価をしている。その結果は、毎年度のカリキュラムに反映している。

学生に対するアンケート調査に関しては、やや画一的になり、数値からだけでは把握し難いデータをどのようにして捉えるかが課題となっている。

2008(平成20)年11月に、全学において、組織的な自己点検・評価に取り組むべく「新たな自己点検・評価制度の基本方針」を定めた。続いて、2010(平成22)年2月には本基本方針と「大学評価に関する規程」に基づいて、全学における内部質保証システムの構築に向けて、2010年度から大学機関別評価として、すべての学部・研究科にそれぞれ自己点検・評価委員会を設置することとなった。また、大学テーマ別評価として、複数の学部や全学的に共通するテーマとして「教養教育」及び「学部共通コース」のそれぞれに自己点検・評価委員会を設置する予定である。さらに、各部局においても自己点検・評価を行う体制を整備していく。そして、それぞれが年度毎に自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書としてまとめていく。

＜将来の改善策＞

本学における自己点検・評価活動が、実質的な本学の質の維持・向上を実現するには、自己点検・評価した結果を改善・改革に繋げていく必要がある。現在「龍谷大学 自己点検・評価データベースシステム」を構築中であり、今後は本ツールを活用して、毎年度自己点検・評価活動を行っていく。また、その自己点検・評価の結果を社会に広く情報公開し、社会から信頼を得られる大学づくりを目指す。そして恒常的に「短大評価委員会」の活動を継続して、委員会の構成メンバーが互いにチェックしあうような活動やその内容の精査をとおして、すべての教職員に当該

活動のさらなる理解を促していく。

【自己点検・評価に対する学外者による検証】

- ・自己点検・評価結果に対する学外者による検証システムの実施状況およびその有効性

【短期大学に対する指摘事項および勧告等への対応】

- ・文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告等への対応

＜現状の説明＞

本学は、これまで大学基準協会を含めて外部の第三者評価を受けておらず、自己点検・評価結果に対する学外者による検証システムは確立されていなかった。

但し、龍谷大学は、2006(平成18)年、大学基準協会の認証を受けている。「大学評価に関する規程」第9条に、外部評価の実施について規定し、先述のとおり、「全学大学評価会議」のもとに、「大学評価委員会」を設置し、規程は整備されているものの、外部の第三者評価を受けるには至っていない。

現段階において、本学は、文部科学省等からの指摘事項、および大学基準協会からの勧告等は、受けていない。

＜点検・評価＞＜将来の改善策＞

「大学評価に関する規程」が2003(平成15)年11月27日に制定され、2008(平成20)年、2010(平成22)年に基本方針の確認や方針に基づく委員会設置など、内部質保証システムの構築に向けた体制も整備してきている。そのため、本学においてもこのたびの大学基準協会の認証評価を受けた後は、第三者(学外者)による外部評価を受けることを検討したい。

第15章 情報公開・説明責任

《到達目標》

大学は、社会的責任を自覚し、社会への説明責任を果たすため、学生や社会等から理解が得られるかたちで情報開示をめざす。また、高等教育機関としての使命を果たすべく、その遂行状況は、自己点検・評価結果、認証評価結果、外部評価結果を各種の情報媒体を通じて社会に公開していく。そのため以下の目標を掲げている。

- 学生・保護者・教職員等の大学ステークホルダーのみならず、広く社会に対して財政公開を行う。
- 自己点検・評価の結果を社会に広く情報公開し、社会から信頼を得られる大学づくりを目指す。
- 本学ホームページ等を通して、財政ならびに自己点検・評価結果、認証評価結果等を公表し、掲載し、広く社会に公開する。
- 個人情報保護について啓発活動を継続しながら、その運用改善を図る。

【財政公開】

・財政公開の状況とその内容・方法の適切性

＜現状の説明＞

1. 私立学校法の定めに基づき、学校法人龍谷大学寄附行為第31条の2において、財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書および監事による監査報告書を学長室および財務部に備え置き、閲覧に供している。特に、収支計算書については学校法人会計基準で定められている資金収支計算書・消費収支計算書の他に、本学独自の「事業目的別収支計算書」についても同様に閲覧に供しており、積極的な財政公開に努めている。

2. 大学広報誌「龍谷」(学内版)を発行して、保護者への郵送および学内配布等によって公開している。

「龍谷」(学内版)をそれぞれ、当年度予算、前年度決算、翌年度学費と2回発刊。学費の主な負担者である保護者に対して郵送し、保護者全員の手元にいきわたるようにしている。

当年度予算については事業目的別予算書総括表、資金収支予算書総括表、消費収支予算書総括表とともに、予算の使途・実施予定事業の内容を掲載し、本学の財政運営に対して理解を深めてもらうように努めている。

前年度決算については、事業目的別収支計算書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、独立監査法人の監査報告書および監事の監査報告書を掲載している。また、決算の要点をQ&Aにまとめ、本学の財政運営に対して理解を深めてもらうように努めている。

翌年度学費については、決定後直ちに発刊し、理解を得られるよう努めている。

3. 大学広報誌「龍谷」(学内版)発刊後はホームページ上にも前述と同じ内容を掲載し、広く社会にも公開している。前年度決算については、理事会承認後5月末までに(「龍谷」(学内版)発刊前に)暫定的にホームページにその内容を公開している。なお、ホームページには2001(平成13)年度決算以降の予算決算内容も掲載している。

4. 理事会および評議会で報告した「事業報告書」の要約・抜粋もホームページに公開している。

<点検・評価>

本学及び龍谷大学では、保護者・学生・教職員等の大学におけるステークホルダーのみならず、広く社会に対して本学の財政状況を公開することで、学生納付金・補助金の使途や本学財政状況の健全性を理解してもらうために努めている。特に、単なる数値のみの公開でなく、教学・研究における具体的な効果を明記し、支出の意図を理解できるよう努力していることに特徴がある。

また、決算においては、学校法人会計基準で定められた計算書類である「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」に加えて独自の「事業目的別収支計算書」を公表している。これは、より使途を明確にし、財政状況を深く理解してもらうことをめざしているものであり、今後も引き続き実施していく。

同時に学費についても前期・後期の納付時期だけでなく、次年度学費決定後直ちに詳細について周知を図っており、予算公開・決算公開とあわせて、納められた学費がどのように執行されているかが理解できるよう配慮している。

<将来の改善策>

公開はすでに一定の効果をあげており、引き続き継続していくことが重要である。また、より理解の促進を進めるために、公開の内容・方法の改善に努めていく必要がある。

【自己点検・評価】

- ・ 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性
- ・ 第三者評価結果および外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

<現状の説明>

2010(平成22)年度から、全学における内部質保証を積極的に進めていくため、2010年度から大学機関別評価として、すべての学部・研究科にそれぞれ自己点検・評価委員会を設置し、年度毎に自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書としてまとめることとしている。また、自己点検・評価結果については、年度ごとの自己点検・評価報告書として取りまとめ、個人情報を除き、原則としてホームページ等を通じて公表し、社会的説明責任を果たすことにより

社会から信頼される大学づくりに資することとしている。

本認証評価の受審のため作成の「点検・評価報告書 龍谷大学短期大学部」(本報告書)については、冊子形式で印刷して関係機関に配布すると同時に、本学ホームページに掲載し、広く社会に公表していく。

財務に関する評価については、2005(平成17)年度、龍谷大学は、株式会社格付投資情報センター(R&I)より「AA-(ダブルAマイナス)」の格付けを取得している。その後毎年、このレベルを維持し続けその結果は、例年本学ホームページにて公表している。

＜点検・評価＞＜将来の改善策＞

自己点検・評価活動が、実質的な本学の質の向上を実現する仕組みとして機能するよう、自己点検・評価した結果を改善・改革に繋げていく必要がある。現在大学全体で「龍谷大学 自己点検・評価データベースシステム」を構築中であり、今後本ツールを活用して、毎年度自己点検・評価活動を行っていく。また、その自己点検・評価の結果を社会に広く情報公開し、社会から信頼を得られる大学づくりを目指す。また、2010(平成22)年度から実施する自己点検・評価の結果については、大学として年度ごとに自己点検・評価報告書として取りまとめ、公表していく予定である。併せて、本認証評価の受審のため現在作成している「龍谷大学短期大学部 自己点検・評価報告書」(本報告書)についても、関係機関への配布や本学ホームページに掲載するなど、積極的に広く社会に公表していく。

学外機関による格付け評価を受け、その評価を公表していることは評価できる。引き続き、本学校法人の学校運営にかかる健全性や積極性をアピールし、ステークホルダーをはじめとする社会全体からの支持基盤をより強固なものとするよう努める。また、将来的にはより高い評価が得られるよう努めると同時に、評価の内容・事由等を本学校法人及び大学の運営にフィードバックし、有効に活用していくこととする。

【個人情報保護】

・個人情報保護に関する規定の整備状況とその運用の適切性

＜現状の説明＞＜点検・評価＞

2002(平成14)年10月10日に「個人情報の保護に関する規程」および「個人情報の保護に関する細則」を制定し、個人情報の管理が適切に行われる体制を整備してきた。前述の規程等に定められた個人が、当該の情報に限ってその閲覧を請求することができるようになっている。この個人情報保護に関する規程の制定は、国の「個人情報の保護に関する法律」の公布[2003(平成15)年5月30日]、に先立つものであるが、状況の変化に沿って、随時改正を行って運用している。

本学では、新入生に対して入学時に配布する「学則・諸規程」に「個人情報保護に関する規程」を掲載して、その存在を周知している。

さらに、龍谷大学ホームページでは、プライバシーポリシーのサイトにおいて、以下を明記し

ている。「Ⅰ個人情報保護に関する考え方」と「Ⅱ個人情報保護の基本方針」を掲げている。その基本方針としては、①法令等の遵守、②利用目的の特定、③利用の制限、④安全管理と対策、⑤体制の整備を記載している。具体的な体制としては、個人情報保護委員会を設置して、個人情報の管理や諸問題に対する整備を諮っている。

加えて本学学生が社会福祉施設に実習に行く際、当該施設と「個人情報の保護に関する誓約書」を取り交わして、双方が各1通を保有する。このことは、福祉施設に学生の個人情報保護を依頼するとともに、大学・学生も実習先で知り得た個人情報を漏洩してはならないことを書面で約束している。この書面を作成・交付することで、施設側だけでなく大学・学生にも個人情報の保護に関する啓発と一定の抑止効果をもつことになるため、その評価は認める。

＜将来の改善策＞

個人情報の保護に関する規程が整備され運用が開始されてはいても、個人情報保護に関する意識向上やリスクマネジメントに向けた啓発活動は、継続的になされる必要がある。例えば、龍谷大学法学部の教員による研修会等の開催をととして個人情報保護に関する認識をより深くすることなど、積極的な啓発活動が求められる。

第16章 特色ある取り組み

- ・教育内容・方法、学生の受け入れ、学生生活、社会貢献、管理運営において、特色ある取り組みを行っている場合の実施状況およびその有効性

本学における特色ある取り組みとして、記載するのは次の3つの取り組みである。「実習事前指導の体系的な実施」「体験型教育でまなぶ(共に生きる地域づくり)」「イメージ創成を中心としたキャリア教育」であるが、これらは共に文部科学省から評価され、GPとして採択されたものである。

【実習事前指導の体系的な実施】

＜現状の説明＞

「実習事前指導の体系的な実施」は、社会福祉現場実習は福祉領域の人材を養成する重要な柱であり、それを充実させることが社会から強く求められていることを踏まえ、その実習教育の効果を向上させるために、事前指導がカギであることに着目し、多様で体系的な実習事前指導の教育プログラムとして構築したものである。

本取り組みは、高い水準の実習事前指導を実施し、質の高い社会福祉現場実習が行えるようにすることを目的としており、その特色は以下のようにまとめることができる。

- ・多様で体系的な教育プログラム

大学等での学びの場合、教室等の定められた場所で、定められた時間内に、教員によって準備された教育内容が、教員のコントロールの下に展開されることが一般的である。それに対して、現場実習の場合は、さまざまな面で不確定要素が非常に多いという特徴がある。そのため、多様な状況に対応できるように、多様な内容を網羅した体系的な教育プログラムが必要である。本取り組みでは、多様な内容の教育プログラムを、適切な時期、学生規模、講義形態、方法等を考慮しながら体系的に構築している。

- ・現場に慣れておくための教育プログラム

現場実習の期間は比較的短期間に限定されるため、実習前からある程度現場を知り慣れておかないと、現場に慣れたところに実習期間を終えることになりがちである。本取り組みでは、現場に慣れるために、現場職員等による講義、現場見学、「福祉体験活動」という名称のサービス・ラーニングのプログラム、実習を経験した先輩からの報告会への参加、現場に関する理論的学習・レポートの作成、実習を行う施設との事前訪問・打ち合わせ等を行っている。

- ・実践力を身につけられる教育プログラム

現場実習は、学生自らの実践をととした学びである。とくに、社会福祉現場実習の場合、社会福祉サービスの利用者等に対して実際に援助するケースも多く、一定の実践力を身につけておく必要がある。そのため、実践力を身につけられる教育プログラムが必要である。

本取り組みでは、視聴覚教材を使った介護技術の学習、介護をしたりされたりする体験、実習を行う分野ごとのより専門的な実践力を身につけるための学習等をととした実践力の養成を行っている。

・丁寧・緻密な指導を可能とする情報管理システムの整備

社会福祉現場実習の場合、サービスの利用者に対して実習生が実際に援助するケースも多く、実習生の行いが利用者・現場職員に与える影響は大きい。したがって、円滑に実習が行えるように、きめ細かな事前指導が重要である。前述の実践力のほか、社会人としてのマナー等を含め、一定の事項については実習生全員に徹底しておく必要がある。学生に対し丁寧・緻密な指導を行うためには、多数の教員が指導にあたることが前提条件となり、教員間の情報共有、連絡等の情報管理システムの整備が必要不可欠となる。

そこで本取り組みでは、担当者による会議の開催、その記録の作成・配布、基本・重要事項の冊子化と担当教員への配布、全専任教員向けの連絡事項をまとめた通信の発行(週刊)、実習に関する連絡事項を担当教員が記入する共通の記録ファイルの設置等を行っている。こうした丁寧・緻密な指導を行うために、実習指導室を設置している。

・多様な協力関係の整備

見学、体験活動、実習等の受け入れ現場との協力関係がなければ、現場に慣れるための理想的な事前指導のための教育プログラムや理想的な実習を実施することはできない。現場で求められる実践力を身につけるための指導を行うには、現場で働く卒業生や社会福祉の現場職員等との協力関係も求められる。さらに、学内の他の部署との協力関係の構築が望まれる。

本取り組みでは、見学施設あるいは実習施設との打ち合わせの実施、「実習施設用ハンドブック」の作成・配布、卒業生あるいは社会福祉の現場職員等による講義の協力依頼、保護者会による財政支援の協力依頼、大学近辺のボランティア協会や社会福祉協議会、ボランティア・NP0活動センターとの協力関係を構築している。

以上のような特色の中でも、実習事前指導の教育プログラムの中に、「福祉体験活動」という名称のサービス・ラーニングのプログラムを取り入れたことが本取り組みの最大の特徴である。

1年次の夏休みに、高度な専門性を必要としないボランティア活動をベースにした福祉体験活動を「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」あるいは「ソーシャルワーク現場実習指導Ⅰ」という科目の一環として実施させている。学生自らがボランティア情報等を入手することにより、福祉的な活動を体験する機会を見つけ、3日間以上参加することとしている。それを学内での学びにフィードバックし、2年次の本格的な現場実習につなげている。

福祉体験活動の場は世界にも広がっており、CIEE(国際教育交換協議会)の国際ボランティアプロジェクトに応募して、海外ボランティアを経験する学生もいる。

なお、この取り組みは2003(平成15)年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に採択されている。

<点検・評価>

本取り組みは、毎年度末に「社会福祉援助技術現場実習Ⅱ」(卒業実習)に関するアンケート調

査を実施することにより評価を行っており、その調査結果は「- 実習・教育年報 - 卒業論題集」に掲載している。

2008(平成20)年度に実施したアンケート調査では、約7割の学生が福祉体験活動は卒業実習で役立ったと回答している。

このように、福祉体験活動というサービス・ラーニングの経験は、福祉現場に慣れ、現場実習において求められる実践力を修得する機会ともなり、現場実習の教育効果を向上させている。また、サービス・ラーニングの経験は、学内での学習にフィードバックされ、学生の学習意欲や理解力を高めるという教育効果も期待できる。

一方、福祉体験活動の活動先に関する情報提供を行うために本学にボランティア・コーディネート・センターを設置しているが、上記のアンケート調査では、同センターの利用率が非常に低くなっている。

＜将来の改善策＞

前述のとおり、ボランティア・コーディネート・センターの利用率が非常に低いため、2009(平成21)年度をもって同センターを廃止し、全学組織であるボランティア・NPO 活動センターの活用を促進していく。また、学生へのアンケート調査の結果を反映させ、今後の事業内容のさらなる充実を図っていく。

【体験型教育で学ぶ「共に生きる地域づくり」】

＜現状の説明＞

本取り組みは、2002(平成14)年度から始めた、知的障がい者と学習支援を通して協働する「オープンカレッジふれあい大学課程(以下、「ふれあい大学」という。)」を基礎として、次の2つの「体験型教育」の取り組みを結びつけ、活かしながら構成されている。第1は、地元の砂川小学校児童、住民組織や砂川地域の高齢者等と交流し「地域課題に向けて協働する体験型教育」である。これを「砂川アクション」と呼ぶ。第2は、地域に暮らす知的障がい者を大学に招き入れて「共に学ぶ体験型教育」である。これを「ふれあい大学」と呼ぶ。

学生は「砂川アクション」で「私も地域の一員」との自覚を高めていく。「ふれあい大学」で、すべての人を認め合い誰も排除せず包み込む地域の必要性を学ぶ。この両者があいまって、学生に「共に生きる地域づくり」に貢献する力が着実に育まれてきた。この取組の特色は、①学生と地域との関わりを組織的に支える体制を構築していること、②正課授業に取り入れ教育上の体系化を図っていること、③学習成果を学内全体と地域に還元しその共有化を図っていることである。

その具体的取り組み内容は、次のとおりである。

2002(平成14)年度から、知的障がい者と学習支援を通して協働する「ふれあい大学」を開講し、特殊講義内でオリエンテーションと振り返りを行う。

2003(平成15)年度から、正課授業に位置づけ、火曜日に「社会福祉特殊講義Ⅳ(音楽療法)」、「社会福祉特殊講義Ⅴ(演劇療法)」、「社会福祉特殊講義Ⅲ(障がい者学習支援特講)」の3科目を通

年で開講し、事前・事後学習も入れて学生には単位認定をしている。

2003(平成15)年度から、地域女性会と協働する「友愛バザー」において、オリエンテーションと振り返りを行っている。

2003(平成15)年度から、地域の老人福祉委員と協働する「独居高齢者戸別訪問インタビュー」では、各ゼミでオリエンテーションと振り返りを行っている。

2003(平成15)年度からの、「バリアフリーマップの作成」は、ゼミ単位で取り組み、ポスター発表形式で学内に掲示し発表を行っている。

2004(平成16)年度からは、学生が地域のバリアフリー状況を点検して、学内の報告会で発表を行っている。

2005(平成17)年度から、砂川小学校3年生全員と地域住民と交流する「多世代交流会、地域を良くするトーク会」を実施している。

2008(平成20)年度は、砂川地域の街区公園の活用をテーマに取り組んだ。これらの成果は、発表会等を通じて地域住民にも公開し、全学生との共有化を図ってきた。

以上の活動を統括する機関として、2006(平成18)年度から、社会活動関連の業務を担う社会活動センターを設置し、職員を配置することとした。

<点検・評価>

先述のさまざまな取り組みに携わった学生にアンケートを実施し、教育効果の客観的評価を実施している。例えば、「ふれあい大学」への参加により、知的障がい者との協働を体験した学生のアンケートの回答結果では、「履修後の障がい者へのイメージの変化」の問いには75%が「良くなった」と回答している。「障がい者と関わるのが怖い」との問いでは約60%の学生が「あまり思わない」または「思わない」と回答している。「ふれあい大学」での協働を通して、学生の知的障がい者へのマイナスイメージは飛躍的にプラスへと変化している。2006(平成18)年度から文部科学省の特色GPに採択され、学内外の認知度が飛躍的に高まったと評価できる。

<将来の改善策>

2006(平成18)年、深草キャンパス中央に知的障がい者が働く「カフェ樹林」がオープンした。学生にとって、日常的に障がいのある人との交流機会が増えたほか、ボランティアで喫茶業務をともに体験している。今後はさらに、学生にボランティアや福祉体験活動参加を呼びかけ、「カフェ樹林」を活用しつつ、地域の人たちとの交流と理解ができるように取り組んでいく。学生が、地域住民と障がい者を媒介する役となることで、より学修と自己形成を深めていくことを期待している。

2003(平成15)年以来、年間総括報告において、取り組みを検証して発表し、改善への意見を受けとめてきた。また、報告書にまとめ、改善への足がかりとしてきた。今後は、社会活動センターの充実によって検証と改善を短期的に行うシステムをさらに機能させていく。

【イメージ創生を中心としたキャリア教育】

<現状の説明>

進学・就職の目的意識や卒業後の進路希望を明確に持たない学生の増加に伴い、楽しく主体的に学ぶということができず、その結果、就職に対してもミスマッチな選択をしたり、漠然とした不安感から現実逃避したりするケースが増えてきている。こうした問題に対応するため、主体的に学生が学習し、納得する就職を実現するためには、卒業後の進路等についてリアリティのあるイメージを持つことが重要であるとの認識から、このイメージ創生を早い段階から継続的に図るために卒業生の働く姿や就労現場等を題材に製作した本学独自の視聴覚教材(DVD等)を活用している。

またイメージ創生には実体験も重要であることから、体験型学習も積極的に行っている。視聴覚教材を活用したイメージ創生は入学希望者や新入生に対して行うとともに、実社会での体験型学習すなわちインターンシップの事前指導としても行っている。またインターンシップやその事前・事後指導をはじめとする種々の教育課程において、実務家やサービス利用者、卒業生による特別講義を実施する等、学外教育資源の活用を図り、実社会と学生との接点を数多く持たせている。さらに卒業後支援にも力を入れ、卒業生、在学生、教員の交流を促進する仕組みの導入や、専門家による転職等に関する相談体制の整備等を行い、入学前から卒業後までのキャリア支援を継続的かつ体系的に実施している。

これらを通じて、本学のキャリア支援をさらに充実・発展させ、自分の目的に合った学修の必要性を実感として理解し、学ぶことに喜びを感じながら主体的に学修できるようにすることが本取り組み全体の中心的なねらいであり、希望を持って就職し、いきいきと活躍できるような支援を行ってきた。なお、これらの取り組みは2006(平成18)年度文部科学省現代GPに採択されており、2008年度で現代GPの補助事業としては終了したが、本取り組みの成果を生かして、2009(平成21)年度以降も継続的に事業を展開している。

<点検・評価>

本取り組みの一環として製作した実習事前指導用視聴覚教材が、実習に役立ったかどうかについて問うアンケート調査を実施したところ、「役立った」と回答した割合が2007(平成19)年度58%、2008(平成20)年度94%で、実習事前指導用のさまざまなプログラムの中で比較的高い数値を得ることができた。このことにより、本視聴覚教材が体験型学習の一環として位置づけられている社会福祉実習の教育効果を一定程度高めたものと考えられる。

また、本取り組みの一環として製作した導入教育用視聴覚教材を入学直後に視聴した学生から「先輩たちの仕事のことを聞いてすごくためになった。生活相談員の仕事をしている先輩の話を聞いて自分の将来のことが少しずつ見えてきた気がする」、「ビデオを見て細かい将来像を改めて考えることができました」、「同じコースを選択した先輩方の生の声を聞けて、自分の進路のイメージがとてもしどろしました」といった感想が出される等、「卒業後の進路等についてのリアリティのあるイメージを創生する」という期待どおりの効果があったことがうかがえる。

就職率(就職決定者数/(卒業者数-進学者数))については、2006(平成18)年度74.0%、2007(平成19)年度70.0%、2008(平成20)年度58.5%と推移している。2008(平成20)年度が低くなって

いるのは、就職、進学 of いずれも把握できていない学生が 59 名いるためである。

また、就職活動は満足できるものだったかとのアンケート調査の結果、「大いに満足している」、あるいは「満足している」と回答した割合が、2005(平成17)年度28.6%、2006(平成18)年度26.4%、2007(平成19)年度34.7%、2008(平成20)年度37.5%と2007(平成19)年度以降の数値が増加している。なお、就職決定先の志望度・満足度についてのアンケート調査の結果は、「大いに満足している」、「第一志望で大いに満足している」、「志望度が高く満足している」、あるいは「満足している」と回答した割合が、2005(平成17)年度80.8%、2006(平成18)年度85.3%、2007(平成19)年度95.0%、2008(平成20)年度81.1%となっている。

以上のように、本取り組みの有効性を示唆するさまざまなデータが得られている。

＜将来の改善策＞

本取り組みを実施する中でいくつかの課題が認識されている。たとえば、視聴覚教材を有効に活用するためには、どのような時期に視聴させるのか、どのような解説をしながら見せるのか、視聴後のレポート提出等についてである。これらの課題について検討し、継続的に改善を図っていくことが重要な課題である。

そのため、今後もFDの一環として各種調査を実施する等本取り組みに関する評価を継続し、評価結果を踏まえた改善に努めていく予定である。

また、製作した視聴覚教材の持つアリティを維持していくため、視聴覚教材を学内外の状況の変化等に応じてリニューアルする作業も継続して取り組んでいる。

終章

龍谷大学は2009(平成21)年、創立370周年を迎えた。そして龍谷大学文学部に次いで長い歴史と伝統をもつ本学は、2010(平成22)年、開設60周年を迎えることとなる。60年の長きに亘り多数の優秀な人材を社会に送り出してきたことは、短期大学として社会的に大きな役割を果たしてきたと言える。先述したとおり、創立当初からの変遷を振り返れば、絶えず社会の変化や時代の要請を受けとめて教学・研究・社会的活動に取り入れ、さまざまな改革をしてきたことは、まさしく「進取と伝統」に应运ってきたと言える。「進取と伝統」とは、龍谷大学創立370周年記念行事において使用した象徴的な言葉である。単に昔を懐かしむとか、古いものが良いというのではなく、その時々社会が求めるものに应运、その時代の新しさを反映させた手法を取り入れてきたからこそ、本学は現代まで存続してきたという趣旨である。まさしく新しさを積み重ねてきたから、この現代社会に存在しているのだということを表現した言葉である。そのような歴史を積み重ねる間、建学の精神を身につけた有為の人材を社会に送り出すという使命を果たしてきたのである。

来る2011(平成23)年4月に、本学は社会福祉学科とこども教育学科という2学科体制に再編して、さらなる社会的要請に対応しようと準備を進めているところである。

このたびの自己点検・評価活動において、本学を構成する教職員が、常態化した業務から視野を転じて教育・研究・社会活動を見直す契機となったことは、大きな意義があった。加えて、学科改組という重要な目標を見据えて、学科全般の今後の改善策につき共通認識を獲得できたことは千載一遇の機会となった。

今や短期大学は、多くの課題を抱えつつ、非常に厳しい局面にある。かつて二十世紀終盤の時期には、効率的で凝縮されたカリキュラムを展開していた短期大学には、多くの志望者があった。しかしながら人々の生活が一定水準に達した頃から、短期大学より4年制大学を志望する者が増加した。わずか10数年のうちに、社会における教育や大学に対する価値観の変化がみてとれる。そのような一般的傾向ではあるが、短期大学を志望する者も一定程度みられるため、本学がそのような志望者に应运していくことは、まさしく建学の精神に相通じるところである。

これまでの自己点検・評価活動を通じて認識できた課題は、次のような事柄である。大学基準協会への認証評価の受審を契機に発足した「短大評価委員会」であったが、その点検・評価活動が、本格的に十分な機能を果たしたとは、言い切れない。今後は、この自己点検・評価活動をより実質的かつ有意義なものとする必要がある。また、自己点検・評価活動を通して、本学教職員のFD活動への認識をも深化させ、その実践を蓄積することでFD活動についても充実していくべきである。

現在、本学は学科改組に向けて、準備を進めているところである。それには、より優秀な学生の確保だけでなく、入学した学生が有している多様な能力を引き出し、その能力に自信を持たせることが求められる。18歳人口の減少、大学全入時代を経て大学卒業生の割合がますます増加していく社会にあって、自信を持って学生を送り出すことが、本学教職員に託された使命である。

その達成目標を見据えて、自己点検・評価活動を自主・自律的に行うことが常態化できる組織の構築や運用方法を模索していき、恒常的に検証・改善をしていくべきであると認識を新たにして
いる。